

平成 30 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 30(2018)年 6 月
沖縄国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・・・・	1
II. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・	8
基準1 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
基準2 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
基準3 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
基準4 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
基準5 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・	66
基準6 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・	77
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・	82
基準A 図書館の教育機能と地域貢献活動・・・・・・・・	82
V. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
VI. 法令等遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	92
VII. エビデンス集一覧・・・・・・・・	101
エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・	101
エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・	101

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

沖縄国際大学は、米国から日本へ施政権が返還された昭和 47(1972)年に、沖縄にある 2 つの私立大学を統合して設立された。本年、創立 46 周年を迎え、これまで 50,000 人を超える卒業生を送りだしてきた。現在、沖縄県内の高校卒業生の約 10 人のうちの 1 人が入学する地域密着型の大学である。

高等教育機関としての本学の目的は「学問研究の基本理念に基づき、広く社会に教育の場を提供し、人間性の涵養と科学的知識の啓発につとめ、理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成すること」(「学則」第 1 条)であり、本学大学院の目的は「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力並びに高度の能力を養うとともに、広く国際的な人材を育成すること」(「沖縄国際大学大学院学則」第 2 条)である。平成 18(2006)年には、大学院各研究科の教育目的を定め、平成 20(2008)年には、各学部学科の人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を定めた。

他方、設立にあたっては、「戦後沖縄の社会が幾重にも負った桎梏に耐えながらたどった歴史の道程」をふまえ、「住民と社会が常に叫び、常に求めてきた真の自由と、自治の確立」を追求することが、「沖縄の私立大学」としての本学の存在意義であるとされた(設立趣意書)。平成 14(2002)年には、自己点検・評価委員会において、設立趣意書をふまえ「真の自由と、自治の確立」という「建学の精神」を確認した。

また、自己点検・評価委員会での審議・承認、学部教授会での意見聴取、大学協議会での審議・承認、理事会への報告を経て、平成 15(2003)年には、「理念」を定めた(この際、「平和・共生」「個性・創造」「自立・発展」というキーワードもあわせて定められた)。

理念

沖縄国際大学は、沖縄の伝統文化と自然を大切にし、人類の平和と共生を支える学術文化を創造する。そして豊かな心で個性に富む人間を育み、地域の自立と国際社会の発展に寄与する。

昭和 62(1987)年ごろから用いられていた「地域に根ざし世界に開かれた大学」というキャッチフレーズは、設立趣意書で謳う建学の精神をふまえ、理念を先取りするものであったといえよう(平成 4(1992)年に広報委員会で本学公式キャッチフレーズとして確認)。

「万国津梁(世界の架け橋)」たることを旨とする「沖縄」は、アジアの十字路に位置し、独自の歴史・自然・文化を有する。この沖縄に立地する「沖縄の私立大学」(設立趣意書)であることが本学の最大の個性であり、沖縄のポテンシャルを活かしつつ、設立以来一貫して沖縄のさまざまな課題をみずからのものとして、「地域に根ざし世界に開かれた大学」をめざしてきた点に、本学の特色がある。

平成 22(2010)年には、こうした個性・特色を明確にするために、学部教授会での意見聴取、理事会での審議・承認を経て、建学の精神、理念にもとづいて「本学の使命」「教育目標」「地域連携・研究目標」を定めた。

本学の使命

沖縄国際大学は沖縄の発展に貢献するために

- (1) アジアの十字路に位置する沖縄のポテンシャルを活かし、万国津梁の魁となる人材を育成します。
- (2) 沖縄の個性を発揮させる研究・地域連携を行います。

教育目標

- (1) アジアを中心とする国際社会と対話し、理解し発信する能力を育成する教育をします。
- (2) 「沖縄」を見つめ探求し、地域と協働する経験を蓄積させる教育をします。
- (3) 夢を描き実現する力、環境変化に適応できる力、すなわち人間力を培う教育をします。

地域連携・研究目標

- (1) 地域協働、産学官連携を推進します。
- (2) 地域における生涯学習の拠点にします。
- (3) 沖縄の発展に寄与する研究を推進します。

さらに、ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会での審議・承認、教授会、大学協議会での審議・決定を経て、平成 24(2012)年に、本学の目的、建学の精神、理念、本学の使命、教育目標等をふまえ、大学及び各学科等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めた。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

米国の施政権下にあった沖縄には、私立の沖縄大学と国際大学が設置されていたが、日本への施政権返還をひかえ、両大学で統合へ向けて話し合いが進められた。その結果、統合整備計画が成立し、琉球政府による承認を経て、昭和 47(1972)年 2 月 25 日(創立記念日)、沖縄国際大学は、新大学としての一步を踏みだした。同年 4 月 23 日には開学式及び第 1 回入学式が挙行され、同年 5 月 15 日、施政権の返還にあわせて日本の法令に適合した大学となった。

本学の設立基金としては、文部省（現文部科学省）から沖縄県私立大学統合施設整備費補助金 10 億円が交付され、さらに日本私学振興財団（現日本私立学校振興・共済事業団）から特別長期融資 4 億 4,000 万円の提供を受け、校地の取得、校舎の建設等、創立当初の事業を完成した。

開学にあたっては、沖縄大学から学生 493 人、教員 18 人、職員 21 人、国際大学から学生 1,315 人、教員 30 人、職員 34 人が移籍し、さらに新入学生 1,176 人、新採用教員 20 人、新採用職員 2 人を加え、当初の構成員とした。

その後、本学の目的、建学の精神、理念、本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標等の達成のために、種々の改組・整備を行い、現在では、4学部10学科、3研究科5専攻の学部・研究科により構成され、学生（大学院生含む）5,588人、専任教員131人、専任事務職員87人（いずれも平成30(2018)年5月1日現在）を擁する名実ともに沖縄を代表する私立大学となった。今後も、本学の目的、建学の精神、理念、本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標等をふまえ、「地域に根ざし世界に開かれた大学」として、教育・研究・社会貢献の更なる展開を目指している。

沖縄国際大学の沿革

昭和47(1972)年

- 2月 学校法人沖縄国際大学設立
- 4月 沖縄国際大学・同短期大学部開学・第1回入学式
- 5月 「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により学校教育法に規定する大学となる

昭和48(1973)年

- 3月 第1回卒業式
- 7月 校章制定

昭和52(1977)年

- 3月 校旗樹立

昭和53(1978)年

- 4月 南島文化研究所設立

昭和54(1979)年

- 1月 校歌制定

昭和57(1982)年

- 12月 創立10周年記念式典

平成元(1989)年

- 6月 東海大学（台湾）と学術交流協定締結

平成2(1990)年

- 11月 厦門大学（中国）海外函授学院との学術交流協定締結

平成3(1991)年

- 4月 産業総合研究所設立
- 4月 韓南大学校（韓国）と国際交流協定締結

平成4(1992)年

- 2月 創立20周年記念式典
- 3月 ヨノック大学（タイ）と国際交流協定締結（平成18年度終了）

平成5(1993)年

- 1月 札幌学院大学と単位互換協定
- 4月 ベイラー大学（米国）と国際交流協定締結（平成7年度終了）

平成7(1995)年

- 3月 文学部第2部、教養部廃止

7月 国際交流センター（至：平成28年3月）、情報センター設置

7月 沖縄県私立大学協会加盟大学間における単位互換協定締結

10月 アルスター大学（英国）と国際交流協定締結

平成9(1997)年

1月 放送大学と単位互換協定締結

3月 名城大学と単位互換協定締結

4月 大学院地域文化研究科開設

4月 大学基準協会維持会員

6月 澳門大学と国際交流協定締結

11月 札幌学院大学と単位互換協定締結

11月 沖縄法政研究所設立

平成10(1998)年

4月 大学院地域産業研究科開設

6月 外国語センター設置（至：平成28年3月）

平成11(1999)年

3月 京都学園大学と単位互換協定締結

3月 桜美林大学と単位互換協定締結

4月 地域文化研究科に英米言語文化専攻開設

12月 短期大学部廃止

平成12(2000)年

9月 東村セミナーハウス竣工

平成13(2001)年

4月 文学部（国文学科、英文学科、社会学科）を総合文化学部（日本文化学科、英米言語文化学科、社会文化学科）に名称変更

4月 総合文化学部人間福祉学科開設

10月 熊本学園大学と単位互換協定締結

平成14(2002)年

2月 創立30周年記念式典

4月 法学部法学科を法学部法律学科へ名称変更し、法学部に地域行政学科開設

平成15(2003)年

4月 大学院法学研究科開設、地域文化研究科に人間福祉専攻開設

4月 エクステンションセンター設置（至：平成21年3月）

12月 カイロ大学（エジプト）と国際交流協定締結

平成16(2004)年

4月 商経学部を改組し経済学部（経済学科、地域環境政策学科）及び産業情報学部（企業システム学科、産業情報学科）開設

4月 日本臨床心理士資格認定協会より「第2種大学院」指定

8月 本館ビルに米軍ヘリコプター墜落炎上

平成17(2005)年

3月 大学基準協会より機関別認証評価認定

6月 レンヌ第2大学（フランス）と国際交流協定締結

12月 松山大学と単位互換協定締結

平成18(2006)年

2月 マッコーリー大学（オーストラリア）と学術交流協定締結

平成19(2007)年

3月 福建師範大学（中国）と中国語研修学生派遣に関する協定締結

平成20(2008)年

3月 法学部第2部廃止

4月 日本臨床心理士資格認定協会より「第1種大学院」指定

4月 ヘンダーソン州立大学（米国）と国際交流協定締結

平成21(2009)年

9月 商経学部第2部廃止

平成22(2010)年

12月 エコアクション21認証・登録

平成24(2012)年

2月 創立40周年記念式典

3月 日本高等教育評価機構より機関別認証評価認定

8月 六大学包括的連携協定締結

平成25(2013)年

3月 バンクーバーアイランド大学（カナダ）及び南ユタ大学（アメリカ）と国際交流協定締結

平成26(2014)年

9月 沖縄県内大学・短期大学・高等専門学校（計11高等教育機関）が連携し「大学コンソーシアム沖縄」設立

平成27(2015)年

3月 天津外国語大学（中国）及びレオン大学（スペイン）と国際交流協定締結

平成28(2016)年

3月 嘉泉大学校（韓国）と学生交流に関する協定締結

4月 グローバル教育支援センター設置（外国語センターと国際交流センターを発展的に統合）

8月 釜慶大学校（韓国）と学生交流に関する協定締結

平成29(2017)年

5月 宜野湾市教育委員会と連携・協力に関する協定締結

6月 沖縄税理士会と包括的連携に関する協定締結

2. 本学の現況

- ・大学名 沖縄国際大学
- ・所在地 沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目6番1号
- ・学部構成、学生数、教員数、職員数（平成30(2018)年5月1日現在）

①学部

学 部 名	学 科 名	学 生 数				
		1 年	2 年	3 年	4 年	合 計
法学部	法律学科	129	130	126	127	512
	地域行政学科	128	130	130	133	521
	計	257	260	256	260	1,033
経済学部	経済学科	140	136	137	166	579
	地域環境政策学科	141	136	146	159	582
	計	281	272	283	325	1,161
産業情報学部	企業システム学科	143	137	154	151	585
	産業情報学科	142	134	134	138	548
	計	285	271	288	289	1,133
総合文化学部	日本文化学科	133	128	125	126	512
	英米言語文化学科	139	148	155	152	594
	社会文化学科	93	100	81	98	372
	人間福祉学科	198	185	163	181	727
	社会福祉専攻	(98)	(95)	(79)	(96)	(368)
	心理カウンセリング*専攻	(100)	(90)	(84)	(85)	(359)
	計	563	555	524	557	2,205
合 計		1,386	1,364	1,351	1,431	5,532

②大学院(修士課程)

研 究 科 名	専 攻 名	学 生 数		
		1 年	2 年	合 計
地域文化研究科	南島文化専攻	4	10	14
	英米言語文化専攻	1	2	3
	人間福祉専攻	3	9	12
	計	8	21	29
地域産業研究科	地域産業専攻	7	7	14
	計	7	7	14
法学研究科	法律学専攻	5	8	13
	計	5	8	13
合 計		20	36	56

③教員数

学 部 名	学 科 名	教 員 数		
		専任 (兼任)	兼任	合計
法学部	法律学科	13	20	33
	地域行政学科	14	7	21
	計	27	27	54
経済学部	経済学科	13	8	21
	地域環境政策学科	13	16	29
	計	26	24	50
産業情報学部	企業システム学科	13	44	57
	産業情報学科	12	11	23
	計	25	55	80
総合文化学部	日本文化学科	12	31	43
	英米言語文化学科	13	10	23
	社会文化学科	11	45	56
	人間福祉学科 社会福祉専攻 心理カウンセリング専攻	17	70	87
	計	53	156	209
計		131	262	393

④職員数

専任職員	非常勤職員・ 臨時職員	嘱託職員	派遣職員	合計
87	43	18	9	157

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神、理念にもとづき、本学の使命は明確に定められている。沖縄国際大学の目的は「学則」第1条に、大学院の目的は「沖縄国際大学大学院学則（以下、「大学院学則」と記す）第2条に明示されている。本学の使命、目的を具体化したものが「教育目標」、「地域連携・研究目標」である。これらについては、「大学案内」、「大学院案内」、本学ウェブサイト、「事業報告書」等に明示されている。また、これらをふまえて、学部各学科・専攻の「人材の養成及び教育研究上の目的」が、「履修ガイド」、「事業報告書」に明示されており、「大学案内」、本学ウェブサイトではその趣旨が示されている。また、大学院各研究科の「教育目的」は、大学院各研究科の「履修規程」、「履修ガイド」、「大学院入学試験要項」、「事業報告書」に明示されており、「大学院案内」、本学ウェブサイトにもその趣旨が示されている。これは学部学科でいう「人材の養成及び教育研究上の目的」にあたる。

本学の使命

沖縄国際大学は沖縄の発展に貢献するために

- (1) アジアの十字路に位置する沖縄のポテンシャルを活かし、万国津梁*（ばんこくしんりょう）の魁（さきがけ）となる人材を育成します。
- (2) 沖縄の個性を発揮させる研究・地域連携を行います。

*「万国津梁」：「世界の架け橋」という意。1458年に尚泰久王が鑄造させ、首里城正殿に掲げていたという鐘に刻まれた銘文の一部。

本学の目的

沖縄国際大学は、学問研究の基本理念に基づき、広く社会に教育の場を提供し、人間性の涵養と科学的知識の啓発につとめ、理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成することをその目的とする。

本学大学院の目的

本大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力並びに高度の能力を養うとともに、広く国際的な人材を育成することを目的とする。

教育目標

- (1) アジアを中心とする国際社会と対話し、理解し発信する能力を育成する教育をします。
- (2) 「沖縄」を見つめ探求し、地域と協働する経験を蓄積させる教育をします。
- (3) 夢を描き実現する力、環境変化に適応できる力、すなわち人間力を培う教育をします。

地域連携・研究目標

- (1) 地域協働、産学官連携を推進します。
- (2) 地域における生涯学習の拠点にします。
- (3) 沖縄の発展に寄与する研究を推進します。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、設立趣意書に記されているとおり「県民の大学として、その地域住民と社会から多くの支持と共感とをうることなしにはその存立基盤を持ちえない」ような地域密着型の大学であり、「沖縄の私立大学」であることが本学の最大の個性である。

沖縄は、アジアの十字路に位置し独自の歴史・自然・文化を有し、「万国津梁」たることを旨としてきた。こうした沖縄のポテンシャルを活かしつつ、設立以来一貫して沖縄のさまざまな課題をみずからのものとして、「地域に根ざし世界に開かれた大学」をめざしてきた点に、本学の特色がある。

本学の使命は、以上のような個性・特色を反映して、「沖縄の発展に貢献するために」定められたものであり、教育目標、地域連携・研究目標はそうした使命を具体化したものである。

「沖縄の私立大学」として「地域に根ざし世界に開かれた大学」をめざすという本学の個性・特色は以下のような取り組みに顕著に示されている。

学士課程では共通科目に地域性のある独自のカリキュラムとして「沖縄科目群」を設け、20 の関係科目を提供しており、沖縄の自然・文化・歴史・社会などについて多角的に学ぶことができるようになっている。

国際交流、異文化理解にも力を入れており、アジア圏、英語圏及びヨーロッパ圏に多くの国外協定校があり、特に韓国、中国、台湾を中心としたアジア圏と多くの協定を結んでいる。海外協定校へ交換留学生として派遣される学生へは学費（授業料・施設設備資金）相当額の給付型奨学金を支給している。

国内留学制度も充実しており、6つの国内協定校との交換留学、単位互換を行なっている。国内協定校へ交換留学生として派遣される学生へも授業料の半額相当額の給付型奨学金を支給している。

こうした教育や支援は、日本の中の沖縄というだけでなく、グローバルな観点で「沖縄」を見つめなおす機会を与えるものでもある。平成 28(2016)年 4 月には、国際交流と語学学習支援を包括して管理運営するグローバル教育支援センターを設置し、学生のサポート体制をさらに強化した。

また、研究面では、南島文化研究所、産業総合研究所、沖縄法政研究所、沖縄経済環境研究所の 4 つの研究所を設置し、さまざまな観点・手法から「沖縄」にかかわる諸問題の研究に取り組み、研究会、講演会、シンポジウム、市民講座等を開催して、その成果を発信している。

本学はそのほかにも多彩な公開講座を開催しており、地域における生涯学習の拠点ともなっている。平成 29(2017)年 10 月からは、本学の教員が自身の研究や教育についてわかりやすく語りかける「沖国大ラジオ講座～万国津梁を目指して～」(毎週水曜日 18:30～18:45)を開始した。

社会貢献・地域連携に関していえば、地元である宜野湾市との間では、さまざまな地域連携活動が行われている。たとえば、沖縄経済環境研究所では、宜野湾市の市民ニーズや市の課題を把握し、的確な政策判断を決定するためのさまざまなツールを行政と共同で研究し、政策現場にフィードバックし、効率的な政策判断に資することを目的とした地域連携事業を平成 29(2017)年度から実施している。また、平成 29(2017)年 5 月には、宜野湾市教育委員会との間で、相互連携・協力協定を締結し、「学校ボランティア実習プログラム」として、教職課程履修学生を市内中学校での学習支援活動に派遣している。

さらに、平成 29(2017)年 6 月には、法学部・法学研究科と沖縄税理士会が、地域貢献と双方の発展に資するため、包括的な連携・交流・協働に関する協定を締結するなど、多面的な社会貢献・地域連携の展開を目指している。

1-1-④ 変化への対応

平成 22(2010)年度に、沖縄や大学を取り巻く社会情勢などをふまえ、本学の個性・特色を明確にするため、建学の精神や理念に基づき、本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標を定めた。

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

社会情勢の変化に応じたミッション(使命・目的)の再検討にむけて、広報委員会を中心に本学の個性・特色の確認と検討を継続していくとともに、確認から 8 年になる本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標については、大学を取り巻く社会情勢の変化に対応できているか、今後、自己点検・評価委員会を中心に全学的な検証を行っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的は、大学の活動全体の基本を示す「学則」の第 1 条で規定されていることから、その重要性は役員、教職員に理解されている。役員、全教職員へ貸与される規程集は業務の執行において常に参照されており、目的が支持されていることは明らかである。

本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標については、平成 22(2010)年に、理事長・学長から諮問を受けた教職協働の経営対策委員会からの答申を素案に、教授会での意見聴取を経て、修正の後、理事会で承認された。その後、これらをふまえて大学および各学科等の 3 つのポリシーが策定されるなど、役員および教職員に理解され支持されていることは明らかである。

1-2-② 学内外への周知

本学の目的、建学の精神、理念、本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標等は、本学ウェブサイト、「大学案内」、「大学院案内」、「学生便覧」、「事業報告書」等に掲載することで学内外に周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

「中長期経営計画」には、建学の精神、理念、本学の使命、3 つのポリシーが明記されている。これは、本学の使命等が計画策定の諸段階において基本的な枠組みとして参照すべきものであることを示すためである。とくに、全学的観点からの調整においては、本学の使命等との整合性が重視されることになる。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学のカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーには、建学の精神、理念、本学の使命、教育目標にもとづいてカリキュラム編成及び入学者受入れを行うことが明示されている。ディプロマ・ポリシーが、自らが生きる社会の深い理解や自らの社会的責任の自覚を学位授与の要件とするのは、沖縄への寄与・貢献を求める、建学の精神、理念、本学の使命、教育目標の趣旨をふまえたものである。

また、3 つのポリシーが共通して知識・能力と主体性を重視するのは、本学の目的が科学的知識、理性的教養、洞察力、人間性の伸展を人材育成の眼目としていることに見合っている。

1-2-⑤ 教育・研究組織の構成とその整合性

「学問研究の基本理念に基づき、広く社会に教育の場を提供し、人間性の涵養と科学的知識の啓発につとめ、理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成する」

（「学則」第 1 条）という本学の目的のために、共通教育機構、グローバル教育支援センター、情報センター、図書館を整備し、建学の精神、理念をふまえた本学の使命、教育目標、

地域連携・研究目標を全体として達成するために、4学部10学科を設置するとともに、各学部と連携した4研究所を設置している。

さらに「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力並びに高度の能力を養うとともに、広く国際的な人材を育成する」（「大学院学則」第2条）という本学大学院の目的のために、4学部を基礎に3研究科を設置している。

（3）1－2の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、理念、本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標については、学内での理解と支持も、学外への周知も十分なものである。他方、「学則」に規定された本学の目的については、高等教育機関として標準的なものであることもあって、その趣旨が自明視され、意識的な取り扱いが十分でないことが危惧されるので、今後、全学的な再確認を行っていく。

〔基準1の自己評価〕

本学の目的、建学の精神に基づいた理念、本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標は、学則等で明確に定め、本学ウェブサイト等で周知に努めている。それらは3つのポリシーに反映されているとともに、教育研究組織は、本学の使命・目的等にあつた形で整備されている。また、建学の精神、理念、本学の使命は中長期経営計画の基本的な枠組みとなっている。

すなわち、本学の使命・目的等は、教育研究のあり方のみならず、大学の活動全体の基本軸となっており、それが大学の活動全体に反映されるための学内体制が確立されている。また、本学は、教育研究機関としての使命・目的を社会へ表明するという社会的責務を果たしている。以上のことから本学は、「基準1. 使命・目的等」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

【学部】

本学では、大学としての目的や教育目標を定めるとともに、学部各学科・専攻が人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を定めている。入学者の選抜については、「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づいて、これらをふまえ、大学全体、学科・専攻ごとのアドミSSION・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示している。

また、アドミSSION・ポリシーは、「大学案内」、「入学試験要項」、本学ウェブサイト等により公表するとともに、オープンキャンパス（年 4 回開催）、学外主催の進学ガイダンス、また、沖縄県内の高等学校進路指導担当教員向け入試説明会（毎年 6 月開催）、沖縄県高等学校校長協会・沖縄国際大学懇談会、高等学校訪問等を通じて、生徒、保護者、高等学校進路指導担当教員等に対し、具体的に説明・周知している。

【研究科】

本学では、大学としての目的や大学院の目的、教育目標を定めるとともに、研究科各専攻・領域が教育目的を定めている。大学院における入学者の選抜については、「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づいて、これらをふまえ、研究科各専攻・領域のアドミSSION・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示している。アドミSSION・ポリシーは、本学ウェブサイトや「大学院案内」、「大学院入学試験要項」へ明記し周知している。

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

（実施について）

【学部】

本学では、入学者選抜にあたっては、多様な入試区分を設定し、各学科のアドミSSION・ポリシーに沿ってそれぞれの出願資格や選抜方法を決定し、入学試験要項等で公表している。

入学者選抜は、「入学者選抜試験委員会（以下、「入試委員会」と記す）規程」に基づき、学長を委員長とし適切な体制のもとに運用している。出題および採点等に必要な専門委員は同委員会の推薦に基づき、教授会の議を経て学長が委嘱する。また、副学長を会長とする入試問題作成者連絡会及び小論文問題作成者連絡会を開催し、アドミSSION・ポリシーの実質化、問題作成にあたっての注意事項、作成・点検・校正のスケジュール、ミス防止の方策等を確認している。こうした確認をふまえ、委嘱された問題作成者は、それぞれの試験科目の問題作成作業部会を設置し、機密性の保持を図るとともに出題過誤が出ない

よう作業部会構成員によって相互確認を行っている。

作成された問題は、入試センターにおいて厳格に管理されている。また、一般推薦入試および一般入試後期試験に出題する小論文等の問題は各学科で作成され、入試センターにおいて厳格に管理している。

入学者選抜においては、その客観性を高め公正を期するために、「小論文試験」を課す場合に、複数採点者の点数を平均した値を合否判定に用いる等の方策をとっている。

【研究科】

研究科入学者の選抜は、「沖縄国際大学大学院学則」（以下、「大学院学則」と記す）第19条に基づき行われている。

各研究科会で募集年度の「大学院入学試験要項」及び「入試問題作成者・面談者の選出」が審議され、「大学院入学試験要項」については各研究科会での審議精査後、大学院委員会において審議決定される。

入試センターでは、問題作成者からの出題を厳格に管理している。

（検証について）

【学部】

本学では、求める学生像を具体的に入学希望者に示すため、学科別アドミッション・ポリシーを平成14(2002)年度から「入学試験要項」に明記している。平成30(2018)年度からアドミッションズ・オフィス（以下、「A0」と記す）型入学試験に特化したアドミッション・ポリシーを追記し、A0型入学試験受験志願者のポリシー理解を促すため丁寧な補足説明を図り、出願資格に「沖縄国際大学のアドミッション・ポリシーを熟読し、十分に理解した者（学科別アドミッション・ポリシーを含む）」を追記し改善を講じた。アドミッション・ポリシーを記載した「入学試験要項」は、毎年度、その内容について、各学部教授会の審議を経て、大学協議会において審議決定される。

また、各学部・学科の入学者選抜において得られる気づきは、入試委員会や大学協議会において全学的に情報共有し、翌年度の入学試験要項策定時や各入学試験実施要項策定時に運用改善のための諸提案に繋げている。

【研究科】

大学院においても求める学生像を具体的に入学希望者に示すため、研究科の専攻・領域ごとのアドミッション・ポリシーを平成25(2013)年度から「大学院入学試験要項」に記載している。平成30(2018)年度から出願資格において「沖縄国際大学大学院のアドミッション・ポリシーを熟読し、十分に理解した者（専攻・領域別アドミッション・ポリシー含む）」を追記し改善を講じた。アドミッション・ポリシーについては、各研究科会、大学院委員会において、その内容について審議を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学においては、全学部で十分な志願者を確保している。学生受入れ数については、学科単位でのばらつきがあるものの、大学全体では適正に維持している。

募集人員は平成27(2015)年度まで入学定員の1.25倍を長く維持してきたが、社会情勢の変化への対応と教育環境の改善を図るため、学生募集人員通減計画（平成27(2015)年度

第4回理事会承認)を策定し、平成28(2016)年度から学生募集人員を入学定員数の1.23倍、平成29(2017)年度1.21倍と計画的に入学者数の通減をはかり、それに従って在籍学生の管理を行っている。大学院においては、一部の研究科を除いて近年入学者確保が難しい状況にあり、収容定員を充足できていない状態が続いている。

< 沖縄国際大学の在籍学生数、入学学生数 (平成30(2018)年5月1日現在) >

学部	学科・専攻	在籍学生数			入学者数		
		A 収容定員	B 在籍学生	B/A	C 入学定員	D 入学者数	D/C
法	法律	446 人	512 人	1.15	110 人	129 人	1.17
	地域行政	446 人	521 人	1.17	110 人	128 人	1.16
経済	経済	470 人	579 人	1.23	115 人	140 人	1.22
	地域環境政策	470 人	582 人	1.24	115 人	140 人	1.22
産業情報	企業システム	470 人	585 人	1.24	115 人	142 人	1.23
	産業情報	470 人	548 人	1.17	115 人	141 人	1.23
総合文化	日本文化	452 人	512 人	1.13	110 人	132 人	1.20
	英米言語文化	516 人	594 人	1.15	120 人	139 人	1.16
	社会文化	332 人	372 人	1.12	80 人	93 人	1.16
	人間福祉・社会福祉	336 人	368 人	1.10	80 人	98 人	1.23
	人間福祉・心理カウンセリング	308 人	359 人	1.17	75 人	97 人	1.29
合計		4,716 人	5,532 人	1.17	1,145 人	1,379 人	1.20

< 沖縄国際大学大学院の在籍学生数、入学学生数 (平成30(2018)年5月1日現在) >

研究科	専攻	在籍学生数			入学者数		
		A 収容定員	B 在籍学生	B/A	C 入学定員	D 入学者数	D/C
地域文化	南島文化	20 人	14 人	0.70	10 人	4 人	0.40
	英米言語文化	6 人	3 人	0.50	3 人	1 人	0.33
	人間福祉	20 人	12 人	0.60	10 人	3 人	0.30
地域産業	地域産業	20 人	14 人	0.70	10 人	7 人	0.70
法学	法律学	16 人	13 人	0.81	8 人	5 人	0.63
合計		82 人	56 人	0.68	41 人	20 人	0.49

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

平成28(2018)年度に3つのポリシーに関わる教育改革・改善の現状と課題に関する自己点検を実施し、全学的に3つのポリシーの実質化に向けての改善を図った。特にアドミッ

ション・ポリシーに関しては、A0 型入学試験の志願者のよりよい理解を促すために丁寧な補足説明を加筆するなど改善策を講じた。

本学で平成 28(2016)年度、27(2015)年度に実施した一般入試前期日程の入学試験における入試問題の出題ミス等をふまえ、入試問題の出題過誤の防止のために、従前より設けられていた入試問題作成者連絡会の機能を強化し、出題過誤防止に関する意識の共有化とチェック体制の充実を図っている。さらに、入試業務におけるミスの防止のためのマニュアルを作成し、再発防止に努めている。今後、入試問題の外部評価制度の導入等について検討する。

平成 28(2016)年度に本学の第 3 次中長期経営計画の見直しを行い、募集人員の平成 32(2020)年度までの通減計画を決定し、それに従って募集人員の管理を行っている。

文部科学省「平成 33 年度大学入学者選抜実施要綱の見直しに係る予告」に基づく入学者選抜改革の調査・検討のため、平成 29(2017)年度に、入試管理委員会において審議承認を経た上で、学長の諮問機関として、「大学入学希望者学力評価テスト対応等のための調査・検討ワーキンググループ」を立ち上げ、学力の 3 要素の定義をふまえた本学における今後の入学者選抜のあり方やルーブリック評価の導入の検討等を行い、入学者選抜改革の素案を作成した。

この素案をもとに、平成 30(2018)年 3 月 14 日付け大学協議会で『文部科学省「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」に基づく沖縄国際大学入学者選抜方法』が審議決定された。これに基づき、平成 32(2020)年度から、入学者選抜方法の枠組みを変更し、それぞれの選抜種別の性格をふまえつつ、すべての選抜種別において、アドミッション・ポリシーとの整合性のチェックならびに学力の 3 要素の多面的・総合的測定を「調査書等評価」と「面接評価」または「その他の学力評価」の組み合わせで、明確な評価基準（ルーブリック等）のもとに行うこととした。ルーブリックについては、平成 30(2018)年度の FD 支援プログラム指定プロジェクトとして作成に取り組む。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【学部】全学的な学部学生の学修支援体制について、「履修ガイド」、「学生便覧」、「事業報告」、「事業計画」を参照し、表 2-2-①-1 に示した。表に示した各学修支援体制では、支援の主体となる各組織において支援の方針・計画・実施について検討・運営する体制が整備されている。また、各組織において支援の方針・計画・実施について検討内容および実施結果は各学科・専攻会議、および委員会の会議録、各課・センターの事業報告に記されている。これらの会議録や報告をふまえ、有効な支援の継続と問題点の改善を行い、各年度の支援活動を継続して行っている。

表 2-2-①-1 本学の学修支援体制一覧

学修支援体制	支援の概要	支援体制の整備・運営
各学科・専攻	・ A0、推薦入試合格者への事前課題と事前オリエンテーションの実施 ・ 新入生対象の学科・専攻オリエンテーション（2回）：履修ガイド、学生便覧、学科独自資料などを活用し、4年間のカリキュラム（共通・専門）の教育課程と履修方法の理解を支援 ・ 新入生対象のメンバーシップトレーニング（以下、「MT」と記す）（合宿型、1日研修型）の実施 ・ 在学生対象の学科・専攻オリエンテーションの実施：履修ガイド、学生便覧、学科独自資料など活用し、教育課程と履修方法の理解を支援 ・ ゼミ担当教員によるアカデミック・アドバイザー（以下、「AA」と記す）制度による学修相談・支援 ・ 専任教員によるオフィスアワー設定とオフィスアワーにおける学修相談・支援 ・ 非常勤教員については授業に関する問い合わせ先をシラバス（講義概要）に明示し、質問等に対応 ・ 学科長・専攻主任・各科目担当教員による学修相談・支援（AA以外の多様な相談経路を確保） ・ 全教員が統一様式によるシラバス（講義概要）を作成し、授業のねらい・到達目標・授業計画・評価の基本情報にあわせて、科目履修支援情報（授業に関する問い合わせ先、受講生へのメッセージ、時間外学習の内容、関連科目など）を提供	各学科・専攻会議、教務委員会、教授会において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記組織の支援活動に応じて関連組織（学務課、学生課、グローバル教育センター、情報センター、図書館）が連携・協働している。
各資格課程 共通科目	・ 各資格課程の主任、責任者による資格課程履修に関する相談・支援 ・ 新入生対象の各資格課程オリエンテーションの実施：履修ガイド、資格課程独自資料など活用し、資格課程の概要と履修方法の理解を支援 ・ 在学生対象の各資格課程オリエンテーションの実施：履修ガイド、資格課程独自資料など活用し、資格取得までの履修方法や留意事項の理解を支援	各資格課程運営委員会等、共通教育運営委員会において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記の各委員会には教員と職員との協働体制が整っている。

	・ 共通科目群責任者による各科目群の科目履修に関する相談・支援	
学務課	・ 科目履修全般に関する具体的な支援 ・ 全提供科目（統一様式）のシラバス（講義概要）のウェブ提供による科目履修支援 ・ 各学科・専攻、各資格課程と協働しての履修ガイドの作成と提供および履修ガイドを活用した履修指導 ・ 学籍・成績（進級・卒業、休学・退学、復学・再入学、編入、単位認定）に関する相談・諸手続きに関する支援 ・ 教職・司書・学芸員課程の各資格課程履修に関する相談・支援 ・ 各種資格（社会調査士、レクリエーション・インストラクター、環境マネジメント実務士、上級環境マネジメント実務士、上級情報処理士、上級ビジネス実務士）の申請手続き支援 ・ 国内協定校派遣留学生（派遣・受け入れ）の科目履修・諸手続きの支援 ・ 県内私立大学、放送大学（沖縄学修センター）との単位互換制度の諸手続きの支援 ・ 授業、時間割、履修に関する諸手続き等に関する諸情報の周知（電子掲示板、電子メール、掲示板） ・ 授業用 AV・IT 機器の貸し出し ・ 新入生対象の共通英語プレースメントテストの実施とクラス分け（習熟度別） ・ 外国語学習支援システム（CALL、LMS）の提供と利用方法に関する支援	学務課において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 学務課の支援活動に応じて、各学科・専攻、関連委員会（教務委員会、共通教育運営委員会、各資格課程運営委員会）などの関連組織が連携・協働している。
情報センター コンピュータ 管理室 コンピュータ 管理室 13 号館 分室	・ PC 教室の利用予約の受付、利用状況の周知による授業・自習の両面的利用の支援 ・ PC 教室の情報機器の操作説明、ソフトウェアの基本的な使用方法、学内情報ツールの利用方法などの技術的な支援（個別、クラス別） ・ 学内無線 LAN の接続支援（申請方法・設定作業） ・ PC 教室の情報機器、ソフトウェア、学内情報ツールの利用方法に関する講習会の開催 ・ 資料作成に関する文房具の貸し出し、消耗品の配布・補充（印刷用紙・トナー）	情報センターと情報センター運営委員会およびコンピュータ管理室において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。

	・ ヘルプデスクによる支援	
図書館	・ 新入生図書館利用オリエンテーション（各学科・専攻ごとに実施） ・ 学部2～4年次対象の図書館ワークショップ（ステップアップガイダンス：論文検索 Part 1、図書館活用法 Part 1） ・ レポートライティングサポート（レポート・論文作成のための文献検索、レポート作成指導） ・ 学科の専門教育に関連する推薦図書を配架した指定図書コーナーの設置 ・ 各学生からの図書購入依頼申請支援（MyLibrary） ・ 学生選書フェア ・ 新入生対象の学科長推薦図書の案内	図書館と関連委員会（図書委員会、図書館司書及び図書館司書教諭資格課程運営委員会）において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。
グローバル教育支援センター	・ 全学対象の語学学修支援 ・ 各言語の検定試験対策講座の開講と検定試験の実施 ・ 語学コーディネーター、留学コーディネーターの配置 ・ 学内スピーチコンテスト（外国語としての日本語・琉球語も含む） ・ 語学合宿セミナーなど語学強化プログラムの実施 ・ 海外語学・文化セミナーの開催 ・ 交換留学・派遣留学・認定留学等の留学に関する相談・支援 ・ 受け入れ留学生の学修支援・相談 ・ 学生、留学生、留学経験者との交流スペースの設置と交流イベントの開催	グローバル教育センターとセンター運営委員会において支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。
研究支援課	・ 人を対象とする研究に関する研究倫理審査委員会による、審査申請された卒業論文研究の審査	研究支援課、研究倫理審査委員会において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。
福祉・ボランティア支援室、	・ 障害を持つ学生の学修支援（代筆、文字おこし、ノートテイク；手書き・パソコン）点字・墨字	福祉・ボランティア支援室、対面朗読室、関

対面朗読室	訳や朗読、その他ケースに応じた支援) ・ ノートテイク（手書き・パソコン）養成講座の開催、点字講習会の開催 ・ 社会福祉等実習、国家試験受験に関する諸手続き支援 ・ 社会福祉国家試験対策講座の開催、模擬試験の実施 ・ 社会福祉国家試験関連図書の整備と図書コーナーの設置	連委員会（福祉・ボランティア支援室運営委員会、社会福祉等養成課程委員会）において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。 福祉・ボランティア支援室と対面朗読室の支援に応じて各学科専攻、学生相談室、ハラスメント相談室、健康相談室が連携・協働している。
学生相談室、ハラスメント相談室	・ さまざまな心理的背景（学修困難、発達障害、学習動機の低下、適性・進路の迷い、社会不安など）により学業不振となっている学生への相談・支援 ・ 安全・安心な学修環境整備としてのハラスメント相談・支援 ・ 各学科、専攻、ゼミを対象とした学生相談室、ハラスメント相談室利用案内講座、ハラスメント講座の開催 ・ 教育実習、インターンシップ実習において、事前ハラスメント研修を実施	学生相談室と学生相談室運営委員会、ハラスメント相談室と人権委員会において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。 学生相談室、ハラスメント相談室の支援活動に応じて、健康相談室、福祉・ボランティア支援室、各学科・専攻が連携・協働している。

学部学生の学修支援の方針と全学的・組織的な枠組みは、教員と職員が協働する教学に関連する各種委員会において検討され、学部教授会、大学協議会での審議を経て決定されている。その全学的な支援方針と枠組みに従って、以下の2つの柱が具体的な支援を担っている。ひとつ目の柱は、表 2-2-①-1 の1段目に示した、学科・専攻をベースにした専任教員を中心とした学修支援である。まず、事前、入学、在学（学期ごと）のオリエンテ

ーションによる学科・専攻学生全体を対象とした学修支援において、単年度および卒業までの4年間の履修計画を立て、目標を持って学科カリキュラムの修学を継続し、かつ、種々の社会活動も実践できるバランスのよい学生生活について個々の学生が考え自ら組み立てていけるよう指導している。それにあわせて、AA 制度、オフィスアワー制度、授業の問い合わせの各チャンネルにおいて、個々の学生の学修目的や学修のつまずきに応じた丁寧な個別の履修指導、相談・支援を行っている。特に、新入学生の初年次導入教育は重要な役割を果たすことから、「フレッシュマンセミナー」「基礎演習」などのAA が担当者となる少人数ゼミを必修科目とし学修スキルの獲得と大学適応を支援している。加えて、学年全体の交流を深め学科・専攻への所属意識を高める目的で、各学科がオリジナルのMT（合宿型、1 日研修型）を実施し、学生間の横の繋がり、学生と教員、学生と上級在学生（サポートスタッフ）との縦のつながりを醸成し、適応を支援している。

また、本学には卒業単位に関する年間履修単位の制限（1～3 年次は 40 単位、4 年次・編入生は 52 単位）と、年間 16 単位未満修得に関する履修指導制度（訓戒）がある。履修単位の制限は、学生に、1 科目につき前後 2 コマの予復習時間を確保する無理のない履修計画を立てる枠組みを与え、無計画な科目履修を防ぎ、学修の質を高めるとともに成績不振を防ぐ制度となっている。これに連動して、年間修得単位が 16 単位未満の学生は、履修指導対象（1 回目は訓戒、2 回目は 20 単位の基準で除籍）となり、AA との面談において、成績不振となった経緯を聴き、今後の履修計画や大学生活の在り方を相談するなどきめ細かい履修指導が行われる。指導対象となった学生の 3 割～4 割は次年度には年間 20 単位以上修得の基準をクリアし訓戒解除となっている。少人数の専門必修ゼミと AA 担当制度は、2 年次以降も継続（学科により形態は異なる）され、日々の学生の様子の変化から、成績不振、意欲の低下、経済的な困難など、さまざまな問題にきめ細かく対応・支援できる体制になっており、中途退学を予防し、休学者や留年者への丁寧な対応がとれる体制になっている。

ふたつ目の柱は、表 2-2-①-1 の 2 段目以降に示した学内各窓口による学修支援である。各窓口では、各部門に応じて、学修を円滑に進めるために必要な情報、手続き、講座、プログラムなどが提供され、職員が相談・支援を行っている。個々の学生は、自分の学修の進捗や状況に合わせて、各窓口での相談・支援を受けることのできる体制になっている。特に、障害のある学生を受け入れる際は、まず、受け入れ学科・専攻と福祉・ボランティア支援室、学務課が連携し、学生本人の要望を把握し相談しながら学内の他の部門とも連携を取りながら学内支援体制をすり合わせていき、大学生活と学修へのスムーズな移行を支援している。その他の窓口も同様に連携した支援が行えるよう体制を整えている。これらの 2 つの柱による支援の結果は、各組織において報告共有され次の支援に活かされている。特に、全学的な教学関連の各種委員会においては、有効であった支援内容の継続と蓄積、問題点の改善が検討され次年度に向けた全学的な方針と枠組みが構築されている。このような支援の立案・実施・検証のサイクルをふまえたうえで、各組織の支援が有機的に連携した大学全体としての学修支援が継続されている。

【大学院】大学院生の学修支援体制について、「大学院履修ガイド」、「事業報告」、「事業計画」を参照し、表 2-2-①-2 に示した。表に示した各学修支援体制は、学部と同様に支援の主体となる各組織（専攻会議、研究科会、各種委員会、各課・センター）において支援

の方針・計画・実施について検討・運営する体制が整備されている。さらに、学部の項で述べたように教学に関連する各種委員会では、教員と職員が協働しており、大学院に関しても全研究科的・組織的な学修支援体制が整っている。また、各組織において支援の方針・計画・実施について検討された内容および実施結果は各専攻会議、研究科会および委員会の会議録、各課・センターの事業報告に記されている。これらの会議録や報告をふまえ、有効な支援内容の継続と問題点の改善を行い、各年度の支援実施を継続して行っている。

表 2-2-①-2 大学院の学修支援体制一覧

学修支援体制	支援の概要	支援体制の整備・運営
各研究科・専攻	・ 合格者への事前課題と事前オリエンテーションの実施 ・ 新入生対象の専攻別オリエンテーション: 大学院履修ガイド、専攻独自資料など活用し2年間のカリキュラムの学修課程と履修方法、修士論文研究スケジュールの理解を支援 ・ 特殊研究ゼミ担当教員による AA 制度による学修相談・支援 ・ 在学大学院生のオリエンテーションは、AA が担当し、修了までの履修計画と履修方法、修士論文の研究計画の内容理解を支援 ・ 大学院担当専任教員によるオフィスアワー設定とオフィスアワーにおける学修相談・支援 ・ 非常勤教員については授業に関する問い合わせ先をシラバス（講義概要）に明示し、質問等に対応 ・ 研究科長・専攻主任・各科目担当教員による学修相談・支援（AA 以外の多様な相談経路を確保） ・ 全教員が統一様式によるシラバス（講義概要）を作成し、授業のねらい・到達目標・授業計画・評価の基本情報にあわせて、科目履修支援情報（授業に関する問い合わせ先、受講生へのメッセージ、時間外学習の内容、関連科目など）を提供 ・ 修士論文（特定課題研究）に関しては、修士論文の指導教員全員が統一様式による研究指導計画書を作成し、修士2年間（4セメスター）の研究指導計画・内容を提供	各専攻会議、各研究科会において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記組織の支援活動に応じて関連組織（学務課、教学課、学生課、グローバル教育センター、情報センター、図書館）が連携・協働している。

学務課(大学院担当)	・ 全研究科を対象とした新入生オリエンテーションを実施: 全体のオリエンテーションにおいて、学修支援に関する各種の情報提供、学内情報ツール・図書館の利用方法、および各窓口の利用案内の説明等を実施 ・ 科目履修全般に関する具体的な支援 ・ 全提供科目(統一様式)のシラバス(講義概要)のウェブ提供による科目履修支援 ・ 各専攻と協働しての大学院履修ガイドの作成と提供および大学院履修ガイドを活用した履修指導 ・ 学籍・成績(進級・修了、休学・退学、復学・再入学、単位認定)に関する相談・諸手続きに関する支援 ・ 学士課程の科目等履修生制度の諸手続きの支援 ・ 県内大学の人文社会科学系大学院間の単位互換制度の諸手続きの支援 ・ 授業、時間割、履修に関する諸手続き等に関する諸情報の周知(電子掲示板、電子メール、掲示板) ・ 授業用 AV・IT 機器の貸し出し ・ 外国語学習支援システム(CALL、LMS)の提供と利用方法に関する支援	学務課において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 学務課(大学院担当)の支援活動に応じて、各専攻、各研究科が連携・協働している。
研究支援課	・ 研究倫理に関する研修会開催とウェブ講座の実施 ・ 人を対象とする研究に関する研究倫理審査委員会による、審査申請された修士論文研究の審査 ・ 各研究科・専攻の院生の希望要望に応じた参考文献・資料の購入予算措置と専用資料室への配架	研究支援課、研究助成費審査委員会、研究倫理審査委員会において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。
情報センター コンピュータ 管理室 コンピュータ	・ 全学の PC が利用可能な環境であるとともに、大学院用 PC 自習室が整備され、終日、自習利用が可能になっている ・ PC 教室の情報機器の操作説明、ソフトウェア	情報センターと情報センター運営委員会およびコンピュータ管理室において、支援

管理室 13 号館 分室	の基本的な使用方法、学内情報ツールの利用方法などの技術的な支援（個別、クラス別） ・ 学内無線 LAN の接続支援（申請方法・設定作業） ・ 資料作成に関する文房具の貸し出し、消耗品の配布・補充（印刷用紙・トナー）	の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。
図書館	・ 各専攻の専門教育に関連する推薦図書を配架した指定図書コーナーの設置 ・ 大学院生からの図書購入依頼申請支援（MyLibrary）	図書館と関連委員会（図書委員会、図書館司書及び図書館司書教諭資格課程運営委員会）において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。
グローバル教育 支援センター	・ 各言語の検定試験対策講座の開講と検定試験の実施 ・ 学内スピーチコンテスト（外国語としての日本語・琉球語も含む） ・ 語学合宿セミナーなど語学強化プログラムの実施 ・ 留学に関する相談・支援 ・ 受け入れ留学生の学修支援・相談 ・ 学生、留学生、留学経験者との交流スペースの設置と交流イベントの開催	グローバル教育センターとセンター運営委員会において支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。 上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。
福祉・ボランティア 支援室、 対面朗読室	・ 障害を持つ学生の学修支援（代筆、文字おこし、ノートテイク；手書き・パソコン）点字・墨字訳や朗読、その他ケースに応じた支援） ・ ノートテイク（手書き・パソコン）養成講座の開催、点字講習会の開催 ・ 社会福祉等実習、国家試験受験に関する諸手続き支援 ・ 社会福祉国家試験対策講座の開催、模擬試験の実施 ・ 社会福祉国家試験関連図書の整備と図書コーナーの設置	福祉・ボランティア支援室、対面朗読室、関連委員会（福祉・ボランティア支援室運営委員会、社会福祉等養成課程委員会）において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。

		福祉・ボランティア支援室と対面朗読室の支援に応じて各学科専攻、学生相談室、ハラスメント相談室、健康相談室が連携・協働している。
学生相談室、ハラスメント相談室	・新入生向けハラスメント研修会を実施し、安全・安心な学修研究環境・意識づくりを支援 ・ハラスメントに関連する問題が生じた際には早期に相談・支援できる体制を整備 ・さまざまな心理的背景（学修困難、発達障害、学習動機の低下、適性・進路の迷い、社会不安など）により修学が困難となっている大学院生への相談・支援	学生相談室と学生相談室運営委員会、ハラスメント相談室と人権委員会において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営している。上記委員会には教員と職員との協働体制が整っている。両相談室の支援活動に応じて、健康相談室、福祉ボランティア支援室、各研究科・専攻が連携・協働している。

大学院生の学修支援体制も学部同様、教員(表 2-2-①-2 の 1 段目)と学内各事務部署(表 2-2-①-2 の 2 段目以降)との 2 本柱で実施されている。特に、大学院生の学修支援では特殊研究担当の AA と学務課（大学院担当）が主要な役割を果たしている。AA は各大学院生に対して個別の研究指導および大学院生活全般の相談支援をきめ細かく行っている。本学大学院では社会人の受け入れを行い、カリキュラムに実習科目を多く持つ専攻もあることから、研究指導において研究スケジュールに関する大学院生と AA との相互検討は重要となる。カリキュラムの履修状況、研究テーマの内容、仕事の状況をふまえた研究計画を立てるために、長期履修制度を活用するなど、大学院生個別の履修計画の希望に対応し指導を進めている。同様に、学修における諸手続きに関しては学務課（大学院担当）が最初の窓口として多様な相談支援に対応し、各窓口との橋渡しになっている。それにあわせて、科目担当教員のオフィスアワー制度、授業の問い合わせの各チャンネルにおいて、個々の大学院生の学修目的や学修のつまずきに応じた丁寧な個別の履修指導、相談・支援を行っている。

以上、本学の学部、大学院の学修支援体制の現状確認により、学生、大学院生ともに個々の必要や状況に応じて、教員、職員からのそれぞれの支援に加え、教員と職員が連携・協働して行う支援を組み合わせた支援の両方が提供できる、相互補完的な支援体制が整備され運用されていると言える。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

平成 22(2010)年度から「沖縄国際大学教育支援者 (TA・SA) (以下、「TA・SA」と記す) 制度に関する規程」を定め、現在まで同制度を継続してきた。学部・大学院に在籍する学業及び人物共に優秀な学生が推薦され、教育的補助業務に従事し、学士課程の充実に資するよう活動してきた。

TA・SA および受講学生を対象としたアンケートと教員対象の教育支援者 (TA・SA) 実績報告書から、TA・SA が導入された授業における質の向上と、TA・SA 本人の資質の向上、受講生の学習動機の高まり (わかりやすい、TA・SA への憧れ) が認められ、高評価であることから、TA・SA による学修支援は充実していると評価できる。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【学部】

学部の学修支援体制の改善・向上方策として以下の点があげられる。

<学修支援諸施策の充実>

組織的ファカルティ・ディベロップメント (以下、「FD」と記す) としては、平成 28(2016)、平成 29(2017)年度に着手した FD 支援プログラム指定プロジェクトを継続的に推進し、シラバス記載内容の第三者チェック、オフィスアワーの厳格化に関する調査・研究が進められ、具体的な対応策が提案されており、今後、実施を進める。これに続き、授業についてのアンケート結果の効果的な活用方法の検討も継続し、効果的な施策を得る。加えて、FD 支援プログラム公募プロジェクト、教員の FD 関連研修会への参加を促進し、その知見を共有する機会を設けていく。各学科・専攻は、教育の質的転換改革実現のために、アクティブラーニング、PBL など学生の主体的活動を重視した授業デザインの検討を継続し進める。同様に各窓口の支援機能に関しても検討改善を図り、全学的に学修支援諸施策の精度を高めていく。

<学修支援諸施策の周知と利用・活用の促進>

本学で実施している学修支援の諸施策の効果をさらに上げていくためには、窓口が提供する諸支援の情報がそれを必要とする学生に十分周知される必要がある。加えて、各教員や各窓口へ抵抗なく個別相談・支援を求められるように身近に感じてもらう必要がある。そのため学内情報ツールと個人の情報ツール (スマートフォン、タブレット、SNS) を含めて、教育・研究関連情報および全学的な諸支援情報をより効果的に周知する方法を継続して検討していく。

<学修支援の諸施策の連携・協働の推進>

教員と職員が、学内の支援諸施策と窓口のもつ情報や資源、それぞれの連携・協働可能性、学生のニーズについて、これまで以上に共通理解・認識を高める必要がある。各種委員会において、連携・協働可能性、学生のニーズについて検討し、共通認識を深めるとともに連携・協働をすすめる。その一助となるように、学内のさまざまな調査・研究結果を集約・分析し、情報共有を高める IR 機能を担う総合企画室を設置した。また、休学・留年・退学・成績不振の学生への対応は急務であることから、学科・専攻、AA の教員組織と学生課、学生相談室、ハラスメント相談室、学務課の事務組織が両者の緊密な連携に向

け具体的な対応策について検討を進め、体制づくりを図る。障害のある学生への合理的な配慮のための全学的な体制の整備については、対応要領の制定や組織の改編などにむけて学内手続きを進める。

グローバル教育支援センターでは、これまで学生間の相互協力と相互支援により、語学能力の伸長と異文化理解の向上を目的として活動してきたボランティア組織である「国際交流サポーター」制度を基盤として、同活動をより充実、発展させ安定的に運用していくことを目途とした「Language Tutor / Language Buddy」制度に関する先行事例情報の収集や運営条件の分析を平成 29(2017)年度から行い、「語学学習促進専門委員会」「国際交流促進専門委員会」への情報提供に努めて来た、現在両委員会で制度の発足と運用体制について審議している最中であり、平成 30(2018)年度中の運用開始を予定している。

【大学院】

大学院の学修支援体制の改善・向上方策として以下の点があげられる。学修支援の諸施策の周知、利用・活用促進のための検討を継続する。大学院生のニーズに適切に対応していくために、「大学院教育研究の向上に関するアンケート調査」の実施を継続し集計結果を学修支援に活用していく。

年次が進むことにより退学者や留年者が増加する傾向がみられる。大学院でも休学・留年・退学の大学院生への対応は重要であることから、専攻、AA の教員組織と学生課、学生相談室、ハラスメント相談室、学務課の連携を強化していく。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学における TA・SA 制度は活用浸透が進んでいるが、学科によって利用される授業の特徴や傾向がみられたり、年度による利用数の増減がみられたりするため原因分析などの検証を行い、今後も制度の充実を図る。そのためにも、TA・SA 制度に関する諸アンケートや報告書の内容を共有し、TA・SA に対する研修制度の検証を行う。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、その使命として万国津梁の魁となる人材の育成を掲げ、これを実現するために本学のポリシーに則って学生を育成するとともに、育成した学生が社会的・職業的自立を図るための支援体制もまた十分整っている。

まず、正課内の共通教育を通じて行う学生のキャリア形成の支援体制としては、共通教育機構が設置され、その下に置かれた共通教育協議会において、本学のカリキュラム・ポリシーである「社会人として自立するために必要な広範かつ基本的な知識・技能を身に付け、良識を養うための共通科目の提供」の実現に向けた共通教育の全学的な基本方針の策定等が行われている。また、当該協議会は、共通教育機構長である教務部長が主宰し、各

学科長、共通科目の各科目群責任者等から構成される全学的な組織であり、その事務及び学生への対応窓口は教務部教学課及び学務課が担っている。

次に、カリキュラム・ポリシーである「多様な他者との関わりの中で、社会性や国際性を育むための就業体験、国際交流、地域貢献・協働等の機会を与える正課教育や正課外教育・活動の提供」の一環として、正課外を含めた学生の就職・進学のための支援体制を整備しており、キャリア支援委員会では、就職・進学支援施策全般のほか、上述した共通教育以外の学生のキャリア形成支援も担当している。当該委員会は、学生部長を委員長とし各学部学科より委員を1人選出する全学的な組織体制となっており、その事務組織及び学生への対応窓口としては学生部キャリア支援課が置かれている。

なお、このような支援体制の下で行っている具体的な支援施策は以下のとおりである。学生に対するキャリア形成支援としては主に、①キャリア教育科目群の開設、②インターンシップの実施、③ガイドブック等の配布やキャリアガイダンスの実施、④資格取得講座の実施及びキャリアサポート助成金の交付、を挙げることができる。

①は、初年次からのキャリア教育の充実を図ることを目的に行われており、平成26(2014)年度より共通科目に「キャリア教育科目群」を創設し、現在は「キャリア入門」、「自己表現入門」、「ジョブインタビュー入門」、「キャリア・デザイン」の4科目を開設している。また、平成29(2017)年度からは、夏期集中講義として「グローバル・キャリア」、「ワーカーズコープ論」を提供している。当該科目群開設当初より学生のニーズは高く、平成29(2017)年度は合計572人の学生がこれらの科目を受講した。平成30(2018)年度は、特に、受講希望者の多い「キャリア入門」のクラス増設も行っており、これらの科目を通して、引き続き学生の就業意識の醸成を図り、職業選択の幅を広げられるようにしていく予定である。

②は、学生のキャリア形成の一環として正課内に位置付けて行っており、例年、全学を通して多くの学生が参加する。平成29(2017)年度は、県内の行政機関を含む83企業に全学科から合計254人の学生が参加した。加えて、本学では、平成22(2010)年度以降、学生の国際的な視野を醸成するため、海外インターンシッププログラムも提供しており、平成29(2017)年度は台湾の日系企業に学生を4人派遣した。今後とも、学生たちが実社会での体験や事前及び事後研修を通して、社会性を育み、職業観を養うことができるよう適正なプログラムの設定・運営に努めていく予定である。

③は、上記以外に学生の就業に対する意識づけを行う取り組みであり、入学時には全学生に対して「キャリア入門ガイドブック」を配布し、新入生キャリア・ガイダンスを開催して、有意義な学生生活と卒業後の自立に向けた意識付けのための取り組みを行っている。また、入学後は、各学科の要望に応じて、キャリアカウンセラー等を派遣する「出張キャリアガイダンス」を提供している。平成29(2017)年度は41回実施され、合計1,258人の学生に利用されており、さまざまな機会を通して、就業に対する意識づけを行う機会を提供できるようにしている。

④は、学生による自主的なキャリア形成を支援するための取り組みであり、各種資格取得対策講座を開設しているほか、各学科の専門教育と資格取得を有機的に連動させ、学生の資格取得意欲を高めるために平成27(2015)年度よりキャリアサポート助成金を交付し、平成29(2017)年度は、44種の資格に対して計245人に交付した。また、平成29(2017)年

度は、17種の資格取得対策講座が開設され計218人の学生が講座を受講した。

その他に、大学院の各研究科においては、地域社会の発展に貢献することのできる高度な専門的職業人の養成を目指し、その養成に必要な資格取得も念頭に置いた体系的なカリキュラムが編成されており、これまで、地域文化研究科人間福祉専攻では55人の臨床心理士資格取得者を輩出している。法学研究科では税理士試験一部科目免除となる論文作成指導も行ってきた。

以上のキャリア形成支援に加えて、本学では就職活動スタート時から就職決定まで、キャリア支援課による手厚いサポート態勢が組まれている。就職活動スタート時には、就職活動に必要な基本的な情報を盛り込んだ「Job Hunting Book（就職手帳）」を作成し、新3年生全員に配布するとともに、保護者向けのお知らせも送付している。また、就職活動に関する情報を学生が随時入手できるように、キャリア支援課内に資料室を設置し、求人情報、企業情報、卒業生の就職活動報告書、就職関連書籍等を閲覧できるようにしているほか、「Live Campus 就職システム」（学内イントラネット）を活用して学生に情報を提供している。加えて、学生の実際の就職活動を支援するため、就職活動の進め方や企業研究に関するガイダンスやセミナーを開講し、県内外の企業による学内企業説明会を積極的に実施している。平成29(2017)年度は、就職支援セミナーについては、61回開催し延べ4,709人の学生がこれを受講したほか、学内企業説明会は、合同・個別合わせて、112回開催され、1,700人を超える学生が参加している。中でも力を入れているのが、就職に関する相談への対応であり、専任職員5人とキャリアコーチ3人で随時対応するとともに、2人のキャリアカウンセラーとハローワークの職員も定期的に学生を支援している。（就職相談の状況については表2-4参照。）学生からの多種多様な相談に応じるほか、履歴書やエントリーシートの添削、模擬面接指導等を行っており、平成29(2017)年度は、合計2,966件の相談に対応した。さらに、就職試験対策として、SPI、筆記試験、就職作文等の各種対策講座を開設するとともに、公務員・教員志望者に対しては試験対策講座も別途実施している。その他、県外就職希望者に対しては、県外への渡航費用の補助を行うとともに、3年生を対象とした「県外就職合宿 in 東京」も実施している。また、留学や進学希望者については、演習担当者をはじめとするAAが相談に対応しており、本学大学院進学希望者に対しては、各研究科が説明会を実施して情報を提供している。こうしたきめ細やかな就職支援を実施した結果、平成29(2017)年度の就職率は86.8%であった。なお、就職状況の詳細は表2-5、業種別卒業後の進路先状況は表2-6が示すとおりである。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学におけるキャリア形成支援は、教育課程の内外を通じて全学的に行われているものの、正課内においては、キャリア科目群が共通科目に配置されているのに対し、インターンシップは各学科の専門科目に位置付けられているため、これらの科目の体系的な履修方法についてはなお課題が残されている。今後は、この課題を解決するため、共通教育協議会やキャリア支援委員会において、共通教育と専門教育の有機的な連携方策について検討を進めていく予定である。

また、これらのキャリア形成支援策は、主として学部を中心に行われてきたことから、今後は、大学院においても、資格取得のみならず、修了後の進路をより意識したカリキュ

ラムを提供する必要がある、この点については、各研究科会や大学院委員会における検討に着手する予定である。その先駆けとして、地域文化研究科人間福祉専攻臨床心理学領域では、平成 30（2018）年度から公認心理師法に定められた公認心理師養成カリキュラムを設置し公認心理師国家試験の受験資格が得られる新カリキュラムを整備した。新カリキュラムでは、資格を取得した後の進路や働き方について考察する科目も設定されている。平成 30（2018）年 9 月 9 日には第 1 回目の国家試験が実施されることとなり、本領域の修了生（臨床心理士資格取得者）が経過措置の枠組みでの受験準備を進めており、年度内に国家試験第 1 号合格者を輩出する見通しである。今後、平成 34（2022）年までの経過措置の 5 年間は修了生に対し、平成 32（2020）年度からは新カリキュラムの修了生に対しても、国家試験受験を支援し公認心理師資格取得者を増やしていく計画である。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では在学中の学びを、より良く継続してくための学生支援メニューを多岐にわたって設けており、各メニューは事務部署の役割分担によって提供されている。主な業務内容は下表 2-4-1 が示すとおりである。これらのメニューを学生に周知するために学生部学生課では入学時に各窓口や施設設備の紹介等を記載した「学生便覧」を配布している。

学生生活において、学生は経済、住居、友人関係、人生の問題、進路など広範囲にわたる課題を抱えており、これらの課題を抱える学生の援助・助言・指導を行う厚生補導活動が肝要であることは言うまでもなく、近年では本学でも対人関係や大学生活への不適応といった悩みを抱える者が増加傾向にあることから、これへの対応も不可欠である。

また、地域の交通事情に起因する自動車運転中の事故や、一般的には海外旅行中の事故、SNS にまつわるトラブル、ネズミ講などによる借金、ブラックバイトなど時代を反映した新たな問題も出現しており、学生を支える多様な支援メニューが必要との認識を持っている。

これらの状況を背景に、本学では学生の厚生補導を行うために「厚生補導委員会規程」を整備し、学生の奨学援護に関する事項、健康管理に関する事項、厚生施設の管理運営に関する事項、学生活動に関する事項、その他学生の厚生補導に関する各事項について、学生部長を議長として、各学科学生主任、学生部事務部長、学生課長で構成する厚生補導委員会を設けて諸課題の解決や支援策の検討にあたっている。

委員会は、審議した事項を学長に具申し、その指示を得て学生に指導助言を与えることとしており実際の執行を担う学生部長を補佐している。

また、学生部長は、委員会において審議した事項を必要に応じて学内の関係機関に通達するほか、諸機関と連携して課題解決支援メニューの改善や創設に務めている。

厚生補導委員会の担う活動のうち、取り分けて「学生活動に関する事項」の支援のため

「学生の個人相談に応じ、学生が自主的判断によって適切な学生生活を過ごすことができるように援助することを目的とする」学生相談室を置いている。

学生の相談を受けるのは専門のカウンセラーであり、寄せられた相談については同室長を介して同室の業務運営を管理する学生相談室運営委員会に報告された後に厚生補導委員会、部局館長会、教授会、課長会にも報告され、大学全体で学生の抱える課題の理解と情報共有に供しているとともに、類似の悩みを抱える学生の援助・指導・助言に役立っている。

また、学生の抱える課題が当該学生固有の課題に留まらず、制度や諸構成員に関わる、あるいは起因する課題であった場合は、学生相談室と学生課が連携して、研修など相談室活動についての企画立案や新たな支援施策の提案に繋げており、これらのことから学生の厚生補導に資する組織の設置と機能性が担保されていると言える。

表 2-4-1 学生サービス組織と主な業務内容

学生サービスの組織	主な業務内容
学生課	奨学金相談・支援、学生生活相談、サークル活動支援、学生イベント支援、健康相談、学生の地域交流支援、アパート情報支援、アルバイト情報紹介、その他学生生活支援 など
キャリア支援課	就職活動相談・支援、インターンシップの実施、資格取得支援 など
学務課	履修・科目登録相談、休学・退学等相談支援、諸届出の手続、障害のある学生の支援、証明書等発行 など
グローバル教育支援センター	交換留学・認定留学・私費留学の相談・支援、外国人留学生の受入、日本語学・文化研修の実施、国外協定校間の交流事業、外国人留学生の生活支援 など
情報センター	グループウェア等情報ツールの提供、情報教室の利用支援、無線ネットワークの提供 など

本学は学生寮を有していないため、大学近隣に2軒のアパートを借り上げ、47戸を学生に提供している。主に国外協定校受入学生や国内協定校受入学生ならびに離島遠隔地出身学生が利用でき、いずれも冷蔵庫・洗濯機・テレビ等は本学が設置し、入居時に必要な敷金礼金等は不要の上、一定の家賃補助を行い支援している。

学生が安心してアルバイトができるよう求人内容を精査した上で本館2階学生ロビー内のアルバイト情報閲覧スペース及び学内ポータルで求人情報を閲覧できるよう情報提供も行っている。また、本学ウェブサイトの学生支援情報サイトにはウェブ上に電子目安箱を設置し、電子メールを利用して、大学の教育・学生生活等について学生の声が直接大学に届くようにしており、届いた投稿内容によって、関係部署と情報を共有して協議・検討し回答するよう努めている。

また、学内の安全については、警備会社との契約を行い警備を担当させるとともに管財課及び警備会社が定期的に情報を共有し、学生が安心安全に過ごせるよう対応している。

平成29(2017)年度には、学生を狙った名義貸し等の事件が多発したため、学生が被害に

遭わないよう、外部講師を招聘し、消費者被害防止に関する講演会を実施した。

学生に対する経済的な支援については、本学独自の給付型奨学金制度を運用の柱としている。さらに、平成 29(2017)年度には、離島遠隔地出身学生の経済的支援を充実させるため、離島遠隔地等支援奨学金を新設した。入学時支援奨学金（施設設備資金の 1/4 相当額）を 40 人に、第二種（授業料の半額相当額）16 人、第三種（授業料の 1/4 相当額）25 人に支給した。新設した離島遠隔地等支援奨学金については特記事項にて詳述する。

(表 2-7) 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）
(平成 29(2017)年度実績)

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数(a)	在籍学生総数(b)	在籍学生総数に対する比率 a/b*100	月額支給総額(c)	1件あたりの月額支給額 c/a	備考 (授業料免除制度がある場合は、その基準を記載すること。)
特待奨学金	学内	給付	30	4128	0.7%	2,025,000	67,500	
一般奨学金 第一種	学内	給付	3	5479	0.1%	202,500	67,500	
一般奨学金 第二種	学内	給付	73	5479	1.3%	1,855,417	25,417	
一般奨学金 第三種	学内	給付	359	5479	6.6%	4,562,292	12,708	
一般奨学金 追加分	学内	給付	48	5479	0.9%	400,000	8,333	
体育奨学金 第二種	学内	給付	5	5479	0.1%	127,083	25,417	
体育奨学金 第三種	学内	給付	111	5479	2.0%	1,410,625	12,708	
体育奨学金 指定競技第一種	学内	給付	13	5479	0.2%	660,833	50,833	
体育奨学金 指定競技第二種	学内	給付	20	5479	0.4%	508,333	25,417	
文化活動奨学金 第三種	学内	給付	1	4128	0.0%	12,708	12,708	
被災学生奨学金 第一種	学内	給付	0	5479	0.0%	0	0	
国内協定校派遣留学奨学金(1年)	学内	給付	16	4128	0.4%	406,667	25,417	
国内協定校派遣留学奨学金(半年)	学内	給付	5	4128	0.1%	63,542	12,708	
兄弟姉妹等支援奨学金(授業料相当)	学内	給付	3	5479	0.1%	38,125	12,708	
兄弟姉妹等支援奨学金(入学金相当)	学内	給付	69	1351	5.1%	690,000	10,000	
沖縄国際大学校友会奨学金	学外	給付	15	5479	0.3%	187,500	12,500	
沖縄国際大学校友会大学院奨学金(県内)	学外	給付	6	1448	0.4%	50,000	8,333	
沖縄国際大学校友会大学院奨学金(県外)	学外	給付	1	1448	0.1%	12,500	12,500	
沖縄国際大学後援会奨学金	学外	給付	37	5531	0.7%	940,417	25,417	
金秀グループ奨学金	学外	給付	1	4128	0.0%	8,333	8,333	
南西石油株式会社奨学金	学外	給付	1	4128	0.0%	8,333	8,333	
学生サポート奨学金	学外	給付	10	5531	0.2%	83,333	8,333	
宮城勇ベストスポーツマン支援奨学金	学外	給付	1	2790	0.0%	12,500	12,500	
学習奨励奨学金	学内	給付	32	1351	2.4%	320,000	10,000	
入学時離島遠隔地出身学生支援奨学金	学内	給付	40	1351	3.0%	400,000	10,000	
離島遠隔地出身学生支援奨学金	学内	給付	41	5479	0.7%	410,000	10,000	
大学院研究奨励奨学金	学内	給付	9	52	17.3%	138,750	15,417	
長濱眞徳博士記念大学院奨学金	学外	給付	2	52	3.8%	16,667	8,333	
山城将美大学院奨学金	学外	給付	1	13	7.7%	8,333	8,333	
外国人留学生奨学金	学内	給付	33	37	89.2%	838,750	25,417	学部留学生対象
外国人留学生奨学金	学内	給付	2	2	100.0%	30,833	15,417	大学院留学生対象
長期履修生	学内	給付	1	52	1.9%	※ 291,800	※	長期履修生となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1)企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者 (2)出産・育児・介護等を行う必要がある者 (3)その他長期履修することが必要と認められる者
修論のみを残した学生授業料免除	学内	給付	8	52	15.3%	※ 185,000	※	修了に必要な単位を取得し、学位論文審査のみを残して在学する場合の学費は、年額の半額とする。

また、日本学生支援機構などの奨学金窓口を設ける他、「長期履修生制度」（「大学院学則」第 14 条第 2 項）を設け、職業を有している等の事情により標準修業年限を超える可能性のある学生については、申請が認められた場合には標準修業年限経過後の授業料等を減額するなど経済的負担を軽減する措置を行っている。

学生の課外活動への支援については、平成 29(2017)年度公認団体として体育系サークル 27 団体、文化系サークル 37 団体の合計 64 団体に対し、活動経費や大会等への遠征費、備品・消耗品等の購入代金の一部を学生補助金として補助し、支援を行っている。

本学では、体育運動を通じて学生・教職員の心身を錬磨し会員相互の親睦を図ることを目的とした「体育会」が昭和 47(1972)年に設立され、体育系団体への補助やゼミ単位でのスポーツ大会等で発生する経費の一部を補助している。一方で文化活動を通じ学生及び教職員の人格陶冶を図り会員相互の親睦を目的とした「文化会」が平成 20(2008)年に設立され、文化系団体への補助やゼミ単位での博物館見学や文化活動体験等で発生する経費の一部を補助している。また、「学外ゼミ費」として講義時間以外に、学外での調査・研究、課外授業、社会見学等に発生する諸経費の一部を補助しており、学生の経済的負担を軽減し教育効果を高めるため支援を行っている。また、これらの活動の場として東村にはセミナーハウスを有している。

学生の健康管理および生活支援については、健康相談室、学生相談室、ハラスメント相談室、および福祉・ボランティア支援室を、それぞれの規程（「厚生補導委員会規程」、「学生相談室規程」、「沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」、「福祉・ボランティア支援室運営規程」）に基づく委員会のもと設置・運営している。

健康相談室では、学校保健安全法に基づく定期健康診断の実施、学校医による健康管理のための指導・助言、専任看護師による怪我や体調不良に対する応急処置等を行っている。

通称「キャンパス相談室」は、学生相談室およびハラスメント相談室で構成され、学生相談室では専門のカウンセラーが学生生活の悩みや迷いの相談を受けるとともに、定期的に相談室の周知イベント（ティーアワー等）を開催し、来談しやすい雰囲気づくりをしている。ハラスメント相談室では、ハラスメントあるいはそれと疑われる類の相談を受け、カウンセリングによる心のケアとともに必要に応じた学内調整も行っている。加えて、福祉・ボランティア支援室は、障害学生に対する修学支援のみならず、トイレ介助や学生生活に関する相談、居場所支援、そしてインターンシップや就職に向けての支援なども行っている。

表 2-4-2 学生支援サービスの利用状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
健康相談室		5,216(うち定期健診 3,709)	5,441(うち定期健診 3,880)	6,211(うち定期健診 3,789)
キャンパス相談室		1,089	1,150	1,213
福祉・ボランティア支援室	代筆サポート	2,395	2,010	979
	ノートテイク	1,360	976	645
	トイレ介助	4(学生数)×7 時間 /週	4(学生数)×7 時間 ×2 日/週	5(学生数)×7 時間 ×5 日/週

※平成 27 年度のトイレ介助は週 7 時間、平成 28・29 年度は 1 日 7 時間

※平成 29 年度の代筆サポート及びノートテイクは学生サポーターのサポート可能時間が減少した

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では第3次中長期経営計画に基づき、学生の福利厚生を主目的とした学生会館（仮称）を建設する。平成29(2017)年度に建設に向けて設置された学生会館（仮称）建設準備委員会では、学生会館（仮称）の機能について学生へのアンケートを実施し、学生から要望の多かった①購買（コンビニなど）②学生のフリースペース（談話やゼミ等の打ち合わせなど自由に活用）③学生食堂④喫茶・カフェ等の機能を基本とすることとなった。この構想について、学内手続きを経て、平成30(2018)年5月に理事会の承認を得たことから、具体的な建設計画に着手し、学生の福利厚生施設の充実を図るべく事業を進める。

学外ゼミ費や体育会、文化会からの学生に対する補助金のあり方については、多様な意見があるため、今後も厚生補導委員会等で慎重に議論を進める。

また、平成29(2017)年障害者差別解消法の施行に伴い、本学では障害を理由とする差別の解消の推進に係る施策について答申がなされ、障害学生支援のための全学的体制の整備やそれに伴う組織改編等について副学長及び学生部長を中心に、平成30(2018)年度中の整備を目途として検討を開始した。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、沖縄県宜野湾市に10万5,464.3㎡の校地面積、46,965.0㎡の校舎面積（講堂兼体育館、サークル棟、厚生会館を除く）を有し、大学設置基準で必要とされる校地面積47,160.0㎡・校舎面積22,124.9㎡を十分満たしている。

全ての校舎に空調設備を設けるとともに、新設校舎では、建物日よけ（ルーバー）を斜め下方向に設置して射光を抑える、壁を一部設置せず風が吹き抜ける構造とすることでエネルギー効率を抑える、といった環境面で配慮した設計を施しており、亜熱帯気候という地域特性を考慮した快適な教育環境を実現している。

また、教育上の目的を達成するための実験室や模擬法廷教室、共同研究室等を整備している。

校外施設としては、沖縄本島北部・東村に敷地面積44,917.5㎡、建物合計面積1,395.37㎡のセミナーハウスを有し、正課内外の学修活動に供している。

施設概要は以下のとおりである。

表 2-5-1 主要施設概要

名 称	構 造	延床面積等	主要施設
1 号館	RC 造 地上 6 階建	3,753.93 m ²	事務室、会議室など
3 号館	SRC 造 地上 5 階建	5,639.28 m ²	講義室、演習室、実験室など
5 号館	RC 造 地上 6 階建	12,085.61 m ²	講義室、演習室、研究室、会議室など
6 号館	RC 造 地上 2 階地下 1 階建	4,585.08 m ²	体育館（アリーナ、サブアリーナ、トレーニング室他）、 講義室
7 号館	RC 造 地上 2 階建	1,523.45 m ²	講義室、心理相談室
8 号館	RC 造 地上 3 階建	2,830.42 m ²	サークル棟（クラブ室、会議室）
9 号館	RC 造 地上 6 階建	4,054.18 m ²	講義室、演習室、研究室、会議室、福祉・ ボランティア支援室、学生相談室、健康相 談室など
10 号館	RC 造 地上 4 階建	2,344.39 m ²	売店、食堂、喫茶室、事務室、ホール
11 号館	RCB 造 地上 1 階建	90.60 m ²	倉庫
12 号館	RC 造 地上 4 階地下 2 階建	10,096.46 m ²	図書館
13 号館	RC 造 地上 6 階建	5,268.33 m ²	講義室、演習室、研究室、事務室、会議室、 図書資料室他
セミナーハウ ス	RC 造 地上 3 階建	1,395.37 m ²	宿泊施設、研修室など
建物合計		53,663.41 m ²	
セミナーハウ ス用地	—	44,917.58 m ²	グラウンド、テニスコートなど
運動場用地	—	35,899.23 m ²	多目的屋外競技場、野球場など

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館

図書館の面積は、地上 4 階地下 2 階の 10,096 m²で、蔵書（図書）51 万 6,501 冊に加え、定期刊行物 2,294 タイトル、電子ジャーナル 31 種類、視聴覚資料（マイクロフィルム、CD、DVD、BD 等）35,142 点、といった各種情報源を収集・提供している。他に、契約データベースとして 16 種類が利用可能である。さらに郷土関係資料室や米軍ヘリ墜落事件に関する資料室を整備している。

開館時間は、月～金 8:00～23:00、土曜日 9:00～22:00、日曜日 10:00～18:00 となっており、休館日は年末年始・祝祭日・月 1 回の館内整理日のみと、九州地区でもトップクラスの開館日・開館日数となっている。充実した閲覧席（756 席）、PC を備えた研究個室（21 室）、PC コーナー（57 台）、グループ学習室（4 室）、ラーニングコモンズ（30 席、PC19 台、ノート PC10 台）など、学生の主体的な学修活動に応えられる設備も充実しており、最上階には 99 人収容可能な AV ホールと、可動式パネルを備えた多目的ホールも設けられ、情報源を通したインプットだけでなく、正課内外の学生たちのさまざまな表現活動（アウトプット）にも対応する施設となっている。

学術情報へのアクセスについては、図書館サイトのトップページを学術情報のポータルサイトとして位置づけ、蔵書目録の検索が可能であるだけでなく、学内で利用できる電子書籍へのアクセス方法、電子ジャーナルやデータベース等のリンク集を掲載したパスファインダーも公開している。また、貸出中資料への予約、蔵書購入依頼、文献複写物の取り寄せ（ILL）にもサイト内で対応できるようになっており、学生の知的欲求に迅速にこたえられるようになっている。

こうした施設面での対応だけでなく、平成 25(2013)年度からは、学部学生への学修支援のより一層の充実を目指して、「レポートライティングサポート」事業もスタートしている。これは、大学院生、または司書課程で学ぶ 4 年次の学生がレポート作成に必要なライティングスキルと文献検索スキルをグループ学習室やラーニングコモンズを用いて個人指導する取り組みであり、平成 29(2017)年度は 98 人がこのサービスを利用している。

体育施設

体育施設については、体育館、夜間照明付き多目的屋外競技場（400m トラックグラウンド）、両翼 90m の野球場、テニスコート 2 面を有している。講堂兼体育館にはメインアリーナとサブアリーナ、トレーニング室、柔道場、剣道場、空手道場、講義室を設け、共通科目健康科目群の科目の授業はもちろん、講義等が行われない時間帯については、体育系・文化系の両学生サークルの活動のほか、学生や教職員の自主的な交流の場としても活用されている。

体育施設については、修繕・拡充も随時進めており、最近では、野球場施設の修繕・拡充（境界フェンス含む）を平成 28(2016)年度に実施し、学生・教職員の健康維持と、体育会系クラブ所属学生の筋力強化のためのトレーニング施設・設備の拡充も平成 29(2017)年度に完了している。

また、体育館には管理者を配置し、施設の予約受付、スポーツ備品の管理等学生ならびに教職員のサポートを行っている。

情報サービス施設

本学では共通科目の情報科目群や情報関連専門科目の講義およびゼミ等で利用するためのコンピュータ教室を整備しており、それらを含めた学内の全情報システムの管理運営を情報センターが行っている。

学生・教職員へのサポートとしては、学内 2 箇所に設置されたコンピュータ管理室にヘルプデスクを配置し、平日・土曜日は 8:30～22:30 まで、日曜日は 10:00～17:30 まで（5 号館のみ）、グループウェア（電子メール・電子掲示板）の利用法、ネットワーク接続などの利用相談に個別に対応している。

また、有線 LAN を全ての教室・研究室に、無線 LAN アクセスポイントを学内 174 か所に設置し、インターネット接続環境の向上に努めている。学生や教職員が個人で所持するノート PC やスマートフォン、タブレットでの Wi-Fi 利用も可能となっており、平成 30(2018)年 2 月末時点で 4,335 台の申請に対応している。

学生が随時利用できる PC としては、1,026 台を学内に配置しており、日々の文書作成から学術研究に必要となる情報収集、データ解析まで有効に利用されている。「Moodle」や

「Calabo Bridge」といった e-Learning ソフトも導入されており、語学教育・情報教育等の自学自習コンテンツとして整備されている。13 号館には、マルチメディア実習室やネットワーク実習室を整備し、プログラムやロボット開発などの少人数でのプロジェクト型演習に対応できるよう、施設設備の充実が図られている。

学生の科目履修登録や教員の成績報告データを集積するハードウェアについても情報センターが管理しており、「教務システム」へのファイヤーウォールの設置、ウイルスチェックの実施等、厳重なセキュリティ管理体制の下で、学外からの利用環境も整備し、有効に活用されている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、平成 23(2011)年度に耐震診断を実施した。その結果、耐震性に大きな問題があるとされた 3 号館については建て替えを行い、平成 28(2016)年度より利用を開始している。図書館や研究所の図書資料室では、地震対策として書架の固定（書架止め）に加え、書籍の落下を防ぐため書棚の上段部にブックキーパーを取り付けるなどの対策を施している。地震による建物倒壊、火災に備えて、図書館地下 2 階には貴重書庫を設け、郷土文化を伝える地域資料を中心に資料保存に務めている。

キャンパスのバリアフリー化については、学内各所にスロープ、手摺り、点字ブロック、専用駐車場を設置している。各建物については、建築時期が異なるため、バリアフリーへの対応に差はみられるものの、平成 28(2016)年 4 月に施行された障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」として、急斜面への車いす用迂回路や多目的トイレ等を設置し、さらに、各建物を結ぶ屋根付き通路の整備も進めている。また、平成 21(2009)年以降に設置された 13 号館と 3 号館については、設計段階からバリアフリーの観点を取り入れ、全ての講義室、演習室のドアを引き戸にし、各教室には車いす専用の机や、車いすでも利用できる机も整備している。トイレについては、13 号館および 3 号館にオストメイト対応設備を取り入れ、3 号館のトイレについてはすべて車いす使用者が利用できる広さを確保するとともに、各所に手摺りを設置し、1 階の多目的トイレには、おむつ替えシート、ベビーチェアなども備えて、より多様なニーズに応えられるようにしている。

施設設備の保守点検業務については、外部に委託しており、構内電話交換機保守、エレベーター設備保守、電気設備保守、消防設備保守、浄化槽設備保守、空調設備保守等の契約を締結し、維持管理している。また、5 号館、図書館は特定建築物に指定されているため、関係法令に従い、所定の環境測定を行っている。飲料水についても、週 1 回の残留塩素測定と年 2 回の法定水質検査を実施しており、ガス設備も漏れや配管劣化等の点検を年 1 回実施している。

外壁がタイル貼りの建物については、剥離の可能性を目視及び打診検査によって診断し、剥離の恐れがあるものについてはタイル撤去工事を実施している。最近では平成 28(2016)年 2 月および平成 29(2017)年 8 月に図書館の外壁工事を行った。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では毎年、時間割編成方針を策定し、クラスサイズ等の基準を定めている。また、履修登録者が 200 人以上の場合においては、クラスの増設を認めている一方で、講義につ

いては10人未満、ゼミについては5人未満の科目について、その開講の是非を教学上の観点から教務委員会、共通教育運営委員会で検討している。

2-5の自己判定の理由（全体まとめ）

校地、校舎は、大学設置基準に示された基準を上回って整備しており、教学運営に支障のないよう管理、運用している。講義に用いる校地は分散しておらず、移動等に時間を要しないことは学生や教職員に無用の負担を強いることも無く、学生・教職員の教育研究活動に適した環境を提供している。

図書館の学術情報資源については、蔵書数は私立大学の平均蔵書冊数33万5,000冊を大きく上回っている。また、契約している電子ジャーナル・データベース数も年を追って充実しており、閲覧用の座席数も、（現在は廃止されているが）旧「大学設置審査基準要項細則」にある「収容定員の10%以上の座席数が設けられることが望ましい」とする基準を大きく上回っている。

情報サービスは、在籍学生総数5,588人に対して、学生が活用可能なPCを1,026台配置し、学生約6人弱に1台と十分な割り当てとなっている。体育施設も含めて、施設の利用可能時間帯は午前8時台から午後10時台までと長く、各施設にサポート対応可能な人員を配置し、学生・教職員のさまざまなニーズに応じた利用環境が整っている。

施設設備におけるバリアフリー化については、障害者差別解消法に基づく施設面での合理的配慮が着実に進められている。また、各施設設備の維持管理は、法令等に基づき定期的に保守点検を実施しており、点検時に判明した不備等は迅速に対応し、安全性の確保に努めている。施設の老朽化等に伴う大規模修繕等については、施設の現状、築年数等を考慮しながら、年次計画を策定し、夏期休業などの長期休業期間を利用して施工している。

クラスサイズについても、入学定員、収容定員と連動し、基準に基づいて適切な管理が行われており、学修に適した環境を確保すべく常に注意を払っている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学では、「自己資金で調達できる限度内で施設設備の投資を行う」との財政運営の基本方針を受け、平成17(2005)年度から将来的な施設設備改修のための資金として「減価償却引当特定預金」を設けており、新たな施設設備の取得が予定される場合には、「第2号基本金」組み入れ計画を策定し、自己資金の造成に努めている。

本学における施設設備の保守点検・維持管理は、本学の教育研究活動を運営するために最適な状態を保つよう努めているところであり、今後もこの姿勢を堅持する。

図書館については、平成30(2018)年度より、カウンターの窓口業務と資料整理業務の一部を外部委託することにより、学内サービス資源の選択と集中を実現し、学修支援やレファレンスサービスを中心としたより高度な学術情報サービスの提供に努める。一方で、業務委託を適切に運営してための仕様書の作成や委託業務の評価を担当する職員の資質の向上を図る。

体育館施設については、随時、修繕・拡充工事を行っていく計画となっており、テニスコート（境界フェンス含む）の工事を平成30(2018)年度に実施する予定となっている。

情報システム環境は、教育研究活動の運営のために不足なく整備しており、今後は情報

センターを中心に既存の情報セキュリティポリシーの実施手順の作成、運用の強化を図っていく。また、タブレット PC やスマートフォンを用いた無線 LAN 利用者の増加と同時アクセス数の急増に対応できるよう、無線 LAN 利用環境の整備・拡充・関連機器の機能を強化する。あわせて、情報セキュリティ対策については、安全性の維持向上に資するための継続的な強化を図るとともに、情報セキュリティポリシー・マネジメントを行う。

施設設備の安全性・耐震性・バリアフリー化の推進については、関連法令はもちろん、時代の要請や多様性を考慮しつつ、今後も点検・調査のうえ、改善に努め教育研究・学修環境の更なる充実を図る。

また、昭和 55(1980)年に建築された 7 号館については、現在の耐震基準を満たしていないところがあると考えられることから、補強工事を検討している。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修支援に対する学生の意見・要望を把握する仕組みとして、FD 委員会が非常勤教員を含む全教員に授業についてのアンケートを実施することを課している。各学期に実施しており、その内容は、「学生による教員の授業評価」と「授業の理解度に関する学生の自己評価」視点から行っている。実施した授業についてのアンケートの結果を個々の担当教員にフィードバックするのみならず、学部長、学科長、共通科目の科目群責任者等に対しても通知し、それぞれの立場で教育内容・制度の改善に活用することとなっている。さらに学生からの要望については、各学科長が状況を把握・分析し、学生へ回答し、本学ウェブサイトで公開している。

また、専任教員は「専任教員担当時間規程」において週 2 時間のオフィスアワーを設けることを定めており、学生の支援はもとより、学生の声を個別に汲み上げ、適切に対応している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は、健康相談室、ハラスメント相談室、学生相談室を設置し、それぞれ規程に基づき、運営委員会を設け運営している。

健康相談室では、学校保健安全法に基づく定期健康診断の実施、学校医による健康管理のための指導・助言、看護師によるケガや体調不良に対する応急処置を行っている。

また、メンタルヘルスの充実を図るためにハラスメント相談室と学生相談室を置いてい

る（両者を合わせて通称でキャンパス相談室と呼ばれている）。学生相談室では専門のカウンセラーが学生生活の悩みや迷いの相談を受けるとともに、定期的にティーアワーやお弁当会を開催している。なお、ハラスメント相談室には、専門相談員が常駐し、ハラスメント防止のための各種活動を行っており、その活動については、厚生補導委員会から部局館長会を経て、各学部教授会や課長会での報告が行われ、教職員に情報共有されている。

学生部学生課では、学生の経済的支援を行うため、奨学金に関する業務を行っており、学生の経済的支援の相談に対応している。

また、障害のある学生への支援として、福祉・ボランティア支援室が、障害のある学生からの要望の把握と対応を行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生に対する授業についてのアンケートでは、学修内容に関する評価の他、本学に対する意見や要望等の自由記述欄を設け、学生の学修環境に対する意見・要望を把握することが可能となっている。また、学生部学生課、教務部学務課において、学生の学修環境等についても相談を受け付けており、意見・要望の把握に努めている。

さらに、アンケートにおける学生からの要望については、学修支援に関する意見・要望と同様に、学修環境に関する要望を各事務部署において状況を把握・分析し、対応しており、内容を本学ウェブサイトで公開している。

2-6 の自己判定の理由（2-6 全体まとめ）

学修支援・生活支援に関して、教員及び事務部署、各種委員会が連携をおこない、授業についてのアンケートや定期健康診断などを定期的に行い、分析し、共有することによって、講義時間やオフィスアワーを利用し、指導・助言を行う体制が整っている。

学修環境に関して、学生に対する授業についてのアンケートの自由記述欄の内容を通して、要望を把握し、各部署において、分析・対応を行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

FD 委員会において目的等を整理したうえで、学修時間および学修行動に関する全学生オンラインアンケートを平成 30 (2018) 年度に実施し、学生の学修実態等を把握する。

また、障害のある学生に対する合理的配慮については、福祉・ボランティア支援室および学生相談室、ハラスメント相談室等を中心に学生のニーズ（要望・意見）もふまえ支援に当たってきたところだが、「沖縄国際大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る施策について（答申）」をふまえ、学生のニーズに、より機動的・継続的に対応すべく、対応要領の制定や支援ガイドの作成のほか、組織の一部改編など、本学の現状と課題に見合った全学的な体制の整備にむけて学内手続きを進める。

〔基準 2 の自己評価〕

本学の学生受け入れについては、大学全体及び学科・専攻のアドミSSION・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示すとともに本学ウェブサイト、入学試験要項等で確実に周知している。入学者選抜については、多様な入試区分を設定し、アドミSSION・ポ

リシーに基づき適切に実施している。アドミッション・ポリシーが記載された入学試験要項については、毎年度、教授会、大学協議会で、その内容も含めて審議している。学生受け入れ数については、社会情勢への変化に対応する形で学生募集人員通減計画を策定し適切な維持管理に努めている。また、学生が大学で学ぶために必要な学修支援（TA 活用、社会的・職業的自立支援、学生生活安定）に教職協働あたり、適切な学修環境を整備するとともに、それらの実現と改善のために学生の意見、要望を把握する仕組みを整え活用している。

以上のことから本学は、学生受け入れ、支援、環境整備等について、組織的環境が整備され、学生の成長促進、社会で活躍することができるための専門的知識・能力を授けるという求めに十分に応えており、「基準 2. 学生」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、大学として、本学の目的や大学院の目的、教育目標を定めるとともに、学部各学科・専攻、研究科各専攻・領域が、人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的、教育目的を定めている。学位授与については、「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づいて、これらをふまえ、大学および学部各学科・専攻、研究科各専攻・領域のディプロマ・ポリシーを策定している。（各ディプロマ・ポリシーの詳細は【資料 F-13】3 つのポリシーを参照。）

大学全体のディプロマ・ポリシーは「大学案内」、「学生便覧」に、学部各学科・専攻のディプロマ・ポリシーは「履修ガイド」に、研究科各専攻・領域のディプロマ・ポリシーは「大学院案内」に掲載され周知している。なお、すべてのディプロマ・ポリシーは本学ウェブサイトに掲載されていることから、本学では「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 の「教育上の目的に応じ学生が取得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表」の遵守に努めている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

【資料 F-13】より大学全体のディプロマ・ポリシーには「本学における所定の教育課程を終え、＜学士＞を授与される学生は、以下の資質を有する人物です。」と記載している。さらに、学部各学科・専攻、研究科各専攻・領域のディプロマ・ポリシーには所定の教育課程や教育目標に則って学位を授与することを記載している。

単位認定基準については、「学校教育法施行規則」第 4 条の 4 の学習の評価に関する事項を「学則」に記載することを定めた条文、および「大学院設置基準」に第 27 条の適切な方法での単位の授与を定めた条文に準拠すべく、「学則」第 29 条において試験の成績を、秀、優、良、可、不可の 5 段階に分け、秀、優、良、可を合格とし、学部の成績評価は「学部履修規程」第 16 条に基づき成績評価を行っており、大学院の成績評価は「沖縄国際大学大学院学則」（以下、「大学院学則」と記す）第 40 条に「履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする」、第 41 条に「成績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とする」と定めている。点数区分については、【表 3-2】のとおり定めている。

卒業認定基準については、「学校教育法施行規則」第 4 条の 4 の課程修了に関する事項を

学則に記載することを定めた条文および「学校教育法」第 104 条、第 105 条および「学校教育法施行規則」第 164 条の学位（学士・修士）の授与の条文に基づき、本学の「学則」第 6 条で「本学に 4 年以上在学し、所定の単位数を取得した者に対して、当該学部教授会の議を経て学長が卒業を認定する。」と認定基準を記載している。また「学則」第 7 条で「学士の学位は、前条で卒業を認定された者に対して授与する。」と規定している。

修了認定基準については、前述の法令に加え、「大学院設置基準」第 15 条の大学院の各授業科目の単位に準拠すべく「大学院学則」第 42 条で課程の修了要件を「本大学院の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、講義 24 単位以上、演習 8 単位、合計 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。」と定めている。

以上の点から本学では、ディプロマ・ポリシーをふまえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定を行っている。

また周知については、3-1-①同様、ディプロマ・ポリシーは「履修ガイド」などで公表・掲載することで周知が図られる状態となっている。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準については、学部では各「履修ガイド」に「学則」および「学部履修規程」が記載され、大学院では「大学院履修ガイド」に「大学院学則」および各研究科の履修規程が掲載されることで周知が図られている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

「学校教育法施行規則」第 146 条、第 147 条の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の法令に準拠して以下の通りの厳正な適用が行われている。

単位認定基準については、年間履修登録単位数の上限、GPA(Grade Point Average)などの成績評価の活用、成績評価の公平性のための工夫の 3 点から諸規程や制度で定め厳正な適用が行われている。

1 つ目の年間履修登録単位数の上限については「大学設置基準」第 27 条の 2 より学生が 1 年間・1 学期に履修登録できる単位に上限を定める条文に基づいて「学部履修規程」第 10 条に履修単位数の上限の設定について明記している。1 年間の登録上限数は【表 3-4】より 1～3 年次で 40 単位、編入生、別学科からの転籍学生、早期卒業候補学生及び最終学年次においては 52 単位までの登録が可能である。また各学部の「履修ガイド」においても登録単位の上限について記載している。ただし、集中講義科目、健康科目群、教科教育法・教科教育法演習、他大学との単位互換科目、課程科目については上限に含まれない。

2 つ目の GPA などの成績評価の活用については、学部では「成績評定平均値（GPA）に関する規程」、大学院では「大学院成績評定平均値（GPA）に関する規程」を設けている。「成績評定平均値（GPA）に関する規程」第 5 条において「GPA の学生への通知は、成績原簿に通算 GPA を表示することにより行う」や「大学院成績評定平均値（GPA）に関する規程」第 8 条において「GPA の大学院生への通知は、成績原簿に通算 GPA を表示することにより行う。」と明記しており、成績原簿を通じて学生・大学院生への GPA を表示している。GPA の活用については、各学部教授会、各研究科会で卒業式総代の選出などに利用されている。

ほかにも「特待奨学生選考基準」や「一般奨学生選考基準」などの各種奨学生の選出においても学業成績評価平均値（秀 4 点、優 4 点、良 3 点、可 2 点、評価平均値＝換算点数

の合計÷総履修科目数)を用いて選考基準を設けるなど、成績評価の活用が行われ、「学生便覧」で選考基準を公表している。

3つ目の成績評価の公平性のための工夫として、「学部履修規程」第17条より「評価された成績について疑問のある学生は、所定の期間に所定の様式の「成績評価確認願」を提出するものとする。」として「成績評価確認願」制度を設けている。これは、成績評価について疑義や不満のある学生が、成績通知後1週間以内に所定の手続きをとることにより、教員から成績判定の内容、根拠等の説明を受けることができる制度である。

進級基準について、本学では、基本的には卒業年次以下で進級基準は設けていないものの、年間修得16単位未満の学生への指導・訓戒によって厳正な適用を行っている。「学則」第48条の4より、最終学年次を除き、1学年の修得単位が16単位未満の者は除籍の対象となるが、「学則第48条第4号による除籍の取扱要領」より、学科長あるいはアカデミック・アドバイザー（以下、「AA」と記す）が面接し就学の意味が確認された場合は、1年間に限り除籍猶予期間を設け、当該除籍猶予期間内に20単位以上修得できた場合には除籍処分は取り消される。平成29(2017)年度の修得単位状況は【表3-3】の通りである。単位修得20単位以下の学生は1年次4.2%、2年次8.4%、3年次10.8%である。

本学の卒業認定基準としては「学則」第6条で、4年以上在学し、所定の単位数を修得することを要件としている。なお、卒業に必要な単位数は、「学則」第22条および【表3-4】より124単位以上であると定めている。ただし、「学則」第6条の2より3年以上の在学中で、あらかじめ定められた認定基準を満たしていれば、本人の申請により早期卒業認定を行うこともできる（現在、早期卒業制度を行っているのは産業情報学部のみ）。

修得単位状況をみると、【表3-3】より、31単位以上修得している学生は1年次で85.6%、2年次で82.5%、3年次で79.6%である。（4年で卒業するのに必要な単位数124単位は単純計算で1年間31単位の修得が必要である。）

修了認定基準については、「大学院設置基準」第16条の修士課程の修了の要件に関する条文に基づき、「大学院学則」第42条に「大学院に2年以上在学し、講義24単位以上、演習8単位、合計32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること」と定めている。そして学位論文（修士論文）の評価・審査に当たっては、「大学院学則」第41条の2「大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、研究科ごとに「学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項」を別に定め、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」より、学位論文（修士論文）の評価・審査に客観性及び厳格性を求めることを定めている。さらに「沖縄国際大学大学院における厳正な学位論文審査等に係る行動指針について（大学院委員会申し合わせ）」においても学位論文の審査において、倫理に係る行動方針を定めており審査の公正性を確保している。また「沖縄国際大学学位規程」第6条においては、「修士及び学士の学位を授与された者が、不正の方法等により学位の授与を受けた事実が判明したときは、修士は科会、学士は学部教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。」と不正手段が発覚した場合の学位の取り消しを記載している。こうした学位論文（修士論文）についての評価・基準は「大学院履修ガイド」に記載・周知されている。以上のことから単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用を行っている。

3-1 の自己判定の理由（全体まとめ）

3-1-①の判定理由について2点あげられる。1つ目は「学校教育法施行規則」第165条の2に基づき、教育目標・教育目的等をふまえてディプロマ・ポリシーを定めていること、2つ目は大学のディプロマ・ポリシーは「大学案内」、「学生便覧」、本学ウェブサイト、学部各学科・専攻のディプロマ・ポリシーは「履修ガイド」、本学ウェブサイト、大学院の研究科各専攻・領域のディプロマ・ポリシーは「大学院案内」、本学ウェブサイトに掲載され周知が図れる状態であり「学校教育法施行規則」第172条の2の遵守に努めていることである。

3-1-②の判定理由については、【資料 F-13】より大学全体のディプロマ・ポリシーには教育課程と学士に基づいて学位を授与することを記載しており、学部各学科・専攻および研究科各専攻・領域のディプロマ・ポリシーには所定の教育課程や教育目標に則って学位を授与することを記載しており、これらに基づいて関連規程が策定され、「履修ガイド」等で周知されていることがあげられる。

3-1-③の判定理由について2点あげられる。1つ目は単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の法令に準拠して規程が策定されていること、2つ目は厳正な適用に関する事実や制度（単位認定基準は「成績評価確認願」制度やGPAの奨学生選考基準への活用等、進級基準は設けていないものの年間修得16単位未満の学生への指導・訓戒、卒業認定基準では修得単位状況の提示、修了認定基準では審査に客観性及び厳正性を求めることなど）が策定されていることである。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後の改善・向上方策（将来計画）について学部各学科・専攻および研究科各専攻・領域の3つのポリシーの実質化の進捗状況についてまとめたものが【資料 3-1-18】である。進捗状況報告書では、ディプロマ・ポリシーに基づいたこれまでの実績、現在取り組んでいる事柄、今後予定している事柄、そして進捗状況が記載されている。

今後の取り組みとしては、各学科・研究科が取り組みを継続して行うとともに、ディプロマ・ポリシーに則した成績評価やGPAの活用方策の検討、社会のニーズにあった学生の育成を企図したディプロマ・ポリシーの見直しを推し進める。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、大学として、本学の目的や大学院の目的、教育目標を定めるとともに、学部各学科・専攻、研究科各専攻・領域が、人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的、教育目的を定めている。教育課程編成については、「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づいて、これらをふまえ、大学および学部各学科・専攻、研究科各専攻・領域のカリキュラム・ポリシーを策定している。これらのカリキュラム・ポリシーは「大学案内」、「大学院案内」、「履修ガイド」、本学ウェブサイトで公開して広く周知を図っている。

全学的なカリキュラム・ポリシー

本学は、建学の精神、理念および本学の使命に基づき、本学の教育目標を実現し、「真摯に学ぶことのできる人物」を育成するため、以下の方針に基づいて正課教育を編成するとともに、正課外教育を展開します。

1. 社会人として自立するために必要な広範かつ基本的な知識・技能を身に付け、良識を養うための共通科目の提供。
2. 自らが専攻する学問的関心を喚起し、専門知識を系統的に習得させるための専門科目の提供。
3. 専門職業人として社会貢献できる能力を習得させるための専門的な知識と実践的な経験に基づく資格科目の提供。
4. 多様な他者との関わりの中で、社会性や国際性を育むための就業体験、国際交流、地域貢献・協働等の機会を与える正課教育や正課外教育・活動の提供。

*各学科及び大学院専攻のカリキュラム・ポリシーは【資料 F-13】及び「大学院案内」に記載。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

前述したように、本学は、全学的なカリキュラム・ポリシーに加え、学部各学科・専攻や研究科各専攻・領域における個別のカリキュラム・ポリシーを策定しており、これらのカリキュラム・ポリシーは、それぞれ対応するディプロマ・ポリシーに即した内容となっている。

例えば、3-2-①にて掲げた「全学的なカリキュラム・ポリシー」のうち 1 及び 2 については主として、以下に示す「全学的なディプロマ・ポリシー」の「1. 自らが生きる社会をより深く理解するために、多様な観点と専門的知識を備えた人物。」の育成に必要な教育課程を提供することを約するものであり、他の項目に関しても、これを達成するための必要な教育課程をカリキュラム・ポリシーに基づいて提供している。その点は、学部各学科・専攻や研究科各専攻・領域における個別のカリキュラム・ポリシーにおいても同様である。

したがって、本学のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

全学的なディプロマ・ポリシー

1. 自らが生きる社会をより深く理解するために、多様な観点と専門的知識を備えた人物。
2. 自ら課題を発見し、主体性と協調性をもって解決できる人物。
3. 自らの社会的責任を自覚し、自立した人物。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、広範かつ基本的な知識・技能を身に付け、良識を養うための「共通科目」、学問的関心を喚起し、専門知識を系統的に習得させるための「専門科目」、そして、専門職業人として社会貢献できる能力を習得させるための専門的な知識と実践的な経験に基づく「資格科目」から構成され、これらは学生が体系的に履修できるよう編成の工夫がなされている。

まず、共通科目は分野別に「人間文化」「社会生活」「自然環境」「国際理解」「情報」「沖縄」「健康」「外国語」「キャリア教育」の9つの科目群で構成されており3-2-④に示す科目が提供されている。多くの共通科目では、学生が在学中にいつでも履修できるように全学年を受講対象年次としているが、特に、4つの科目群では、学びの深化を図りたい学生のために、3年次以上が受講対象となる「課題研究Ⅰ」、4年次が受講対象となる「課題研究Ⅱ」を配置して、共通科目を体系的に履修できるようにしている。また、キャリア教育科目群については、学生が入門・応用・発展と段階的に履修できるよう、科目や受講年次の配置が工夫されている。

次に、専門科目は、各学科の定めるカリキュラム・ポリシーに基づいて、必修科目や選択科目の配置、受講年次の設定がなされており、それにより体系的な教育課程の編成がなされている。さらに、学科によっては、履修モデルを策定したり、コース制を導入して段階的な専門科目を配置する等、学生自身の選択で体系的な学びを実現できる工夫をしている。

さらに、本学では、資格科目として教育職員免許状取得のための科目をはじめ、博物館学芸員、日本語教員、図書館司書、学校図書館司書教諭、上級情報処理士、認定心理士、社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格、社会調査士などの科目が提供されており、これらの資格を取得するために必要な科目を配置するとともに、これらを学生が体系的に履修できるようにオリエンテーション等を通して履修指導を徹底している。

なお、大学院では、研究科および専攻・領域の教育目的を達成するために必要な講義科目を開設し、研究科および専攻・領域ごとに体系的な教育課程を編成している。さらに、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮している。

3-2-④教養教育の実施

共通科目については、学生の学習意欲に沿った科目選択ができるほか、学科の専門科目とも有機的かつ効果的に連携した一貫性ある大学教育を目指し編成している。共通教育に関連して図3-2-1に示す運営組織が設置されている。

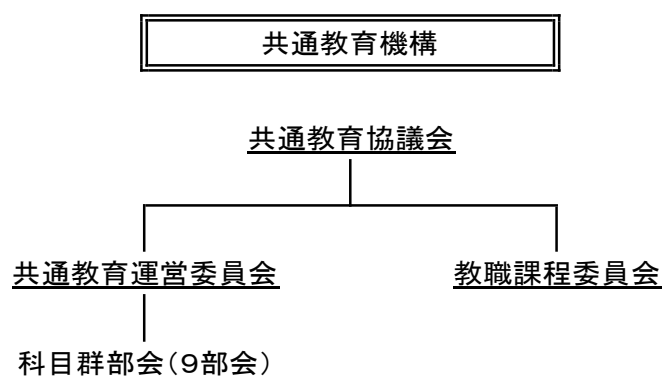


図 3-2-1 共通教育機構図

共通教育を主体的に運営する共通教育運営委員会は共通教育機構長（教務部長）、共通科目主任、科目群責任者、教務事務部長で組織されており、本学における共通教育を全学的な見地から幅広く検討運営している。

現在、学生の幅広い興味やニーズに対応するために、表 3-2-2 に示す 9 つの科目群で構成された共通科目が提供されている。

表 3-2-2 共通科目群の構成

科目群名称	科目数	内容
人間文化科目群	哲学など 24 科目	人間や文化のありかたを、さまざまな角度から多面的に学ぶ
社会生活科目群	地理学など 26 科目	複雑な社会の仕組みを的確に捉え、自分自身の生活にどのように直結しているかを理解する
自然環境科目群	生物学など 16 科目	自然の摂理と環境問題に向き合うための知識を深めていく
国際理解科目群	国際政治など 22 科目	異文化に対する理解および国際関係の理解を通じて、大学生として必要な教養を深める
情報科目群	インターネットと情報倫理など 3 科目	情報化社会に対応するために必要となる技術や知識を養成する
沖縄科目群	沖縄の自然環境など 20 科目	日本の中の沖縄だけでなく、アジアという地域的な広がりの中で、自然・文化・歴史などを学ぶ
健康科目群	健康と運動の科学など 24 科目	体育・スポーツに関する理論と実践能力の習得などを通して、豊かな人間性の育成を目指す
外国語科目群	英語など 54 科目	多様な言語学習を通して、国際交流に役立つコミュニケーション能力を磨く
キャリア教育科目群	キャリア入門など 6 科目	卒業後の進路選択・進路決定に必要な多様な価値観をさまざまな学習プログラムを通して学ぶ

* 科目の詳細は【表 3-1】に記載。

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では教授方法の改善を進めるための組織として、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」と記す）委員会を設置している。同委員会では、本学の教育内容及び方法についての組織的な研究・研修、授業方法の開発と運用のための研究などに関する基本方針を策定している。また、関連する「沖縄国際大学FD支援プログラムに関する規程」に基づき、教育方法の改善に関する諸活動、教育開発に関する諸活動、教育制度の改善に関する諸活動などに補助が行なわれ、その成果については、公表が義務付けられていて学内で共有できる仕組みとなっている。なお、平成29年(2017)度には、次のような教授方法の工夫・開発と効果的な実施に関するプログラムが採択されて実施されている。

- ① 英語関連教科における「クリティカルシンキング」の導入に向けての調査・指導力強化-本学生をより能動的な学生に育てるために（応用編）
- ② 組込みシステム設計における課題解決型学習(PBL)
- ③ 「シラバス記載内容第三者チェック」
- ④ 「学生による授業評価結果の活用」

各学科の科目の中に学生が主体的に活動する演習科目、実習科目、フィールドワークなどを多数配置するとともに教室についても必要に応じて机や椅子が簡単に移動できる構造にしてアクティブラーニングが行いやすい環境となっている。また、教室にはプロジェクターやスクリーンなどを配備して視聴覚教材を有効に利用できるようになっている。さらに、近年発展がめざましいインターネットの講義における活用を図るために学内の全ての教室において無線LANが利用可能となっている。具体的な実施例としては、ワークショップの手法を導入した授業や、模擬法廷教室を活用した裁判形式の演習、教職課程における模擬授業、地域調査を中核とした実習科目等がある。

また、本学の学部・大学院に在学する学業及び人物ともに優秀な学生を教育支援者（以下、「TA・SA」と記す）として採用し、学部教育課程の授業科目の教育的補助業務に従事させることにより、学部教育の充実に資するためのTA・SA制度も設けられている。

講義終了時にリフレクションペーパーを課す事により講義改善に努めている科目もある。さらに、講義や教室環境などの改善に資するために学期の終了時点においては「授業についてのアンケート」を義務付けている。

なお、履修登録単位数については、基準3-1で詳述している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会やFD委員会を中心に教育課程及び教授方法の改善・向上を図るための施策を展開しているが、さらに次のような課題の解決に取り組む。

1. ナンバリング制度の全学的な導入等、カリキュラムの体系性を実現するための取り組みの検討
2. コース評価に基づくカリキュラムの見直しの検討
3. FD活動の活性化と活動成果の効果的な共有方法の検討
4. 単位の実質化のための諸方策の検討（ルーブリックの作成等）

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①について、本学では、教育目標や、学部各学科・専攻ごとの人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的(大学院では教育目的)をふまえて、3つのポリシーが策定されており、これらの達成度が学修成果の判断基準となる。

全学的に実施される学修成果の直接評価の指標としては、学修状況、資格取得状況、就職状況等の調査が考えられる。

このうち学修状況について、教員は所属学科の学生、学務課担当職員は在籍するすべての学生の履修状況、修得単位数、成績内容等の情報を学内システムで確認できるようになっている。

本学で取得可能な資格のうち、教員免許についてはその取得状況を本学ウェブサイト上で公開している他、「履修ガイド」にも掲載している。その他、博物館学芸員資格、図書館司書資格等、本学の関係学科で課程を有するものについては、当該教授会において単位認定がなされ、資格取得者数が議事録に記載されることで、学内において情報が共有されている。

また、就職状況については、キャリア支援課によって調査が実施され【表 2-5、2-6】、当該資料はキャリア支援委員会で報告された上で、部局館長会を経て、各学部教授会や課長会に報告されることによって、教職員全員が確認できる仕組みとなっている。

他方、平成 28(2016)年 7 月 20 日開催の平成 28(2016)年度第 2 回（通算第 43 回）自己点検・評価委員会において、平成 28(2016)年度の自己点検・評価の活動内容が審議・承認され、そのうちの 1 項目として「教育改革・改善に関すること（3つのポリシーとの関わり）」を実施することとし、平成 28(2016)年 8 月 4 日付で自己点検・評価委員長（学長）より学部等委員長、大学院等委員長および事務等委員長に対して諮問がなされた。この諮問に基づき、学修成果の点検・評価を含む、3つのポリシーに基づく教育改革、改善についての点検作業が実施され、「平成 28(2016)年度 沖縄国際大学の現状と課題（自己点検・評価報告書（8））」が作成され、平成 29(2017)年 3 月 22 日開催の平成 28(2016)年度第 4 回（通算第 45 回）自己点検・評価委員会で承認された。

この報告書の中では、経済学部経済学科における「学修行動調査や学修ポートフォリオに基づく学生評価の実施」「外部の検定試験や資格試験などによる学修成果の評価」、人間福祉学科心理カウンセリング専攻における「卒業論文ポスター発表会への参加数、大学院進学後の臨床心理士資格取得者数、心理学検定合格者数等をディプロマ・ポリシーの達成指標とする」等、一部の学科においてコース評価につながる取り組みがなされていることが記載されている。

さらに、平成 29(2017)年 7 月 12 日開催の平成 29(2017)年度第 1 回（通算第 46 回）自己

点検・評価委員会では、上記報告書に記載されていた「現在取り組んでいる事柄」「今後予定されている事柄」について、その進捗状況について点検することが審議・承認され、前年度と同様に学部等委員会、大学院等委員会において作業が実施された。

しかし、学修成果の間接評価の手法として想定される学生の意識調査等については、不十分であると言わざるを得ない。本学では、本格的な学生調査は平成 12(2000)年度に実施されて以来おこなわれていない。また、卒業生の就職先に対するアンケート調査についても、平成 18(2006)年度に教職課程が卒業生教員を対象におこなった調査を除いて、基本的には実施されていない。

②について、上述の通り、平成 28(2016)年度の自己点検・評価活動の 1 項目として、「教育改革・改善に関すること(3つのポリシーとの関わり)」が実施された。この自己点検・評価活動は、本学において初めて全学で本格的に実施された学修成果の評価活動である。

この活動では、学位プログラムの基本単位となる学部各学科・専攻や研究科各専攻・領域ごとに、それぞれの教育が自らの 3つのポリシーに基づいてどのように実施されているかを総点検したものであり、この点検作業を通じて、各学科・専攻や各専攻・領域での教育改善に関する共通認識が強化された。

また、点検結果は自己点検・評価委員会において報告書として作成され、委員会での承認を受けた。この結果、当該報告書は部局館長会を経て、各学部教授会や課長会にフィードバックされ、他の学部学科・専攻や研究科専攻・領域での取り組み内容を知ることができた。

さらに、平成 29(2017)年度の自己点検・評価活動では、上述の通り、当該報告書記載内容の進捗状況の調査が実施され、この過程においても、教育改善に対する共通認識がますます深まった。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

①に関連して、学生の意識調査については、平成 29(2017)年度第 3 回 FD 委員会において承認された「平成 30 年度 FD 関連活動計画」において「学生の学修時間の実態や学修行動の把握」「学生の学修成果の把握」が組み込まれ、これらの事業は平成 30(2018)年度の本学の事業計画にも取り入れられた。今後、業者開発の測定ツールの活用等、これら調査の具体的な内容についても検討する。また、卒業生の追跡調査等の質的調査も検討しなければならない。

これらに加えて、修得単位数や GPA と 3つのポリシーとの相関関係の把握など、従来、本学では未着手だった学内データの分析も検討する。平成 30(2018)年 4 月 1 日の組織改編により、IR を担当する総合企画室が設置されるのを契機として、分析内容や方法を検討する。

②に関連して、平成 28(2016)・29(2017)年度に実施された自己点検・評価活動で明らかとなった課題について、その改善状況の追跡が不可欠である。加えて、他の学部学科・専攻や研究科専攻・領域にとって参考となる取り組みを共有する仕組みを構築することが求められる。FD 委員会等関係委員会・部署において事業化への方途を見出す。

また、上記自己点検・評価活動で試みた PDCA サイクルを、もう 1 度回すことも不可欠

である。そのことで、学部各学科・専攻や研究科各専攻・領域における共通認識の永続化を実現するとともに、進捗状況が芳しくない取り組みの再検討が実現可能となる。

〔基準3の自己評価〕

本学は、教育目標や教育上の目的を明確に定め、これを実現するための方策として、3つのポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーをふまえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し実施している。また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーには一貫性がある。教育課程および教授方法の改善・向上を図るための施策を展開している。学修状況の点検・評価については、教員による学生の学修状況確認や資格取得状況の情報共有、就職状況調査等のための全学的な仕組みが整備されている。以上のことから卒業認定、教育課程、学修成果について、基準等に基づき厳正に運用し、教授方法の開発や学修成果の点検・評価に基づく学修指導等の改善を図り、教育の質を高めるよう努めており「基準3.教育課程」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①について、本学では、「学校教育法」第 92 条第 3 項の規定に従い、学長の位置づけは、「学則」第 9 条で「学長は、校務を掌り、職員を統督する」と規定されている。

意思決定に関する学部及び大学院の教員組織との関係において、「学校教育法」第 93 条の規定に基づき、本学では以下のように規定している。

まず、学部の教員組織との関係では、「学則」第 36 条に基づき設置されている教授会、同第 37 条に基づき設置されている全学教授会及び同第 38 条に基づき設置されている大学協議会が存在する。このうち、全学教授会及び大学協議会の議長を、学長が務めている。

学長は意思決定するに際し、教授会からは、同第 36 条第 3 項の規定により、「(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了、(2) 学位の授与、(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、全学教授会からは、同第 37 条第 3 項の規定により「学長が別に定める教育研究に関する重要な事項」について、また大学協議会からは、同第 38 条第 3 項の規定により、「学長が別に定める教育研究に関する重要な事項」について、それぞれ審議し意見を述べた結果を受けることとなっている。

次に、大学院の教員組織との関係では、沖縄国際大学大学院学則（以下、「大学院学則」と記す）第 11 条に基づき設置されている研究科会、同第 8 条に基づき設置されている大学院委員会が存在し、大学院委員会の議長を学長が務めている。

学長は意思決定するに際し、研究科会からは、同第 12 条に基づき、「学生の入学及び課程の修了、(2) 学位の授与、(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、科会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、大学院委員会からは、同第 10 条の規定により「学長が別に定める教育研究に関する重要な事項」について、それぞれ審議し意見を述べた結果を受けることとなっている。

なお、上述の各会議体に対して「意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」等の具体的な内容は、平成 27(2015)年 9 月 1 日付の学長裁定によって定められている。

②について、本学では副学長が置かれている。「学則」第 9 条第 2 項は「学長が事故あるとき、又は欠けたときは、副学長が、学長の職務を代理又は代行する」、第 9 条の 2 では「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る」と規定されている。

また、「副学長職務細則」第 3 条では、副学長が掌理すべき職務として、「教務、総合研究機構、入試、学生、情報、国際交流に関する業務の総括」と規定され、加えて同第 4

条では「学長から委任された事項に限り、その職務を代理することができる」とされている。

また、「事務組織規程」第2条第5項で「教務部は、教学に関する事務、法学部、経済学部、産業情報学部、総合文化学部（以下「学部」と記す）に関する事務及び大学院に関する事務並びに研究所に関する事務を処理する」と規定されている。また、同規程第11条第4項で「教務部に教務部長及び事務部長をおき、各課に課長をおく。教務部長は教育職員をもってあて、事務部長及び課長は、それぞれ事務職員をもってあてる」と規定されており、その職務について、同規程第12条第4項では「教務部長（中略）は学長の命を受け、所属職員を指導監督して所掌事務を掌理する」、同条第6項では「事務部長（中略）は直属上司の命を受け、所属職員を指導監督して所掌事務を掌理する」と規定されている。

以上により、本学の教学マネジメントは、学長の統督の下、副学長によって総括され、教務部長および事務部長が所属職員を指導監督して掌理する体制となっている。

また、学長が教学に関する何らかの意思決定をしようとする場合、理事長・学長の下に置かれている総合企画室が、「業務事務分掌規程」第2条第5項に基づき、「大学院及び学部、学科改組等その他特命案件」に関する業務をおこなうこととなっている。

こうした体制のもと、本学の使命・目的等をふまえた中長期経営計画、事業計画に基づき、大学の意思決定や教学マネジメントが行われている。

他方、学位授与の基本単位である研究科、学部、学科に関して、そのマネジメントの中心となるのが研究科長、専攻主任および学部長、学科長、共通科目主任、教職課程主任である。

大学院の研究科長、専攻主任はそれぞれの研究科会規程によって設置が規定されており、専攻主任は「当該専攻の公務を掌る」とされている（「沖縄国際大学大学院地域文化研究科会規程」第2条、「沖縄国際大学大学院地域産業研究科会規程」第2条および「沖縄国際大学大学院法学研究科会規程」第2条）。

また、「学則」第10条で設置されている学部長の職務は、同条第2項において「当該学部に関する校務を掌る」と規定されている。また、同第12条で設置されている学科長、共通科目主任および教職課程主任は、それぞれ「当該学科に関する校務を掌る」（同条第1項）、「共通科目に関する校務を掌る」（同条第2項）及び「教職課程に関する校務を掌る」（同条第3項）と規定されている。

③について、本学の教学マネジメントを担う部署は教務部である。教務部の事務分掌は、「業務事務分掌規程」第5節で規定されている。

まず第7条において、教学課の所掌業務が明記されており、教科課程の総括並びに連絡調整に関すること、大学協議会、全学教授会及び大学院委員会の議案、議事録及び庶務に関すること、教務上の調査、統計及び発表に関すること、教務関係予算資料の作成及び配当予算に関すること、等が規定されている。

次に同規程第8条において、学務課の所掌業務については、学則その他教務関係諸規定の制定に関すること、学生の入学及び卒業に関すること、学年暦の制定に関すること、授業時間割の編成及び運営に関すること、等が規定されている。

さらに第9条において、研究支援課の所掌業務として、教員の研究助成に関すること、

学部、大学院及び研究機構、研究所の学術報告、紀要等に関すること、研究機構、研究所の運営に関すること等が明記されている。

これら所掌業務を遂行するために、「教職員定数規程」により、教務部事務部長 1 人、教学課 3 人（課長を含む、以下同じ）、学務課 12 人、研究支援課 5 人の専任職員が配置されている。

また、所掌業務を運営するために、教学課では全学教授会、大学協議会、学部教授会、大学院委員会、共通教育協議会、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」と記す）委員会等、学務課では教務委員会、共通教育運営委員会、教職課程運営委員会、教育実習委員会、博物館実習委員会、図書館司書及び学校図書館司書教諭資格運営委員会、日本語教育運営委員会等、研究支援課では研究助成費審査委員会、総合研究機構会議等、の諸会議を所管している。これらの委員会は規程に基づき選出された教員・職員の委員によって構成されており、その審議結果はすべて、学長が議長となる部局館長会に報告され、必要に応じて学部教授会、大学院研究科会等で報告・審議される。その後、学部教授会、大学院研究科会での審議結果が部局館長会に報告され、やはり学長が議長となる大学協議会、大学院委員会に必要に応じて上程され、報告・審議される。

（3）4-1 の改善・向上方策（将来計画）

①について、学長が意思決定するに際し教員組織に対して意見を求める事項は、上述の通り「学長裁定」で定められているが、裁定から 3 年が経過したこと、裁定時に着任していなかった教員が増えたこと、規程集に掲載されていない等の理由から、裁定の内容が教職員に充分共有されなくなっている。加えて、本学においては、大学関係法規に関する教職員研修が不十分であることから、学校教育法改正の趣旨や本学での対応について周知する機会や方策を検討する。

②について、本学では副学長が 1 人であるため、実質的に教学に関するあらゆる事項を担当することに加え、特命案件や理事として法人事項を担当することもあり、副学長の所掌範囲が拡大し、その業務・責任が増大化している。このため、学長の指名によって特命案件を担当する「学長補佐」制度の導入等、権限の分散化につながる制度導入を検討する。

また、「事務組織規程」第 11 条第 7 項によれば、センター統括部長は副学長が兼務し、各センターに教育職員による所長、副所長をおくことができることとなっている。同規程第 2 条第 8 項では「センターは、入試センター、グローバル教育支援センター及び情報センター業務に関する事務を処理する」と規定されている。

このうち、入試センターだけが所長、副所長がおかれておらず、副学長が自ら担当している。入試センターは、学生募集・試験の実施・関連諸会議事務といった経常の運営業務と、制度改革への対応や将来を見据えた計画立案のための企画業務という二通りの業務を担っている。両者は密接に関連するものだが、業務の執行にあたって必要とされるスタンスの力点には違いがある。経常の運営業務は安定的かつ堅実に執行されなければならない。企画業務には相当の専門性をふまえつつ機動的に対処しなければならない。それぞれの特質に見合ったマネジメントが必要であり、兼務での管理には限界がある。入学者選抜という教学マネジメントにとっての重要事項であるだけに、有機的な連携のもと運営と企画のそれぞれを適切にマネジメントできる体制整備について検討する。

次に、教学の基本単位である研究科、学部、学科等について、学部長の職掌については「学則」に明記されている一方で、各種規程に明記されていない研究科長の教学マネジメントにおける役割の明確化について検討する。

また、学部、学科を横断する全学的な教育を提供する課程のうち、博物館学芸員資格については「博物館実習実施委員会規程」第3条において、図書館司書及び学校図書館司書教諭資格については「図書館司書及び学校図書館司書教諭資格課程運営員会規程」第4条で、それぞれ総合文化学部長が委員長となることが規定されている。特定の学部、学科の学生だけが取得できる資格ではない以上、その責任主体のありかたについて検討する。

③について、本学では既定事項を運営するための組織体制は整備されている一方で、新規事業を企画、立案する部門が脆弱であった。こうした点を改善するため、平成30(2018)年4月の組織改編によって総合企画室が設置された。総合企画室の担当業務は、「事務組織規程」第2条第2項で「経営政策、企画、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、内部監査及びその他関連業務に関する事務を処理する」と規定されている。同規程第2章の事務組織の中で、同規程第3条において、総合企画室だけが「理事長・学長の下に」おくことが明記されている。このことから、学長の意思決定に寄与する部署が拡充されたといえる。

他方で、本学では、企画部門や IR 部門を担当する教職員がほぼいなかったことから、総合企画室の業務がその目的を十分に発揮できるか否かは、担当職員に対する研修の充実とは勿論のこと、学長をはじめとするトップ層が総合企画室に対してどのような指示や任務を与えるかにもよってくるため、トップ層の研修も計画する。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員採用・昇任は、「教員の任用及び昇任に関する規程」、「共通科目担当を主とする教員等の任用に関する規程」に基づき運用している。

本学の教員数および各学部学科等への配置定員については「教職員定数規程」別表第1によって定められている。教員の退職等により同表が定める教員数を欠いた場合、当該教員が同表中の「基準教員数」における「表1」「表2」のいずれの枠内での採用かによって、採用の根拠規程や採用方法が異なる。

「表1」枠で採用された教員の退職事案が生じ、当該教員が所属する学部教授会で当該退職が承認されると、学部長から学長に宛てて後任人事開始についての要望が出される。この要望をふまえ、部局館長会での調整を経て、人事作業の開始が承認される。その後、当該学部では、自学部や採用予定学科の教育目標や教育課程、教員の年齢構成等をふまえ

て採用予定者の専門分野、学位、教育経験、研究業績その他の項目について検討し、公募要項としてまとめ、学部教授会において審議、決定する。また、当該人事作業を進めるために教授会が任用審査委員会を設置する。任用審査委員会は、公募要項に記載した各項目について、「教員の任用及び昇任に関する規程」に基づき評価し、面接と必要に応じて模擬授業を実施した上で、採用候補者を選定し、教授会での審査によって採用候補者を決定する。当該学部の学部長が教授会の決定を学長に報告した後、部局館長会での調整、大学協議会での審議・承認、理事会での審議・承認を経て、採用に至る。

「表2」枠教員に退職事案が生じた場合は、学部長からの学長に宛てて後任人事開始についての要望が出され、部局館長会での調整を経て人事作業の開始が承認されるが、「共通科目担当を主とする教員等の任用に関する規程」第3条に基づき、学長は共通教育機構に対して任用に関する委員会の設置を命じ、同規程第4条に基づき共通教育協議会に任用に関する委員会が設置される。任用に関する委員会の構成は同規程第4条第2項および第3項の規定により、共通教育に関係する教員（教職課程専任教員の人事の場合は教職課程関係教員も含まれる）によって構成されている。また、任用に関する委員会の任務は、同規程第5条の規定により採用予定者の任用学科、担当科目及び作業部会の設置に関する事項を調整することとなっている。すなわち、任用に関する委員会は、共通教育に関係する教員が、本学における共通教育の運営についての全学的な観点に基づき、採用予定者の専門と学科配置について検討することが可能な仕組みとなっている。

任用委員会によって設置される作業部会の構成は、同規程第6条によって、共通教育機構長、任用予定学科長、共通科目主任、当該科目の科目群責任者及び学科長推薦委員（教職課程専任教員の場合は共通科目主任に代わり教職課程主任、科目群責任者に代わり教職課程主任推薦委員）の5人で構成され、公募要項と審査委員会の構成の原案作成を任務としている。作業部会で作成された原案は、同規程第7条により、任用に関する委員会の議を経て、当該教授会へ上程することとなっている。（それ以降の手続きは「表1」同様）

本学では、「教職員定数規程」により、すべての教員が学部所属し、学科に配置されることになっている。そのため、共通教育を主務とする教員であっても、任用予定の学部学科との調整は不可欠であるが、作業部会がこの役割を担うことになっている。結果的に、全学的な見地から共通教育として必要な専門を有する科目担当者を、任用予定学部学科の要望する学位、教育経験等をふまえて採用することが可能になっている。

昇任については、「教員の任用及び昇任に関する規程」に定める基準を満たす場合は、本人の申請に基づき所属学科の議を経て、教授会において昇任審査委員会を設置する。「昇任審査委員会」には3人以上の教授を含み、申請者の教育経験年数及び研究業績を審査する。

「教授会」は、同委員会の報告を受け、推薦候補に対し、投票を行い、その結果によって昇任候補者を決定する。その後、部局館長会での調整、大学協議会の審議・承認を経て、理事会で当該候補者の昇任を決定する。

大学院担当教員については、「沖縄国際大学大学院開設科目担当基準に関する規程」の定める基準に基づき、各研究科会および大学院委員会において学位・専門性・能力・教育経験・業績等を内容とする資格審査を実施したうえで任用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学は、「学則」第19条の2及び「大学院学則」第33条において、教育の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行う旨を定め、これを実践する全学的な組織としてFD委員会を設置し、FD活動を推進する組織的な体制を整えている。

FD委員会は、学部・研究科の長である各学部長・各研究科長等で構成され、毎年度FDに関する活動計画を定めてFD推進施策を立案するとともに、その進捗状況の把握や計画の見直しを行う等本学におけるFD推進の中心的役割を担っている。また、その下部組織として、学科長で構成される学部専門部会、研究科専攻主任で構成される大学院専門部会を設置し、FD委員会が策定した施策を迅速かつ効果的に実践する体制も整えられている。そして、これらのFD活動については教務部教学課がサポートしている。

こうした体制の下、平成30(2018)年度のFD活動計画では、過去の活動の進捗や本学の事業計画をふまえて9項目のFD活動が計画されており、この計画に沿って鋭意活動が進められている。

なお、これまで本学が継続して取り組んできたFD活動としては、①FD支援プログラムの実施、②授業についてのアンケートの実施、③授業についてのアンケート及びシラバスの改善、が挙げられる。

①は、本学が「FD元年」と位置付けた平成22(2010)年度より施行された「沖縄国際大学FD支援プログラムに関する規程」に基づき、教育の質の向上に繋がるFD活動に対して必要な補助を行うもので、本学の組織的FDの推進と実質化を図ることを目的としている。補助の対象となるプログラムは、教職員が自由に応募できる「公募プロジェクト」とFD委員会が指定して行う「指定プロジェクト」の2種類があり、いずれもFD委員会の審議・承認を経て実施されている。これまで27件の公募プロジェクト、8件の指定プロジェクトが実施されてきた。その成果については、全学的に共有する必要から公表が義務付けられており、本学ウェブサイト等で成果の概要を公表するとともに、教職員のFD研修の一環として報告会を開催している。

②は、本学の全科目を対象に、専任、非常勤を問わず、すべての教員に、前期・後期の2回、その実施が義務付けられている。アンケートの内容は、「学生による教員の授業評価」と「授業の理解度に関する学生の自己評価」で構成されており、その主な目的は、教員にとっては授業のあり方や改善方法の検討に資するため、学生にとっては自己の学修過程を振り返り、今後の学修へ繋げていくことを促すためである。アンケート結果については、授業の担当教員のみならず、学部長、研究科長、学科長、研究科専攻主任、共通科目の科目群責任者等に対しても通知することで、教育内容や教授法の具体的な改善を可能としている。特に、アンケートの自由記述欄の記載内容については、各学科・各研究科に加えて、対象となる所管部署からの回答も義務付けられており、毎年度本学ウェブサイトにおいてこれを公表し、学生にフィードバックしている。

③は、指定プロジェクトとして継続して取り組んできたFD活動であり、授業についてのアンケートについては、平成24年(2012)度にそれまで実施してきたアンケート項目の見直しを行って、内容を大きく改訂した。シラバスについても、平成25(2013)～平成27(2015)年度にカリキュラム・ポリシーに沿った記載内容の見直しと改訂を行ったほか、

平成 29(2017)年度は記載項目の再点検を行っている。こうした継続的な FD 活動により、その重要性は本学に確実に浸透し、大きな効果を示しており、授業についてのアンケートの実施率は 80.2%、シラバス作成率は 99.05%と、従前に比べ大きく改善している。

その他に、教職員の FD 研修の一環として、学外の研修・講座等の開催情報を随時提供し、参加希望者に対しては参加費や参加旅費の補助を行っている。そして、成果を全学的に共有するため、研修・講座等参加者による報告会も開催している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任に関しては、現在の基準に加えて、大学には、社会貢献・地域連携や教育の質向上が強く求められていることから、教育業績や社会貢献の評価を取り入れる事も検討する。また、「表 2」枠教員の採用手続きが多段階で煩雑であることから、現行規程の趣旨を活かしつつ簡素化する方向で現在規程改正を進めている。

なお、平成 30(2018)年 4 月 1 日現在、前年度に 2 人の教員が自己都合退職したため、基準教員数に 2 人の欠員が生じている。現在、公募を開始しており平成 30(2018)年度後期に充足予定である。

本学においては FD 活動推進のための全学的な体制が整えられ、その活動の充実も図られてきたものの、これまでの活動は FD 支援プログラムを起点とするものが多く、その結果、一部の教員又は職員が主体となる活動が中心であった。したがって、今後は、より全学的な教職協働の FD 活動を実現できる実施体制を整える必要があり、これを実施するための具体的な方策について、FD 委員会において検討していく予定である。

また、公募・指定プロジェクトの構成員や、学外研修・講座等の参加者による報告会を開催することにより、全学的な研修の機会を提供しているものの、最近、学内における全教職員対象の FD 研修会が実施されていないことから、さらなる教育の質向上に繋がる具体的な研修内容を検討した上で、平成 30(2018)年度以降 FD 研修会を開催していく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学のおかれた社会情勢をふまえ、職員の資質・能力向上を促す研修を機会ごとに行っている。例えば、合理的配慮を必要とする学生への対応のための全学的体制の整備については、第 3 次中長期経営計画に基づいた体制作りをすすめるとともに、全学的な資質の向上を図るため、全学の教員・職員を対象に「障害のある学生の修学支援についての研修会」を開催した。

また、「高大接続改革」に関わる大学教育、大学入学者選抜の一体的改革についても、学内で検討を進めるとともに全学的な問題の共有と取り組みを促すために、平成 29(2017)年 11 月には、「平成 33 年度入学者選抜方法の見直しに関する説明会」を全学の教員・職員を

対象に開催し、問題に関わる知見を高めるとともに、全学的な対応の端緒とした。

職員については、SD(Staff Development)として「事務職員初任者研修」、「事務職員夏期総合研修」等を行っている。「事務職員初任者研修」は事務局長、事務部長、課長が私立大学の基礎知識、本学の沿革、各部署の業務、法令と諸規定の関係等について解説を行なうほか、諸会議の傍聴により学内の意思決定の仕組みや流れの理解に努めている。また、初任者、入職後2～3年を経た若手職員、5～10年を経た中堅職員について、学外の高等教育関連機関が開催する研修会に派遣して研鑽を積んでいる。

「事務職員夏期総合研修」では、平成28(2016)、29(2017)年には常務理事による「経営計画とその課題」の報告により、予算制度と本学の経営の実態そして今後の動向についてそれぞれのポジションにより確認を行うとともに、平成28(2016)年には「アンガーマネジメント」、平成29(2017)年には外部講師による「大学職員に求められるコミュニケーション力」、本学事務職員による「私学事業団私学研修生による研修報告」の講習を受け資質向上を目指すとともにその前後において部署間のコミュニケーションを図り個別的かつ多角的に大学スタッフとしての能力を向上させている。

さらに、情報交換とネットワーク形成のために県内外他大学との人的交流も堅調に実施されており、北星学園大学、日本福祉大学、広島修道大学、松山大学、熊本学園大学と本学が合同で毎年開催している「六大学職員交流研修会」や九州産業大学、九州国際大学、熊本学園大学、鹿児島国際大学と本学の総務担当者による「九州地区大学総務担当者連絡会議」、「沖縄県私立大学協会共同SD研修会」といった大学間の合同研修への職員派遣も行っている。加えて、国外協定校である韓国の「韓南大学校」とも、協定に基づき、年毎に派遣校、受入校の役割を交代しながら数日間の滞在研修を実施している。

初任者、中堅、全体研修の運営と学外研修派遣者の人選は総務課で行っているが、内容の見直し、改善については年度初頭に総務課長の報告と計画素案を事務局長が確認した後に、各事務部長が加わった調整会議での原案作成を経て、課長会において審議し、理事長へ上申して実施運営している。

また、本学では、従前より、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団および独立行政法人日本学生支援機構等が主催する各種研修会への参加を積極的に奨励している。長期研修も行っており、私学事業団私学研修生としてこれまで3人が1年間の研修に派遣された。

その他、職員全体に対しての倫理教育のため、「コンプライアンス研修」などを随時行い、より適切な大学職員としての知識・能力の涵養をはかっている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

今後も、職員の研修については、本学の使命・目的等の実現、中長期経営計画の達成および個々の職員のキャリアアップのために内容面の充実に努めていくとともに、研修効果の検証・分析を進め、大学運営へのフィードバックを実効性のあるものにしていく。また、大学に関わる社会的な問題等についての研修をすすめるとともに、教育活動を基幹に行われるFDと管理活動を中心として行われるSDについて、教員、職員が個々と互いの現状を認識するとともに、より有機的な連携を行うことにより、学生のための活動をよりよく実現して行くことを目指していく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は、教員の研究活動を全面的にバックアップする体制として、教務部研究支援課を置き、各教員の学内外の研究費申請及び執行に係る手続等を支援している。また、教務部長を委員長とし各学科選出の委員等で構成される研究助成費審査委員会においては、申請された学内研究費等の審査を行うほか、学内外の研究費等の執行に関する運用ルールの見直しや改善等を図り、適切な研究費の執行・管理に努めている。

加えて、学内の研究組織として総合研究機構を設置し、総合研究機構長には副学長を充てて全学的な研究活動推進体制を整えている。総合研究機構の下には、研究領域ごとに4つの研究所（南島文化研究所・産業総合研究所・沖縄法政研究所・沖縄経済環境研究所）が設置されており、研究所には所長・副所長を配置して、それぞれが、毎年度策定する事業計画に基づき独自の研究活動を行っている。そして、これらの研究活動に係る経費については、研究所の研究活動を推進するため、その費用のほとんどを大学が支援している。なお、各研究所の事業予算と主な事業は下表のとおりである。

表 1. 各研究所の事業予算（平成 30 年度）

	予算額
南島文化研究所	10,622,000 円
産業総合研究所	7,261,000 円
沖縄法政研究所	6,250,000 円
沖縄経済環境研究所	6,363,000 円

表 2. 各研究所の平成 29 年度の主な事業概要

	事業概要
南島文化研究所	① 奄美大島調査
	② 韓国調査
	③ 台湾・福建調査
産業総合研究所	① IT および観光をリーディング産業とする先進諸国の戦略に関する基礎研究
	② 沖縄観光の国際化－新しい観光資源の戦略と比較研究－
沖縄法政研究所	① 戦後沖縄思想史の研究
	② これからの地方自治像の研究
	③ 沖縄経済特区と法

沖縄経済環境 研究所	① 若年者雇用対策の国際比較
	② 中南米におけるウチナーンチュ社会から考える経済、環境問題を 含む沖縄のあるべき将来像に関する総合調査
	③ 沖縄における島嶼経済の構造と自立に関する総合調査研究
	④ 沖縄返還と国土計画、基地問題に関する下河辺文書の研究

その他に、専任教員の学外研究を支援する目的で「学外研究員規程」を整備し、予算の範囲で経費を補助することにより、毎年度1人～2人の専任教員について県外や海外の大学・研究機関における研究の機会を提供している。これまでに、国内研究員47人、国外研究員67人を派遣した。

さらに、個別の教員に対する研究環境の整備については、全専任教員に、空調、PC、インターネット環境、本棚等を備えた個別の研究室を割り当てている。また、研究室の設備に不具合が発生した場合は、担当部署が即時に対応する体制が整っている。

個人研究室以外にも図書館に研究室を設置している。図書館の研究室は2階に11室、地下2階に10室あり、本学学部生、大学院生及び教職員が調査研究する場合に利用することができる。図書館の開館時間を月曜日から金曜日までは、8:00から23:00までの長時間、学内外の多くの利用者に配慮し、研究支援をしている。

こうした研究環境の整備状況につき、本学では教員に対する研究環境調査は行っていないものの、大学院生に対しては、平成19(2007)年度から「大学院教育の向上に関するアンケート」を実施し、研究環境に関する学生からの要望に応えられるよう努力している。なお、平成29(2017)年度の当該アンケート調査では、「現在の指導体制・環境に満足していますか。」の質問に対して、「満足している」と回答した大学院生が85%と9割近くに上り、多くの大学院生が現在の研究環境に満足している様子が窺える。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、本学で学術研究を行うすべての者に対して、研究倫理に関する以下の規程を設け、運用している。

(規程)

○「沖縄国際大学における研究者等の行動規範」

本学では、本学において学術研究を行うすべての者に対し、研究を遂行する上で求められる行動規範を定めている（「科学者の行動規範 改訂版」（平成25(2013)年1月25日日本学術会議策定）に準拠。平成20(2008)年6月18日制定、平成28(2016)年2月5日題名改正）。

○「沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理規程」

本学では、個人を対象とし、行動・環境・心身等に関する情報・データ等を収集・採取して行われる研究を遂行するうえで求められる研究者の行動・態度の倫理的基準及び研究計画の審査に関する事項を定めている。（平成22(2010)年12月15日制定、平成28(2016)年3月31日改正）。

○「沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程」

本学では、本学における人を対象とする研究倫理規定第8条に規定する研究計画等の審

査をする目的で研究倫理審査委員会を設置している。(平成 22(2010)年 12 月 15 日制定、平成 28(2016)年 3 月 31 日改正)。

○「研究活動の不正行為防止に関する規程」

文部科学省による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて」(平成 26(2014)年 8 月 26 日文部科学大臣決定)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(平成 26(2014)年 2 月 28 日改正文部科学大臣決定)に基づき、本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めている。

○「沖縄国際大学における公的研究費の取り扱いに関する規程」

本学では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19(2007)年 2 月 15 日文部科学大臣決定・平成 26(2014)年 2 月 28 日改正)等に基づき、公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定めている(平成 21(2009)年 6 月 3 日制定、平成 27(2015)年 2 月 18 日改正)。

(運用・管理)

・研究倫理審査委員会の開催

上記の規程を厳正に運用、管理するために、必要に応じて委員会を開催している。平成 29(2017)年度は「沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理審査委員会」が 9 回開催されている。

・研究倫理に関する手引書の配布等

本学では、日本学術振興会発行の手引書(「科学の健全な発展のために」編集委員会編『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一』、丸善出版、平成 27(2015)年)を教職員、大学院生に提供、配布している。また、公的研究費の使用に関する説明会を定期的に実施し、学内使用ガイドブックを作成、配布している。

・「エルコア」の実施

研究倫理教育の一環として本学の全専任教員、大学院生、担当職員等を対象に「エルコア」を実施している。

・研修制度

本学では、公的研究費コンプライアンス研修・研究倫理教育研修を実施している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費に関する規程(「研究助成費交付規程」)が整備され、適切に運用されている。

(資源配分)

学内資金による専任教員個人への研究費の配分については、「研究助成費交付規程」に基づき行われており、その種類としては、一般研究費、特別研究費、特定寄付金に基づく研究費がある。一般研究費は、専任教員に毎年度一人当たり 50 万円を助成するもので、研究に必要な備品等の購入費、調査研究旅費、図書購入等に充てることができる。他方、特別研究費は専任教員の申請に基づき研究助成費審査委員会の審査を経てそれぞれの交付額を決定するもので、交付の対象となる研究の種類としては特定研究・奨励研究・その他の研究がある。

また、研究活動の成果の公表等に対しても支援を行っており、「研究成果刊行奨励費交付

規程」に基づき著書等の刊行に際しての助成、「学会発表助成費交付規程」に基づき国内・国際学会出席の一部諸経費の助成、「シンポジウム・学会等助成規程」に基づき専任教員が責任者となって開催する学会等の助成を行っている。なお、本学の専任教員が責任者又は参画者として沖縄県内で開催する国際シンポジウム及び学会等は 30 万円、国内のシンポジウム及び学会等は 10 万円となっている。

さらに、各研究所においては、複数の所員（専任教員）や特別研究員が共同で行う「共同研究」に対して、その研究活動に現に必要となる旅費等の経費を支援するとともに、研究所主催の研究会・講演会・シンポジウム等を通して成果公表の場を提供するなどして研究活動に係る支援を行っている。その他、研究活動への人的支援として、研究支援助手を配置し、所長の監督の下、共同研究の遂行などの支援にあたらせている。

これに対して、外部資金による研究費にあたる「科学研究費助成事業」（以下「科研費」と記す）については、当該研究費の研究代表者・分担者の円滑な手続の執行に資するため、研究支援課に、専任職員とともに、科研費の間接経費を活用して事務補佐員を配置し、科研費に基づく研究活動につき人的支援体制の充実を図っている。なお、このような外部資金の獲得を推進するため、学内資金である特別研究費のうち、「特定研究」「奨励研究」については申請条件に科研費への申請義務を課して、各教員に外部資金獲得のインセンティブを与える取り組みを行っている。その他に、特別研究費には「その他の研究」という科研費申請のための準備的な研究に対して助成する研究費も設けられており、これにより科研費の申請率や採択率の向上を目指している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、公的研究費コンプライアンス研修・研究倫理教育研修等を毎年度実施して、コンプライアンスの推進を図ってきたが、これまでは公的研究費の受給者や事務担当部署に対する研修が中心であったことから、今後は、これを機関全体で推進していくために、研修対象を全構成員に広げるとともに、大学院生の初年次教育に研究倫理に関する内容を組み込むこと等を検討していく。

また、本学は「沖縄国際大学受託研究取扱規程」を定めて、受託研究の推進を図る体制を整えてはいるものの、その適用例は非常に少ないため、今後は、特に各研究所において受託研究の推進を図ることができるよう、獲得方策について検討を開始する。

さらに、本学における教員の研究活動につき、外部資金の獲得を推進し、科研費の申請率や採択率の向上を図る方策として、今後は、科研費の採択を受けたことがある教員等をアドバイザーとして、科研費の申請予定者等に対して具体的なアドバイスをする体制を整備すること等を検討していく。

〔基準 4 の自己評価〕

本学は、学長がリーダーシップを発揮できるよう副学長制度等、学長補佐の体制を整備するとともに、部局長、教授会等の職務や権限を明確に規定し、執行を担う教務部に適切に職員を配置することで、権限の適切な分散と責任・役割の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。教員の配置については、教育目標、教育課程に則した採用、昇任等が規程にもとづき適切に行われている。職能開発については、教育内容・方法等の改善の

ための FD や大学運営に必要な資質・能力向上のための SD を効果的に実施している。また、教学関連事項を取り扱う委員会等への事務職員参画等、教職協働による効果的な大学運営にも取り組んでいる。さらに研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究活動への資源配分を適切に運営・管理している。以上のことから本学は、組織の整備と職能開発が適切であり「基準 4. 教員・職員」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「寄附行為」第 1 条に「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校その他の教育事業を営営することを目的とする。」と本法人の目的を定義している。本法人の最高意思決定機関は「理事会」であり、「寄附行為」第 15 条に「この法人の業務は理事会で決定する。」と定めている。また、本学は、「寄附行為」第 8 条において、「理事長は学長をもってこれにあてるとしており、大学経営と教学運営の管理を分離することなく、連携した運営に努めてきた。「寄附行為」第 6 条第 1 項では副学長と学部長を理事会の構成員としており、大学経営と教学運営を両立し、円滑で良好な管理運営を行うための基本体制となっている。

理事会は、学長、副学長、学部長、事務局長、理事会・評議員会で承認された学識経験者等 8 人（学外者 7 人を含む）計 15 人で構成されている。毎月 1 回（8 月、9 月を除く）定期の「理事会」を開催し、平成 29(2017)年度出席率は 83.6%であった。

「寄附行為」第 24 条では「評議員会」を組織することを定めており、「寄附行為」第 25 条では、理事長が評議員会の意見を聞かなければならない事項として、（1）予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項（2）事業計画（3）「寄附行為」の変更（4）私立学校法第 50 条第 1 項第 3 号に掲げる事由による解散（5）その他この法人の業務に関する重要事項、が明記されている。評議員会は、理事長（学長）、副学長、常務理事、各学部から選任された者、事務職員、本学卒業者、学識経験者の中から理事会で承認された者等、学外者 17 人を含む計 32 人で構成されている。年間平均 5～6 回開催し、平成 29(2017)年度出席率は 78.6%であった。

「寄附行為」第 20 条では、監事の選任について規定しており、監事は、本法人の理事、評議員又は職員以外の者であって、評議員会の承認を得て、理事長が選任する。監事の職務は、「寄附行為」第 21 条で規定しており、（1）法人の財産の状況を監査すること（2）法人の業務を監査すること（3）法人の財産の状況又は業務について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること（4）監査の結果、法人の財産の状況又は業務に関し不正の行為又は法令、「寄附行為」に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること（5）前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること（6）法人の財産の状況又は業務について理事会に出席して意見を述べること、が明記されている。監事の理事会、評議員会への出席率は、平成 29(2017)年度出席率は 61.1%であった。

監査については、監事の他、毎年、公認会計士及び内部監査人による会計監査及び業務監査を受けており、指摘事項については、改善するよう努力している。

理事会、評議員会の以上のような運営と監事等の監査により、経営のマネジメントに関する規律と誠実性が維持されている。

また、業務の執行については、「寄附行為」、「事務組織規程」、「業務事務分掌規程」、「経理規程」等、関連の諸規程の統制の下、理事会の決定をふまえ、中長期経営計画・年次の事業計画に基づいて行われることで、規律と誠実性が担保されている。なお、「寄附行為」の変更の際は、学内手続を経て、文部科学省へ認可申請または届出を行っている。

教育研究活動等の状況の公表については、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に規定される 9 項目、その他法令により定められている事項についても適切に本学ウェブサイトで公表されている。また、組織や財務に関する情報等も本学ウェブサイト、学報等で積極的に公表している。なお、財務関係については、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、財務部会計課に備え付け、閲覧に供している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学において、業務の執行は、原則として、中長期経営計画をふまえつつ、年次の事業計画に基づいて行われる。中長期経営計画は、「本学の建学の精神と教育理念に基づき本学の使命を実現するために」策定するものである。

平成 28(2016)年度に第 3 次中長期経営計画を見直した際には、策定検討委員会を立ち上げ、各部署と調整を重ね、見直し原案を作成した。検討委員会の構成員は、理事長・学長、副学長、常務理事、事務局長、教務部長、学生部長、図書館長、各事務部長、各課長である。作成した原案は、理事長の諮問機関である長期計画研究委員会の審議を経て、部局館長会、課長会、各学部教授会、大学協議会で報告され、評議員会、理事会で審議し決定した。

事業計画には、本学の建学の精神、目的、理念、使命、3つのポリシーを掲示した上で、大学運営の基本姿勢、基本目標、基本方針、事業方針が明示され、各部署が取り組む事業内容が記載されている。事業計画策定調整会議を開催し、各部署と調整を重ね、原案を作成している。調整会議の構成員は、理事長・学長、副学長、常務理事、事務局長、教務部長、学生部長、図書館長、各事務部長である。作成した原案は、部局館長会の調整を経て、評議員会、理事会で審議し決定している。

毎年度作成する事業報告書は、本学の建学の精神、目的、理念、使命、3つのポリシーに照らした上で、各部署において、前年度の事業計画の進捗状況を点検し、その点検結果について、理事長・学長、副学長、常務理事、事務局長、総合企画室が検証を行い、各部署と調整しながら、原案を作成している。作成した原案は、部局館長会、課長会、教授会で報告され、評議員会、理事会で審議し決定している。

このように、中長期経営計画、年次事業計画、年次事業報告の策定に全学的な体制で継続的に取り組むことで、本学の使命・目的等の実現に努めている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

〔環境保全〕

本学は「沖縄国際大学環境方針」の中で、「基本理念」及び「環境方針」を掲げ、環境保全に取り組んでいる。また、平成8(1996)年に環境省が策定した中小企業、学校、公共機関向けの環境経営システム（環境マネジメントシステム）である「エコアクション21」の認証を平成22(2010)年度に取得しており、毎年、審査（実地審査）を受けて、評価・見直しを行っている。

〔人権への配慮〕

沖縄国際大学を構成する全ての者が個人として尊重され、快適な環境において学び、教育及び研究し、働くことができる大学づくりを目的として、「沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」を制定しており、本学におけるハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項を定めている。ハラスメント人権委員会を常設し、防止及び対策に取り組んでいる。また、学内にハラスメント相談室も設置しており、専門相談員を常時配置している。相談事案の場合は、「ハラスメント相談運用規程」に基づき、調停事案、苦情申立事案が発生した場合は、「ハラスメント調停及び苦情申立手続規程」に基づき、誠実に対応していきように体制を整えている。

〔安全への配慮〕

平成16(2004)年8月に米軍ヘリコプターが本学内に墜落炎上し、多大な被害を被った。その後、危機管理規程の整備に着手し、平成20(2008)年に「学校法人沖縄国際大学危機管理規程」を制定した。第1条には、「この規程は、学校法人沖縄国際大学（以下、「本学」と記す）において発生、又は発生するおそれのある諸般の事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の学生、教職員（非常勤等含む）及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、大学の社会的責任を果たすことを目的とする。」と本規程の目的が示されている。実際、平成21(2009)年に新型インフルエンザが日本を含む世界各地で発生し、沖縄でも多数の感染者が出た際には、本学でも危機管理規程に基づき、対策本部を設置し対応した。臨時に休校措置を取るなどの対応で、感染拡大防止に努めた。

また、「防火・防災管理規程」に基づき、防火・防災管理に努め、「防犯カメラ運用規程」に基づき、大学内での犯罪の予防及び事故の防止に努めている。防火・防災訓練については、図書館での訓練や、大学祭準備期間を活用した全体訓練等を行っている。

労働安全衛生法に基づき衛生委員会を設置し、ストレスチェック等、職員の健康障害の防止や健康の保持増進に努めている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

危機管理体制において、規程や避難誘導マニュアルは整備されているが、いずれも教職員向けのものとなっており、学生向けの対応マニュアルを整備していく。また、防火防災訓練については、毎年行われているが、参加者数が少ない等の課題や、全体訓練が2年間行われていないなど、内部監査で指摘されており、訓練方法を検証し、改善していく。

また、衛生委員会が定期的に開催されていないので、委員会の実質化を図っていくことを検討する。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

この法人の業務は理事会で決定するという「寄附行為」第 15 条の規定にもとづき、理事会を最高意思決定機関として、使命・目的等の達成に向けて、意思決定し、事業計画を執行する体制を整備している。

理事会は、学長、副学長、学部長、事務局長の 7 人の教職員に、卒業者及び学識経験者等 8 人（学外から 7 人を含む）を加えた理事 15 人で構成される（「寄附行為」第 5 条・第 6 条）。現在のところ理事の定数に欠員は生じていない。学外の理事の任期は 3 年となっている。理事の選任については、「寄附行為」第 6 条により適切に行われており、各理事の配偶者または三親等以内の親族もない。

理事会の長である理事長は、学長をもってこれにあて（「寄附行為」第 8 条）、理事長は、この法人を代表し、その業務を総理することとなっており（「寄附行為」第 9 条）、また、理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しないこととしている（「寄附行為」第 7 条）。

学長は、「学長選挙規程」に基づいて実施される選挙（学長選挙の被選挙人は大学の教授の経験を有する者）において当選した者を理事会が任命することとなっている。学長の任期は 4 年であり、再任は妨げないこととしている（「学長選挙規程」第 2 条）。

その理事長を補佐するために常務理事を 1 人置いており（「寄附行為」第 11 条）、職務については「常務理事職務細則」によって別途定めることとなっている（「寄附行為」第 12 条）。

常務理事の選任については、「理事長が推薦する者で理事会及び評議員会において承認された者 1 人（「寄附行為」第 6 条第 6 号）」の理事を、「理事の中から理事長が指名し、理事総数の過半数の議決により選任する（「寄附行為」第 11 条）こととしている（解任するときも同様の手続きを経ることとなる）。

また、常務理事は本学の教育職員・事務職員が理事会の承認を得て兼任することもできるとしている（「寄附行為」第 11 条第 3 項）。常務理事の任期は 2 年とし、引き続き 4 年を超えることができない（「寄附行為」第 13 条）。

理事となる副学長の選任については、「全学教授会規程」、「教育研究に関する重要な事項で全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（理事長・学長裁定第 11 号）」、「副学長及び部館長選任規程」に基づいて行われる。副学長は本学の専任教授の職にある者で、任期は 2 年とし再任を妨げないが、指名した学長の任期の終期を超えることが出来ないこととなっている（「副学長及び部館長選任規程」第 2・3 条）。

副学長は学長を補佐する者として「学則」第 9 条に定められおり、職務分掌は「副学長職務細則」において定められている。

同じく理事となる学部長の選任は、「学部長選挙規程」、各「学部教授会規則」、「教育研究に関する重要な事項で学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるも

の(理事長・学長裁定第6号)」に基づいて行われる。学部長の任期は2年であるが、再任は妨げないこととなっている(「学部長選挙規程」第4条)。

事務局長も理事であり、事務局長は理事長・学長の任命を受け、理事会で承認を受けて選任される。事務局長は事務職員をもってあて、任期は2年とし再任は妨げないが、理事長の任期を超えることはできないこととなっている(「事務組織規程」第11条)。

理事会は、基本的には毎月1回(夏期休業中を除く)開催され、平成29(2017)年度は11回開催した。理事会では、「理事会上程議案及び添付資料について(申し合わせ)」に定められたものを基本とした議案について審議をし、法人の重要な事項についての意思決定を行っている。

理事会の議案のうち、予算、借入金、重要な資産の処分、事業計画、「寄附行為」の変更、法人事項に関する重要事項等については、評議員会の意見を聞いたうえで決定することとしている。また、事業報告書についても、決算書と併せて評議員会及び理事会に報告している。

理事会開催については事前に書面で議案書を送付している。また、書面会議や電子会議はおこなっていない。理事会の開催状況や理事会において理事の出席状況は別紙資料(資料F-10)のとおりで、適切な状況である(「寄附行為」第17条)。なお、理事会を欠席する際に、委任状の提出を求めている。

使命・目的等をふまえた中長期経営計画の策定や年次の事業計画は、理事会の審議事項であり、そこでの承認をふまえて、理事長・学長のガバナンスのもと、使命・目的等の達成にむけて事業計画が執行されている。

事業のうち、「教務、総合研究機構、入試、学生、情報、国際交流に関する業務の総括」及び「学長から委任された事項」については、学長を補佐する副学長が掌理し(「副学長職務細則」)、「広報、企画、法務、渉外、財務、予算、財政計画、施設、自己点検・評価、第三者評価等に関する業務の総括」については、理事長を補佐する常務理事が掌理している(「常務理事職務細則」)。

副学長・常務理事の総括のもと、教員をもってあてる教務部長・学生部長・図書館長及び事務職員をもってあてる事務局長・事務部長が所属職員を指導監督して、事業計画を執行している。

(3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

「寄附行為」第10条において、「理事長が事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会において定めた順位に従い他の理事が順次に理事長の職務を代理又は代行する」ことと定められているが、平成24(2012)年に定めた後、現理事長下では定められていないので、不測の事態に備え代理又は代行する者の順位を平成30(2018)年度理事会において定める。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人の最高意志決定機関は理事会であるが、本学は創立以来、法人と大学の管理を分離することなく有機的に連携した運営に努めてきた。このことは、法人の組織及び運営を定めた「寄附行為」において「理事長は学長をもってあてる（「寄附行為」第8条）」こと、学部・学部の運営に関する校務を統括する学部長（「学則」第10条第2項）を理事会の構成員としていること（「寄附行為」第6条第3号）によって実質化されており、本学の教学運営と大学経営を両立し、円滑で良好な管理運営を行うための基本体制となっている。

設置者である法人全体の管理運営については、「寄附行為」第1条において、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校その他の教育事業を経営することを目的とする」と定めており、「寄附行為」及び、その下に経理に関する事項を定めた「経理規程」や、本学の活動に関する事務を円滑に運営するために定めた「事務組織規程」等、関連の諸規程を通じて管理運営体制の整備を図っており、管理運営は適切に機能している。

「寄附行為」第15条で「この法人の業務は理事会で決定する」と理事会の権限を明示しており、理事会は本法人の最高意志決定機関である。理事会の決定をふまえ、理事長・学長のガバナンスのもと、理事である副学長・常務理事が事業を総括し、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長・事務部長が分掌に応じて管理運営にあたっている。

また、「事務の執行につき連絡調整並びに執務の円滑を図る」ため部局館長会を置き、部局館長は、学長の諮問に応じ、全学的な立場において、学部・部局館運営の連絡調整、大学協議会・全学教授会等の原案作成、法人業務運営への意見具申について審議を行うことになっている（「部局館長会規程」）。部局館長会は、学長を議長に、副学長、常務理事、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長で構成され、毎週水曜日開催の定例会としている。これは、教学部門と法人の適切な意思疎通と連携のためのしくみである。

この部局館長会の「事務連絡調整を図る」ため、学長、副学長、常務理事、事務局長、教務部長、学生部長、図書館長、事務部長から構成される事務連絡会（毎週火曜日の定例会）を設け（「部局館長会規程」）、さらに「事務の執行につき、事務上の連絡調整並びに執務の円滑を図る」ため、事務局長、事務部長、課長から構成される課長会（毎週木曜日の定例会）を設置している（「課長会規程」）。

業務執行のための事務組織については、「事務組織規程」を定め、部、課、室、センター等の組織を設置するとともに、職制及び事務分掌について必要な事項を定めている。また、近年の大学を取り巻く諸環境の変化等に伴う業務の複雑化・多様化に対応すべく、新たな課や室の設置や統廃合など、随時、検討・再編を行っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

教学運営では、学長は、教授会を始めとした各委員会等の意見を聞いて、校務を決定する。学部に関しては、教務委員会及び厚生補導委員会等の各種委員会、教授会、大学協議会において、大学院に関しては、研究科会、大学院委員会において、段階的に審議が行わ

れる。学長が、副学長、教務部長、学生部長、図書館長を任命するにあたっては、全専任教員によって組織される全学教授会の承認が必要とされている(「副学長及び部館長選任規程」)。

大学協議会は、学長、副学長、各学部長、教務部長、学生部長、図書館長、学部ごとに選出された教員2人から構成され、「学長が別に定める教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、審議し意見を述べるもの」(「学則」第38条)であり、学長を議長とし(「大学協議会規程」)、教学の基本方針、教員の採用・昇任、学則の改正、学年暦、入学試験、教学関係予算等、教学上の重要な事項について審議を行うとともに、各学部間の調整機関としても有効に機能している。

そのほかに、「法人及び法人が設置する学校の長期総合計画の策定及び研究」を目的として理事長の諮問機関「長期計画研究委員会」が置かれている(「長期計画研究委員会規程」)。同委員会は、常務理事を委員長に、学長を除いた部局館長、そして4部会長(部会は、財政研究部会、教学研究部会、施設研究部会、事務組織研究部会)で構成される。各部会は、「専門的な事項を審議する」ために置かれるものであり、構成員である専門委員は、職責とそれぞれの専門性にあわせて教員及び事務職員から選出される。長期計画研究委員会の役割は、近年の諮問では、長期的な計画の見直し・変更の妥当性に係る専門的なチェック機能に力点が置かれている。

監事は、本法人の理事、評議員又は職員以外の者であり、評議員会の承認を得て、理事長が選任し(「寄附行為」第20条)、法人の財産状況の監査及び業務状況の監査を担っており、評議員会、理事会に出席し、法人の業務の状況又は財産の状況等について意見を述べる(「寄附行為」第21条)など、職務の適切な遂行にあっており、任期は3年となっている(再任は妨げない)。監事の理事会及び評議員会への出席状況は別紙(資料 F-10)のとおりである。

評議員会は学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関であり、「寄附行為」第25条の定めで、予算、借入金、重要資産の処分、事業計画、「寄附行為」の変更、私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散、その他この法人の業務に関する重要事項について、「理事長においては、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない」に基づいて開催し、「寄附行為」第26条では評議員会の具申等について定め、法人の健全な運営に資する任務を担っている。

評議員会は、理事の人数15人の2倍以上の32人で構成され、評議員の選任は、「寄附行為」第24条に基づいて行われている。評議員の内訳は学内の教職員等が15人、学外の者(卒業者、学識経験者)が17人となっており、現在欠員は生じていない。職責によるもの以外の評議員の任期は3年となっている(再任は妨げない)。学内の評議員は、理事長(学長)、副学長、常務理事、各学部教授会で選任された教員8人、理事長が推薦し理事会が承認した事務職員4人である。議長は、評議員の互選により開催する都度ごと決めることとしている(「寄附行為」第28条)。評議員会の開催状況や評議員の評議員会への出席状況は、別紙(資料 F-10)のとおり適切な状況であり、平成29(2017)年度は7回開催している。

内部監査については、規程を設け、内部監査担当者を参事と定めている(「学校法人沖縄国際大学内部監査規程」(以下、「内部監査規程」と記す)第2条第2項)。毎年度初頭に計画書を作成し、監査を行い、監査が終了すれば報告書を理事長宛に提出することとなって

いる。

内部監査は、前期(6月頃実施)では会計監査を行い、予算と決算の乖離等について調査実施し、後期(1月頃実施)には、テーマを決めて(例：外部機関からの指摘事項の対応状況や危機管理対応等)業務監査を行っている。また、7月から9月にかけて公的研究費(科学研究費)の内部監査も行っている。

教職員の提案をくみ上げる仕組みとしては、教職員電子提言箱を本学ウェブサイト設置しているほか、教授会・課長会等においても意見の議事録への記載が行われ、部局館長会等で対応が検討されている。

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

内部監査については、「監査担当者は、効率的な監査を実施するために、監査担当者、監事及び会計監査人の三者間で監査情報を有効活用し、連携・協力を図らなければならない」(「内部監査規程」第14条)ことをふまえ、監事や外部監査人(公認会計士)との連携を図り、三様監査の強化と監査業務の実質化と機能強化を進めていく。また、現在、監事の「大学の業務監査」については事業報告書の点検が中心となっているため、担当部署職員との意見交換を実施する等、改善策を検討する。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では、現在第3次中長期経営計画(平成29(2017)年度～平成32(2020)年度)を策定し、各年度ではこれに基づいた事業計画、予算計画を行っている。中長期経営計画は、4年ごとに作成され、過去5年の財務データを基礎として計画期間における執行案件を計画し、本学の使命、目的、今後の環境的要因を考慮しつつ、計画を精査し、予算の積算を行っている。また、中長期経営計画案を策定した後、長期計画経営委員会等で専門的、総合的な検討を行い、理事会、評議員会の議を経て学長・理事長によって決定されている。各年度においてはその前年に中長期経営計画を基礎として、事業計画を策定し審議・承認の後、予算案が作成、審議、承認され、当該年度において予算に基づいた財務運営がなされている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の中長期経営計画においては、総合的な「収支のバランス」を図ることにより安定した財務運営を目指している。具体的には、事業活動収支においてバランスをとることと共に、基本金組入、減価償却引当特定預金等については、将来にわたって安定的な大学運営を持続するために計画的に行っている。

また、本学では、経費面での節減・効率化を図りながら、大学本来の教育研究活動を継続的かつ計画的に行うため、予算編成方針は基本方針（要約）に沿って策定している。

- (1) 本学の理念・目的のより一層の実現に向けて、教育・研究の質的な充実・向上に努める
- (2) 中長期計画に基づいた上で、財政収支バランスのとれた財政運営を図る
- (3) 中長期経営計画に基づく施設設備等の整備、充実を図る
- (4) 各課の経常予算要求額は、原則として前年度当初予算額および中長期経営計画に連動した額を合算する
- (5) 人件費等固定的経費は現状を原則とするが、一部計画的削減により支出削減を図る
- (6) 大学の環境・設備を適切にコントロールし、省資源、省エネルギーを推進する。

上記の予算編成の骨子に沿って、本学の使命・目的等を達成するために必要な財源を確保するとともに、教育研究環境の改善・充実に資するために必要な施設設備の整備および学生を主体としたサービスの充実に財源の重点的配分を行うよう配慮している。

その結果、第3次中長期経営計画の上で財政収支のバランスは維持されており、また、各年度の決算においても経費の節減等により財政収支バランスは維持されている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的等をふまえ、大学本来の教育研究活動を継続的かつ計画的に行い、学生サービスを充実していくため、経費面での節減・効率化を図るとともに、教育・研究環境の向上に資する必要な施設設備の充実に努める。予算編成においても先に掲げた基本方針に沿って予算編成を策定し、収支バランスを考慮した財政運営を行いより堅実な財政基盤を築いていく。あわせて学生の満足度を高めながら、入学者の確保と除籍者、退学者の減少を図るよう努める。また、寄付金や研究費等外部資金の導入・確保については、教員・職員が協力して引き続き取り組んでいく。また、資産運用に当たっては元本回収の確実性、流動性の確保等にも留意しながら、より効率的な運用対象を探っていくものとする。

18 歳人口減少の問題等、大学がおかれた社会的な環境の変動の時代にあって、本学が、競争優位を獲得・維持し、さらなる発展を期するためには、大学の本分としての教育・研究の質的な充実・向上と財政基盤の強化に不断の自助努力を傾注しなくてはならない。そのためにも、3次にわたって行ってきた中長期経営計画を改定しつつも、継続的に行うことにより、本学の経営戦略、安定的な財務運営を図っていく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の予算編成は、予算編成方針に基づき、まず予算積算要求資料を各部署予算担当者

（課長）が作成し、教務部長、学生部長、図書館長、センター統括部長、財務部長、事務局長・事務部長との概略調整の上、財務部会計課に提出する。提出された予算積算要求資料をふまえて財務部長（常務理事）、会計課長、会計担当者が要求内容を確認し、各部署予算担当者の説明を聴取して査定し、問題点や留意点を指示する仕組みとなっている。さらに査定後、常務理事の再精査の後、学長・理事長、副学長および事務局長の精察を経て部局館長会、予算委員会、大学協議会、評議員会および理事会に諮る。

なお「私立学校法」第42条1項第1号および「経理規程」第53条において、予算については「あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない」と定めているところに従い、予算案は通常、前年度3月に開催される評議員会に諮問し、これをふまえて理事会で決定する。

会計処理は、出納業務を含め財務部会計課が一元的に管理・執行しており、「学校法人会計基準」、「経理規程」、「経理規程細則」、「予算統制規程」などにに基づき、適切に処理している。予算執行の際は、各部署より会計システムへの入力後、紙媒体としての支出伝票が証憑書類を添えて会計課に提出され、データを会計システムに反映するシステムとなっている。なお、処理判断の難しい問題等については、必要に応じ、本学と監査契約を取り交わしている公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団の指導・助言を受けて適切に処理している。

予算の執行管理に当たっては、「職務権限規程」および「調達規程」に基づき一定額以上の支出については、入札あるいは数社の見積もりを取った上で、比較検討を行い、稟議により理事長の承認を得ることとしている。また、執行段階で、再度、予算計上金額・執行目的やその効果等について再確認することとしている。

なお、年度途中に発生した追加的要因についてやむを得ない場合は、補正予算を編成して対応している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計処理と決算については「学校法人会計基準」に準拠した処理を行っており、監査契約を締結している公認会計士による会計監査と監事による監査を実施している。

公認会計士の監査は「私立学校振興助成法」第14条第3項に基づいて行われ、決算監査および実査を含めた学内での帳票類監査が毎年度、年間約20日間、公認会計士4人、その他業務補佐2人で行われている。監査内容は、帳票、証憑書類・稟議書等による会計処理の妥当性のほか、規程との整合性、計算根拠の妥当性および理事会、評議員会での学内手続方法などの監査も含まれている。また、公認会計士は、学長・理事長、常務理事、副学長および事務局長との意見交換を通し、本学の経営方針、将来構想および内部統制の機能等、経営活動に関わる情報を入手しリスク評価の手段としている。

公認会計士による会計処理の指摘に対しては、その趣旨を理解した上で会計課に限らず関係部署へ周知し改善するよう迅速に対応している。また、決算監査終了後には理事会へ「独立監査人の監査報告書」が提出されている。

監事監査については、本学は、2人の非常勤監事をおき、「私立学校法」第35条第37条及び「寄附行為」第21条に基づいて監査を行っている。

監事は理事会に出席し、本法人の運営について質問や意見を述べるとともに、業務執行

状況や財産の状況について監査を行っている。また、「寄附行為」第38条第1項に「この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする」と規定しているところに従い、決算時には監事が会計書類の閲覧等を行い、会計課責任者から決算の概要の説明を求めるとともに、必要に応じて質疑し、本学の業務及び財産の状況を把握している。監事監査の結果については理事会、評議員会で報告されている。

公認会計士と監事は、監査期間中に意見・情報交換を行い、本学の財務状況、業務内容について情報の共有を図り、監査終了後に本学への提言等を行っている。

また、内部監査については、参事を内部監査担当者に充て、実質的な内部監査（業務監査、会計監査）を行っている。なお、監事監査による指摘・提案は、学長・理事長、常務理事、副学長、事務局長に対して行われるとともに内部監査人にも情報共有しており、内部監査に生かし指摘事項の改善に向けて取り組みを行っている。

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

大学が建学理念の実現を適切に執行していくためには、長期計画に従って各年度に予定される事業に関わる予算編成を的確に行うとともに、諸基準、規程に従い適切な会計手続きを行うことが求められている。本学においては、長期計画に基づいた、これらの予算編成、執行に伴う会計手続きを厳格に行ってきたが、さらに監査等において取り上げられる意見等を周知、理解したうえで、会計処理及び管理の充実を図っていく。

〔基準5の自己評価〕

本学では、業務の執行が、関連の諸規程の統制の下、理事会の決定をふまえ、中長期経営計画・年次の事業計画に基づいて行われることで、経営の規律と誠実性が担保されている。また、中長期経営計画、年次事業計画、年次事業報告の策定に全学的な体制で継続的に取り組むことで、本学は使命・目的等の実現に努めている。管理運営は、最高意思決定機関である理事会の決定をふまえ、理事長・学長のガバナンスのもと、理事である副学長・常務理事が事業を総括し、使命・目的等の達成にむけて、部局館長、事務局長・事務部長が分掌に応じて業務を執行している。業務の執行にあたっては、部局館長会、大学協議会等を通して、法人与教学部門の適切な連携をはかっている。事業内容については、理事会、評議員会、監事、内部監査人によって適切な検証を行っている。財務運営については、中長期経営計画において基本金組入等を計画的に行う事により総合的な収支バランスを図り安定した財務運営を行っている。予算執行についても必要な規則などを整え適正な会計処理を実施している。会計監査体制および実施については、公認会計士、監事により適切に実施されている。また、内部監査についても内部監査担当者を配置し実施するとともに、大学、公認会計士、監事、内部監査担当者による情報交換を行う事により法人および大学の管理運営の円滑化と相互チェックの強化を図っている。以上のことから本学は、経営の規律、誠実性が担保され、財務基盤が確立しており「基準5.経営・管理と財務」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の内部質保証に関する中心的な組織は、自己点検・評価委員会であり、「自己点検・評価委員会規程」第1条第2項で設置が規定されている。同規程第1条第1項では、設置の目的を「本学の設立理念目的に沿って教育水準の向上に務め、教育・研究活動の活性化を図るとともに、その社会的責務を果たしていくため教育・研究活動全般について、不断の自己点検・評価を適正かつ円滑に実施する」こととしている。

また、同規程第1条第3項において、自己点検・評価委員会には、全学的な自己点検・評価を専門的に審議検討するための専門委員会として、大学院等委員会、学部等委員会および事務等委員会が常置されている。大学院等委員会は、同規程第3条の規定により、各専攻から選出された2名の委員で構成され、委員の互選によって委員長が選出される。学部等委員会は、同規程第4条の規定により、各学科から選出された1名の委員で構成され、委員の互選によって委員長が選出される。事務等委員会は、同規程第5条の規定により、常務理事、事務局長、事務部長及び課長によって構成され、常務理事が委員長を務めている。これら専門委員会は、同規程第9条の定めにより、自己点検・評価委員会からの諮問を受けて点検・評価をおこない、その結果を自己点検・評価委員会に報告することが求められている。

自己点検・評価委員会は、同規程第2条により、学長、学部長、副学長、常務理事、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、大学院研究科長及び専門委員会委員長によって構成されており、学長が委員長を務め、賛否同数の場合の判断をおこなう。自己点検・評価委員会における点検・評価項目は、同規程別表に定められているものの他、同規程第8条第2項により「当該委員会に必要な事項」を定めることができる。また、同規程第9条により、自己点検・評価委員会は、点検・評価項目を定めた上で各専門委員会に諮問し、各専門委員会からの報告に基づき、関連部署に対して改善を求める権限をもっている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、平成 21(2009)年度に「本学における FD・教育改善の現状と課題」と題した自己点検・評価報告書を刊行し、平成 23(2011)年度に日本高等教育評価機構で認証評価を受審して以降、平成 27(2015)年度まで自己点検・評価活動が実質的におこなわれてこなかった。また、事務組織改編や関係法令の改正に伴った項目以外、「自己点検・評価委員会規程」の検討がおこなわれていない。そのため、自己点検・評価項目を定めた同規程別表の内容は、今日的な観点から再検討する必要な項目が数多く含まれている。今後は、毎年の点検・評価が可能になるような点検・評価項目を検討、整備した上で、教職員および各部署における定期的な点検活動を実施する体制を構築する。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価委員会では、平成 28(2016)年度に、「3つのポリシーに関わる教育改革・改善」、「社会貢献・地域連携に関わる現状と課題」について、自己点検・評価を行った。

3つのポリシーは、教育の質保証の起点となるものであり、「3つのポリシーに関わる教育改革・改善」については、学部等委員会、大学院等委員会が学部各学科・専攻、大学院研究科各専攻・領域について調査を行い、点検・評価を行った。点検・評価の結果、入学者選抜の方法と基準を念頭においたアドミッション・ポリシーの再検討、ディプロマ・ポリシーや社会のニーズとの整合性にもとづくカリキュラム・ポリシーの見直し、資質や能力を社会に対して客観的に提示するためのディプロマ・ポリシーの具体化、といった課題が明らかになった。これについては、平成 29(2017)年度に、自己点検・評価委員会が、学部各学科・専攻、大学院研究科各専攻に対してその後の取り組み進捗状況の報告を求め、その結果を取りまとめた。

社会貢献・地域連携は、本学の理念・使命にかかわるものであり、「社会貢献・地域連携に関わる現状と課題」については、フォームを定めて、学部、研究科、事務部署を通して、これまでの実績と現状について全学からの報告を求めた上で、点検・評価を行った。連携対象、連携内容、今後の連携可能性についての分析の後、学部等委員会からは、回答数の向上、先進事例の紹介、コーディネーターの配置などに関する「今後に向けての提言」があった。平成 30(2018)年度には、この提言もふまえ、「沖縄国際大学社会貢献・地域連携通信」を発刊するとともに、社会貢献・地域連携に係る体制の整備を開始した。

以上の自己点検・評価については、自己点検・評価委員会の議事録等を通してその経緯や結果の全学的な共有が図られており、また、その報告は、学長・理事長のガバナンスにも役立てられている。また、報告書は本学ウェブサイトで学内外に公開されている。

恒常的な内部質保証の取り組みとしては、講義等の充実・向上を図るために行われる「授業についてのアンケート」があげられる。これは、全教員(非常勤教員を含む)の開講講座 1 科目以上を対象として実施されている。アンケートの中で質問されている 26 項目およびオプション項目、自由記述欄への受講生の記述は項目については、レーダーチャート及び表、自由記述については文章として、担当教員へ通知され、講義改善の一助となっている。また、全体の平均値は個別データとともに各教員に通知されるとともに、FD 委員会において報告され、全学において検討が行われている。

認証機関からの本学の自己点検に関わる評価としては、平成 16(2004)年度に大学基準協会、平成 23(2011)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、これらの結果については、本学ウェブサイトにて公開している。

そのほか、本学の環境に関する取り組みについては、平成 22(2010)年度より、「エコア

クション 21」を受審し認証を受けるとともに、毎年度、「環境活動レポート」を作成し、学内外へその結果を公表している。エコアクション 21 については、毎年度、全学各部署における環境に関する取り組みを教学と法人の両方にわたって網羅的かつ継続的に検証するものであり、全学全部署をあげて書類審査・実地審査に対応していることから、その結果は、全学で共有され、改善に役立てられている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

これまで本学では、基本的には、学籍、入学者選抜、キャリア支援、健康管理、財務など、部署ごとに、現状把握のための調査・データの収集・蓄積が行われ、当該部署で分析が行われてきた。

これらの結果については、各種委員会、教授会、大学協議会、理事会における報告等で全学的な共有が図られるとともに、学修支援や学生生活支援といった教学運営に係る業務の執行や、経営上の企画立案等に役立てられてきた。

たとえば、入試センターでは、入試種別毎に、志願者、合格者、入学者に関するデータを属性も併せて集計・蓄積しており、そのデータや分析は、入学者選抜試験委員会や学部教授会、大学協議会における審議や、大学説明会の実施計画などの立案に役立てられているほか、年次の動向については理事会へと報告がなされている。

他方、各部署が行う経常的な業務以外に係る全学的なリサーチや分析については、昨年度まで、広報部門と企画部門が一体となった経営広報役員室が担っていた。自己点検・評価に係るものがその典型で、平成 28(2016)年度の「社会貢献・地域連携に関わる現状と課題」に係るアンケート調査や、「大学入学希望者学力評価テスト対応等調査・検討ワーキンググループ」に係る調査業務はここで行ったものである。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的等の達成と 3 つのポリシーの実質化のため、今後も「自己点検・評価委員会」を中心に自己点検・評価を実施・改善して行く。その場合、法令等の改正や本学がおかれている環境の変化に伴い点検評価項目を見直すとともに、教職員個人とそれぞれの所属する部署を単位とする自己点検・評価についても検討を進める。実施された自己点検・評価については、その成果を共有していくとともに、法令に定められた期間ごとに、認証評価機関による評価を受審し、社会に対する大学の説明責任を果たし、これらの評価結果ないし外部からの意見等も積極的に取り入れ、教育研究の質と向上に努めていく。

また、本学では、管理組織としてのデータの集約・一元化は行われず、各部署での管理がおこなわれ、全学に係るリサーチや分析については広報部門と一体となった経営広報役員室の企画部門が担ってきたが、IR の重要性に鑑み、平成 30(2018)年度より、経営広報役員室を廃止して、IR を職務とする総合企画室と広報課に分離することとした。総合企画室では、全学的な観点からの多角的な情報の統合、分析等を行う仕組みを整え、学長・理事長の教学・経営上の意思決定や、教学・経営の両面における各種の改善をサポートする情報提供、政策提案に取り組んでいく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、「学則」第2条に基づき「自己点検・評価委員会規程」を制定して「自己点検・評価委員会」を設置しており、同委員会のもとに、大学院等委員会・学部等委員会・事務等委員会の専門委員会をおき、自己点検評価の結果について全学的な共有を図ることとで教育の改善・向上に反映させることを目指している。

最近の取組みとしては平成 28(2016)年度に「3つのポリシーに関わる教育改革・改善の現状と課題」と「社会貢献・地域連携に関わる現状と課題」の点検評価を実施した。

「社会貢献・地域連携に関わる現状と課題」では、本学の社会貢献・地域連携に係る資源に関する全学的な情報共有をはかるとともに、さらなる情報提供を求めた。さらに、点検・評価による提言をふまえ、平成 30(2018)年から「先進的な取り組み事例の紹介」として最近の学内の話題から社会貢献・地域連携に関わるものをピックアップして、随時、紹介する「沖縄国際大学社会貢献・地域連携通信」を発行するとともに、当面の推進体制を定め、責任者へ今後の行動指針を示した。

「3つのポリシーに関わる教育改革・改善の現状と課題」では、課題の全学での共有を図るとともに、委員会からの提言や他学科・他専攻の事例等をふまえた改善を求めた。さらに平成 29(2017)年度には、自己点検・評価委員会から学部各学科、大学院各専攻に対して、その後の取り組みや進捗状況の報告を課した。平成 30(2018)年度も、同様のモニタリングを講じることを予定している。

教職協働も含めた全学的なプロジェクト・チームやワーキング・グループも、内部質保証のための仕組みとして活用している。たとえば、平成 28(2016)年度には、「高大接続改革」への対応も意識して、教員と事務職員の協働に基づく「学生募集・入試改革改善などに係るプロジェクトチーム」を副学長が主宰し、平成 29(2017)年度には、「大学入学希望者学力評価テスト対応等調査・検討ワーキンググループ」を臨時設置して入学者選抜制度改革の素案作成にあたらせ、入試管理委員会、教授会、大学協議会の議論に付した。また、新たな入学者選抜制度の実施設計の要諦ともなるループリックの作成については、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」）委員会の指定プロジェクトで取り組むことになっている。教育の質の保証のために行われたこうした活動は、通常の業務執行体制をいくらか対象化して点検・検討し、新たな制度を構築・設計する仕組みとして有効であった。今後も、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの整合性・連動性をより高めていくための検討をそうした体制で取り組む予定である。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの自己点検・評価委員会からの提言においては、達成時期が明示されることはあまりなかった。今後は抽出された課題の改善施策の達成時期を自己点検・評価委員会に

においてロードマップに示すなどにより具体的に提案していくほか、その進捗管理で得た情報や知見については、部局館長会等を介して教学組織、事務組織双方の構成員へ適時、適切な情報共有を図る。

さらに、改善施策の年次事業計画や中長期経営計画への落とし込みを通して、継続的に情報共有を図り、執行体制が変わっても PDCA サイクルが滞ることなく円滑に機能するように努める。

〔基準 6 の自己評価〕

本学は、大学の責任において、学部、大学院、事務組織など大学全体にわたる質保証を行うために、自己点検・評価委員会などの内部質保証の組織体制を整備し、同委員会による点検評価やプロジェクト・チーム等による検討などをふまえ、本学の使命・目的等を達成すべく、ポリシーの実質化や社会貢献・地域連携の伸展など、大学運営の改善に努めている。外部からの認証評価も大学全体の改善に繋げている。また、平成 30(2018)年度から IR の担当部署を設置し、全学的な観点からの分析等を行い、学長・理事長の教学・経営上の意思決定や、教学・経営の両面における各種の改善をサポートする情報提供、政策提案に取り組んでいく。以上のことから本学は、内部質保証の組織体制、自己点検・評価について、適切に整備、実施しており、「基準.6 内部質保証」の趣旨を満たしていると評価できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 図書館の教育機能と地域貢献活動

A-1 教育機能の充実—学びの「場」としての図書館

A-1-①開館時間と開館日数

A-1-②利用者数と貸出総数

A-1-③蔵書数

A-1-④ガイダンス

A-1-⑤ラーニングコモンズ

A-1-⑥教育用資料の充実

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①開館時間と開館日数

学生から講義開始前の学習時間の確保等の要望を受け、平成 24(2012)年 11 月 7 日より、平日の開館時間の変更を行った。開館時間を講義開始と同時刻だった 9 : 00 から、1 時間早めて 8 : 00 とし、1 日の利用時間は、14 時間から 15 時間となった。

	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日
変更前	9 : 00～23 : 00	9 : 00～22 : 00	10 : 00～18 : 00
変更後（2012 年 11 月）	8 : 00～23 : 00	9 : 00～22 : 00	10 : 00～18 : 00

また、開館日数は、以下の通りである。メンテナンスのための月に 1 度の休館日、祝日、学年暦による休業に伴う閉館日以外は土曜日・日曜日も開館しているため、開館日数は安定しており、若干見られる変動は、メンテナンスや台風接近に伴う臨時休館等によるものである。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
日数	308	308	311	311	308

A-1-②利用者数と貸出総数

入館者数、貸出冊数、貸出人数ともに、過去 5 年間の状況をみると、減少傾向にある。これまで学生は、図書を探し、学習し、情報を得る手段として図書館を利用し、図書・雑誌データベース・PC コーナーなどを活用してきた。図書ひとつをとっても、図書館に所蔵があるかどうかは、以前は図書館に来ないと調べられなかった。ところが、インターネットの普及により、自宅からでも検索機能（OPAC）へアクセスできるようになり、本学所蔵のみならず他大学その他公共図書館の所蔵まで横断的にわかるようになった。また、スマートフォン等の携帯端末から、より気軽に情報にアクセスできる環境が整った。これらの

ことから図書・雑誌の利用が減り、図書館の入館者数及び図書の貸出冊数が減少していると推測される。文献資料を閲覧する場、学習の場、情報提供の場としての図書館を、今後どのように運営していくかについて、利用者の動向を見極めつつ検討を進めていくことが求められる。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
入館者総数	298,054	277,861	287,571	266,897	244,612
1 日平均	968	902	925	858	794

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
貸出冊数	69,266	58,217	56,980	54,365	52,573
1 日平均	225	189	183	175	171

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
貸出人数	32,684	20,346	13,185	22,098	20,596
1 日平均	106	66	42	71	67

A-1-③蔵書数

蔵書数は、全国の私立大学の平均値（文部科学省実施「学術情報基盤実態調査結果報告」）を、平成 28(2016)年度は 18 万 3,755 冊上回って推移している。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
和書（冊）	404,227	410,954	417,012	425,212	429,461
洋書（冊）	92,142	93,410	94,366	95,160	96,397
合計（冊）	496,369	504,364	511,378	520,372	525,858

年間の図書受入（増加）冊数は、以下の通りである。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
和書（冊）	11,729	8,816	9,313	8,982	8,788
洋書（冊）	1,335	1,292	923	807	1,459
合計（冊）	13,064	10,108	10,236	9,789	10,247

学術雑誌所蔵数は、以下の通りである。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
和雑誌（種）	1,803	1,804	1,820	1,854	1,853
洋雑誌（種）	458	458	433	445	445
合計（種）	2,261	2,262	2,253	2,299	2,298

A-1-④ガイダンス

利用指導等に関するガイダンスとしては、1 年次対象の「新入生オリエンテーション」、

2年次対象の「2年次ガイダンス」、3年次4年次を主な対象とした「ステップアップガイダンス」（論文検索、就活に役立つ図書館）、全学年対象の「レポートライティングサポート」（文献検索、レポート作成指導）の4種類があげられる。

「新入生オリエンテーション」は、1年次を対象に講義時間中に図書館の活用法等を説明するガイダンスであり、担当教員と調整し、各学科の初年次科目の講義時間中に行うものである。時期は、5月から6月中旬までに実施している。内容としては、図書館利用の基本（利用時間、貸出冊数、配架場所、受けられるサービス等）と、所蔵検索、データベース等の利用方法までを説明し、内容の理解度を問う課題を課して提出させ知識の定着を図っている。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
クラス数	67	66	67	63	68
受講人数	964	990	972	963	1,021

※受講人数は、課題の提出者数

「2年次ガイダンス」は、2年次を対象に講義時間中に、担当教員からの申請に基づきゼミ単位で受講するガイダンスである。時期は、10月を原則として実施しており、要望があればその前後の日程で開催することもある。内容としては、グループ単位でのプレゼンテーションを行うことを念頭に、テーマを選び、図書館で利用できる各種検索ツールを使用しての情報収集の方法を学び、またそれによって情報リテラシー・出典・著作権の重要性なども合わせて理解できるものとなっている。教員からの申請制ではあるが、多くの2年次が受講しており「新入生オリエンテーション」と同じく課題を課して提出させることで、知識の定着を図っている。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
クラス数	14	15	12	10	19
受講人数	181	174	141	259	275

※受講人数は、課題の提出者数

「ステップアップガイダンス」は、「論文検索」と「就職活動」に分かれており、2年次ガイダンスの内容をふまえてレベルアップした、より効率的な検索方法についてのガイダンスである。学術的に踏み込んだ内容の「論文検索」と、就職活動を開始するにあたって、企業を知ることに着目した「就職活動」を主軸にすることで、利用者の能力と意識に強く働きかけるガイダンスとなっている。申込みは個人での申請制とし、前期に1回、後期に1回期間を設けて開催している。対象は、3・4年次をメインとしているが、1・2年次の申請も受付けている。

	2013 年度		2014 年度		2015 年度		2016 年度		2017 年度	
	論文	就活	論文	就活	論文	就活	論文	就活	論文	就活
前期受講者数	26	12			44	19	7	23	22	7
後期受講者数	37	2	21	38	41	14	19	0	2	3

※2014年度前期は、図書館システム入替のため、開催なし。

平成 25(2013)年後期より実施した「レポートライティングサポート」は、「文献検索」と「レポート作成指導」に分かれており、それぞれに申込みことができる。「文献検索」では申請者が実際に調べたい事柄と一緒に調べることで、より効果的な方法やアドバイスをうけられるものである。「レポート作成指導」は、実際に書いてきたレポート・論文を指導・添削するというものである。学生（申請者）がわからない部分や上手くできない部分を指導するため、学生の気持ちができる「先輩」に学ぶというスタイルで、「文献検索」の講師は司書課程の4年次（司書課程担当教員の推薦による）、「レポート作成指導」の講師は大学院生としている。「先輩」という身近な「数年後こうなりたい自分」に指導されるということは、職員や教員が指導することとは違った学びがあり、好評を博している。前期に1回、後期に1回期間を設けて開催している。

	2013 年度		2014 年度		2015 年度		2016 年度		2017 年度	
	文献	レポート	文献	レポート	文献	レポート	文献	レポート	文献	レポート
前期 受講者数			8	8	39	31	24	16	28	14
後期 受講者数	8	19	27	2	34	18	48	9	44	12

※2013 年度後期より実施

A-1-⑤ラーニングコモンズ

平成 26(2014)年6月に図書館4階の学習室3をラーニングコモンズの間として、全面改装した。以前の「学習室3」は、6人がけのテーブルとイスがあり、座席が104席あるだけの静謐な空間であったが、現在では学生が集い、語り合いながら学習できるアクティブな空間へと生まれ変わった。ラーニングコモンズとして、可動式の机とイスを配置し、デスクトップパソコンを19台、ノートパソコンを10台、プロジェクター3台、ホワイトボード3台、プリンター1台を揃え、図書館資料、パソコン、ネットワーク環境を活用し個人の学習はもとより、グループワーク、ディスカッション等の学習の間としての利用ができるようになった。

学習室3（ラーニングコモンズ）の利用統計はとっていないが、パソコンの利用者数からある程度の推測が可能である。パソコンの利用者数（図書館全体および4階）については、以下の通りである。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
PC 利用者数	41,797	43,781	47,031	46,404	45,805
4 階 PC 利用者数		4,318	6,992	7,271	7,847

※PC 利用者数は、4 階 PC 利用者を含む

学習室3（ラーニングコモンズ）を利用する際、パソコンを利用しない場合もあるため、利用者数としては「4 階 PC 利用者」数を上回る。また、4 階 PC 利用者数は年々増加し

ているため、本館におけるラーニングコモンズの利用は、定着しつつあると言える。

A-1-⑥教育用資料の充実

図書館では図書（電子書籍含）、視聴覚、雑誌（電子ジャーナル含）及びデータベース等の資料が利用可能である。

それら資料の選定方法は幾つかあるが、教員による「図書整備計画書」に基づく選書が主である。図書整備計画書は年2回提出となっており、5月・6月を「学生の資質教養向上を目的とした選書」、9月・10月を「学部学科・研究科の学問内容に重点を置いた選書」としている。

上記に加え、共通科目及び教職科目に関する選書を共通科目群担当者や教職課程主任を中心として行っている。教員による選書以外では、学生による選書（学生選書）や購入希望リクエストがある。学生選書は各学部学科・研究科から推薦された学生・大学院生それぞれ2人が選書を行う。

購入希望リクエストは図書館蔵書検索システム内からリクエストを受け付けている。また、雑誌・データベースに関しては、図書委員会において各学科・研究科の研究内容に沿った資料の継続購読・新規購入を決定している。

以上のように図書館ではさまざまな選書方法を通し、教育研究活動の中核として充実した「場」を提供している。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

図書館は、教育及び研究に必要な図書館資料を収集、整理、保管し、利用に供することを目的としている。図書館の現状としては、十分な開館時間と開館日数を確保し、私立大学の平均以上の資料を収集保存し、学習・研究環境を提供している。また学生に対しては、ガイダンス等で図書館や文献検索等の利用・効率・質を高めるための取組みを行い、図書館の運用に対しても高評価を得ている。

しかし、入館者数が減少している状況から、新たな切り口での図書館運営を模索する時期にきているのではないと思われる。インターネットでは得られない、先人が残した「知識」の魅力を伝える方法や、「文献」の持つ「学術的な価値」など、図書館ならではの取組みを検討する。例えば学内連携について、これまで通常教室で行われている講義を図書館で行えるよう連携をより進め、図書館に馴染みの薄い学生に図書館を体感してもらい利用促進に繋げる、図書館司書課程の講義等で選書から本紹介フェアまで行うなど、学生主体の取り組みも増やすことを検討する。また、ラーニングコモンズを活用した気軽に参加できるガイダンスや、4階多目的ホールの有効活用など、学生が集う図書館を目指すべく検討を進める。

A-2 地域貢献活動の充実—地域に開かれた図書館

A-2-①学外利用

A-2-②米軍ヘリ墜落事件関連資料室の動向

A-2-③8.13 朗読ライブと図書館

A-2-④対外関係事業

(1) A-2 自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている」

(2) A-2 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①学外利用

本館は、「本学の教育及び研究に支障のない限り一般の利用に供すること」ができる。

学外からの利用は、図書の閲覧等の頻度により、「1 日利用」と「利用者カード」（年度内有効）の申請に分けられる。利用時間は、平日は 8 : 00 開館のところ、学外利用者については 9 : 00 からの利用開始とし、終日閉館まで利用可能としている。土曜日・日曜日は、開館時間と同様な利用時間となっている。但し、学生の試験期間等には、利用に制限を設けることがある。

「学外者 1 日利用申請書」による申請の場合、申請書と身分証明書の提示で受付し、1 日利用のカードを使用して図書館を利用することができる。原則として、図書の閲覧、複写等の利用に限られる。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
学外者の利用人数	47,914	40,901	45,345	37,054	30,457

年度を通して図書館を利用したい場合は、申請書と身分証明書、照明写真の提出により利用者カードの発行を受けることで、図書の閲覧、複写、AV コーナーの利用ができる。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
学外者の登録人数	447	377	409	350	304

学外者の範囲としては、本学卒業生や本学退職者のみならず、県内に在住する 19 歳以上の者に対しても利用を可能としている。また、本学の夏期・春期休業期間に限り、申請書と生徒手帳の提示により、高校生の利用も可能としている。

	本学卒業生	本学研究所 研究員・本学退職者	他大学の学生・ 専門学校生	その他 一般市民
2013 年度	171	13	29	234
2014 年度	145	12	27	193
2015 年度	160	10	40	199
2016 年度	105	12	24	209
2017 年度	93	11	21	179

また、本学教職員が保証人（１人）となることにより、図書の貸出もできるようになっている。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
学外者の貸出 (冊数)	339	369	323	243	183

A-2-②米軍ヘリ墜落事件関連資料室の動向

平成 16(2004)年 8 月 13 日（金）14：15 頃に起こった「米軍ヘリ墜落事件」を風化させないため、平成 18(2006)年に「米軍ヘリ墜落事件関連資料室」（当初の名称は、「米軍ヘリ墜落事件関係資料コーナー」である）を設け、墜落事件関係資料を収集し展示を行っている。

米軍ヘリ墜落事件の資料を収集・展示することについて、平成 18(2006)年 10 月 27 日開催第 4 回図書委員会において審議・承認しており、その設置趣旨は以下のとおりである。

1. 関連資料（図書、雑誌論文、雑誌記事、新聞記事など）をできるだけ完全に収集し、コーナーに行けば閲覧・利用できるよう、便宜を図る。
2. 写真や図などで展示を工夫し、視覚的効果を図る。
3. 常設のコーナーとし、資料の散逸及び事故の風化を防ぐとともに、将来にわたって充実・利用を図る。
4. 新入生の図書館オリエンテーション時に必ずコーナーに案内し、「事件」の説明を通じて、平和や基地の問題を考える場とする。

関係資料以外では、沖縄県出身の画家、真喜志勉氏より寄贈された、ヘリ墜落事件に触発されて制作された壁画 2 点の展示も行っている。

この資料室は、平和学習の場として広く活用されている。誰でも気軽に入室できるようにしているため、見学時に申請等は不要である。そのため、入室数の把握はできていないが、講義の際に学生を連れて入室する例や、学外からの来客を案内する例が見受けられる。また、県外からの修学旅行で沖縄を訪れた際の平和教育の一環として、学校単位やグループ単位での見学例や、他大学のゼミナールの趣旨（平和・安全保障・基地の実態把握など）から見学される例もある。

米軍ヘリ墜落事件関係資料室の関係資料等は、以下の通りである。

- ① 墜落ヘリ残骸、撤去作業などの写真 48 点、在日海兵隊基地副司令官 J・フロック准将ら来学・謝罪の模様写真 16 点
- ② 本学の組織的対応をまとめたファイル、声明文、抗議文、要請書など
- ③ 墜落現場写真（本学撮影 46 点、宜野湾市提供 32 点）
- ④ 墜落ヘリ軌道模型作品（平和学ゼミ提供：現場証言を基に作成）
- ⑤ 旧本館南壁面一部
- ⑥ 関連図書、学報、各紙縮刷版（郷土新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞）
- ⑦ 壁画 2 点（真喜志勉氏寄贈作品「黒い壁」）
- ⑧ 動画（事故直後の内部映像、市民大会状況等）

A-2-③8.13 朗読ライブと図書館

本学では、米軍ヘリ墜落（平成 16(2004)年 8 月 13 日）の翌年から、平和集会を開催している。この集会の名称は、政情等により若干変更されているものの、趣旨は一貫しており、「事件を風化させることなく、平和の尊さを未来へ語りつぐ」ためのものである。近年では 2 部構成となっており、第 1 部が墜落現場モニュメント前での趣旨説明、声明の発表及び学生からの意見発表であり、第 2 部は基地問題を題材にしたイベントやヘリ墜落に関連した映画の上映等である。平成 27(2015)年から平成 29(2017)年までは、本学日本文化学科在学生による朗読ライブ（「8.13 朗読ライブ『VOICE』2016・2017～明日へのバトン～」）を行っており、平成 28(2016)年、平成 29(2017)年は図書館 4 階の AV ホールにおいて開催した。朗読された内容は、①墜落事故の状況を聞き取ったものであること、②本学の学生がこれまで収集してきた戦争関連の調査報告書等であること、③ヘリ墜落事故を基に作られた資料であること、④図書館に収められている資料であることであり、学外にも広く開放され利用されている図書館でこの朗読ライブが開催されたことの意義は非常に大きい。

	2016 年度	2017 年度
入場者数	75	59

A-2-④対外関係事業

対外関係事業として、近隣の小学校からの申請、および沖縄県教育委員会が実施する就業体験事業（高等学校対象）に協力し、児童・生徒の職場・就業体験の受入れを行っている。就業体験は、児童・生徒が働くことに夢と希望を持ち、望ましい勤労観や仕事のやりがい学ぶものである。本館では、図書の受入や装備、カウンター業務等の図書館ならではの業務を通して、対外関係事業への協力を行っている。

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
小学生受入数	1	0	5	5	0
高校生受入数	8	4	8	6	4
合 計	9	4	13	11	4

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本館は、卒業生、他の大学生・専門学校生、その他一般市民からの利用も多くあり、本学の教育研究に支障のない限りサービスを提供している。先に述べたとおり、平日は 23:00 までの長い開館時間、さらに土曜日・日曜日の開館で、利用者のニーズに応じていると推察する。

本館は 99 名収容の AV ホールや展示スペースも擁してはいるが、「図書館」という静謐性が求められる環境の重要性を鑑み、内外に公開する講演会や展示の会場としての活用は控えている。そのような中で、ヘリ関連資料室の自由閲覧と朗読ライブの開催は、意義深いものといえる。

ヘリ墜落事件関係資料室については、平成 16(2004)年の事件関係の資料を収集はしたものの、その後の報道や取材、資料等には未収集のものもある。これには著作権や取得費用等の問題もあるため取組みが難しいところもあるが、大学自身がとった対応や平和集会関連資料など、収集できるものもある。今後の運用も含めて、追加すべき資料の選別等について検討する時期にきているといえる。

〔基準 A の自己評価〕

本学の図書館の目的は、「教育及び研究に必要な図書館資料を収集、整理、保管して、本学の職員及び学生の利用に供すること」（「図書館規程」第 2 条）である。

その目的の達成に資するため、本館は、和洋の図書・雑誌の蔵書およびデータベース等の資料を充実させてきた。加えて、利用者の利便性を高めるために、十分な開館時間・日数を確保するよう努力を重ねてきたところである。

また、利用者のリテラシー向上のために、内容別またはレベル（学年）別の多様なオリエンテーションやガイダンスを設けており、誰もが一定の知識を持ち、図書館の資料を効率的に利用することができるサービス体制を整えている。

設備面では、研究個室の設置やラーニングコモンズの新設により、学習環境の向上に努めている。図書館の設備または運営に対する利用者からの意見にも、真摯に耳を傾け、誠実な対応により不満等の解消に結び付けてきた。

さらに、本学の使命・目標にもある地域における研究・生涯学習の拠点となるべく、学外者にも広く利用を開放している。また、就業体験を受け入れる等図書館としてできるだけ地域貢献も行っている。

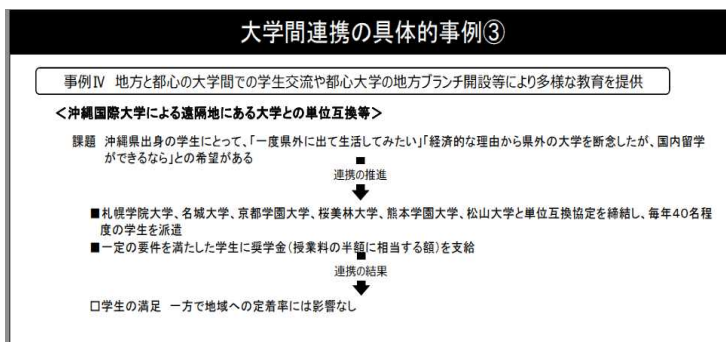
以上の諸点に鑑み、自己評価の視点として大学が独自に設定した「基準 A. 図書館の教育機能と地域貢献活動」については、すべての項目に満足いくものであると結論することができる。

V. 特記事項

1. 単位互換協定に基づく国内留学制度について

本学には、県外大学との単位互換協定に基づく半期または1年間の国内留学制度があり、他地域の人びととの触れ合いを通して多様な視点を身につける機会を学生に提供している。平成5(1993)年に札幌学院大学へ交換留学生を派遣したことを皮切りに協定校を増やし、現在は札幌学院大学・桜美林大学・名城大学・京都学園大学・松山大学・熊本学園大学との間で協定を締結している。上記6大学との協定人数の合計は、派遣・受入ともに年間65人となっており、近年の派遣・受入状況は、平成25(2013)年から29(2017)年までの5年間で本学から199人の学生を派遣し、18人の学生を受け入れている。協定校で履修した科目については、年間40単位を上限に本学の卒業単位として認定することが可能であり、本学に在籍する4年間に県外大学での学びを組み込むことができる制度となっている。

本事例は、大学間連携の具体的事例として文部科学省大学分科会（第137回）・将来構想部会（第9期・第4回）合同会議で紹介された。



2. 離島・遠隔地出身学生への対応について

沖縄国際大学では、沖縄県が島嶼圏である事情を考慮し、離島・遠隔地対象の奨学金制度を平成29(2017)年度よりスタートさせている。これは、離島遠隔地出身学生に学修の機会を保障し、社会に有為な人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的にしたものであり、学業・人物ともに優秀で、かつ経済的理由により学費の支弁が困難な学生に対する給付型奨学金制度である。離島のうち、宮古島市、石垣市、久米島町、伊平屋村、伊是名村、伊江村、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町、および本部町（水納島）、うるま市（津堅島）、南城市（久高島）、国頭村、東村及び大宜味村が対象である。入学時離島遠隔地出身学生支援奨学生の給付額は50,000円、遠隔地出身学生でかつ家計支持者が遠隔地に居住していることを条件に入学年度の1年限り支給となる。また、離島遠隔地出身学生支援奨学生は授業料半額相当または授業料4分の1相当で在学中は毎年申請できる。平成29(2017)年度実績としては、入学時離島遠隔地出身学生支援奨学生が宮古14人、八重山10人、久米島7人、本島北部9人となっている。離島遠隔地出身学生支援奨学生の授業料半額相当が宮古8人、八重山6人、本島北部2人で、授業料4分の1相当が宮古14人、八重山6人、久米島3人、本島北部2人となっている。また、各地区（宮古、八重山、久米島、本島北部）において、本学学生の保護者によって構成される後援会と共に、学長以下各学部、各事務部署から相当数の教職員が直接参加して、毎年1回、保護者を対象に成績・進路相談会およびキャリア支援や就職活動向けの講演会、学部学科のカリキュラム内容や特色などの説明会を実施し、各地域から学生を送り出している保護者との交流を通じて、学生の在学4年間の勉学や就職など進路に関する各種サポートを実施している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を明記し教育研究活動を営んでいる。	1-1
第 85 条	○	学部設置している。学則第 3 条で明記している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は 4 年。学則第 5 条で明記している。	3-2
第 88 条	○	学則第 5 条で明記している。	3-2
第 89 条	○	学則第 6 条で明記している。	3-2
第 90 条	○	入学資格を学則 40 条に定め、法令遵守している。	2-1
第 92 条	○	学則第 5 節（職員組織）で明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 36 条で明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 7 条、大学院学則第 44 条および学位規程で明記している。	3-1
第 105 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、法令対象外。	3-1
第 108 条	—	短期大学は 1999 年を以て廃止した。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条で明記しウェブサイトで公表している。	6-2
第 113 条	○	ウェブサイトで公表している他、紀要を刊行している。	3-2
第 114 条	○	事務組織規定および就業規則で明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	高等専門学校卒業者の編入学資格は、学則第 44 条第 1 項第 2 号及び、「編入学に関する規程」第 2 条第 1 項第 2 号に定め、認めている。	2-1
第 132 条	○	専修学校の専門課程を修了した者に対する編入学資格は、学則 44 条四項及び、「編入学に関する規程」第 2 条第 1 項第 3 号に定め、認めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則で明示している。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録法令対象外。ただし学籍、成績等適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 66 条で明示している。	4-1
第 28 条	○	各担当部局において備えている。	3-2

沖縄国際大学

第 143 条	○	休暇期間中等に学部長、学科長のみでの審議承認を行う場合がある。(その場合は事前に構成員へ通知し了承を得ると共に休暇後の教授会において速やかに報告し承認を得ている)	4-1
第 146 条	—	科目等履修生に編入学資格がないため、法令対象外。	3-1
第 147 条	○	学則第 6 条第 2 項、産業情報学部履修ガイドで明示し、HP 等で公表している。	3-1
第 148 条	—	本学の修業年限は全学部 4 年であるため、法令対象外。	3-1
第 149 条	—	「3 年以上在学したものに準ずる者」の設定はしていないため、法令対象外。	3-1
第 150 条	○	入学資格は、学則 40 条に定め、法令遵守している。	2-1
第 151 条	—	高校からの飛び級入学制度がないため、法令対象外。	2-1
第 152 条	—	高校からの飛び級入学制度がないため、法令対象外。	2-1
第 153 条	—	高校からの飛び級入学制度がないため、法令対象外。	2-1
第 154 条	—	高校からの飛び級入学制度がないため、法令対象外。	2-1
第 161 条	○	編入学のための入学資格は、「編入学に関する規程」第 2 条に定め、法令遵守している。	2-1
第 162 条	—	外国からの編入学制度がないため、法令対象外。	2-1
第 163 条	○	学則第 16 条で明記している。	3-2
第 164 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、法令対象外。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを大学全体および学科、研究科毎で定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条および自己点検・評価委員会規程で明示している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学のウェブサイトで教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 6 条第 3 項で明示している。	3-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業者の編入学希望者の 3 年次としての編入は、「編入学に関する規定」第 2 条第 1 項第 2 号に定め、認めている。	2-1
第 186 条	○	専修学校修了者の編入学希望者の 3 年次としての編入は、「編入学に関する規定」第 2 条第 1 項第 4 号に定め、法令遵守している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条第 2 項に規定（別途定める）し、履修ガイド、事業報告書、大学案内、Web サイトに人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学選抜委員会の設置及び事務組織としての入試センター設置によって適切な体制で行っている。	2-1
第 2 条の 3	○	教学関連諸委員会において、構成員として教員だけではなく、事務職員も参画することで教職協働を実現している。	2-2
第 3 条	○	本学の各学部は、教育研究上、適当な規模内容であり教員組織、教員数も適当である。（学則第 3 条）	1-2
第 4 条	○	学部には専攻により学科を設けている。（学則第 3 条）	1-2
第 5 条	○	資格取得に関する課程（教職、図書館司書、博物館学芸員等）を設置している。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本組織を置いていないため、法令対象外。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	必要な教員組織を置いている。（学則第 5 節）	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目（ゼミ、卒論指導演習）は専任教員で担当している。また、社会福祉実習助手を採用し、福祉関連実習を補助している。	3-2 4-2
第 11 条	○	学長以外は、全員、授業担当時間について専任教員担当時間規程で定められている。学長については、同規程で授業担当時間を免除することを明記している。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員を配置している。授業担当時間を免除されているのは、学長のみである。	3-2 4-2
第 13 条	×	平成 29 年度に自己都合退職があったため、本法令基準日の 5 月 1 日現在、2 人教員数が不足している。早急に充足するべく公募を平成 30 年 3 月 1 日および 3 月 7 日に行っており、平成 30 年度後期任用し充足する予定である。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。	4-1
第 14 条	○	教員の任用及び昇任に関する規程に明記している。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員の任用及び昇任に関する規程に明記している。	3-2 4-2

沖縄国際大学

第 16 条	○	教員の任用及び昇任に関する規程に明記している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	—	助教は置いていないため、法令対象外。	3-2 4-2
第 17 条	○	教員の任用及び昇任に関する規程に明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 14 条で明示している。	2-1
第 19 条	○	学則第 19 条で明示している。	3-2
第 20 条	○	学則第 20 条で明示している。	3-2
第 21 条	○	学則第 21 条で明示している。	3-1
第 22 条	○	学則第 17 条で明示している。	3-2
第 23 条	○	学期を前期、後期としていて、それぞれの授業期間は 15 週単位で行われている。	3-2
第 24 条	○	時間割編成方針等で教育効果を十分にあげられるようにより適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	学則第 20 条、第 21 条で明記している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	全教員へシラバス（共通様式）作成を義務づけており、学内ポータルで明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	学則 19 条の 2 および FD 委員会規程で明示している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制はとっていないため、法令対象外。	3-2
第 27 条	○	学則第 27 条、第 28 条、第 29 条で明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	学部履修規程第 10 条で明示している。	3-2
第 28 条	○	学則第 23 条で明示している。	3-1
第 29 条	○	学則第 24 条で明示している。	3-1
第 30 条	○	学則第 26 条で明示している。	3-1
第 30 条の 2	—	学部の長期履修制度はとっていないため、法令対象外。	3-2
第 31 条	○	学則第 58 条および第 63 条で明示している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 6 条および第 22 条で明示している。	3-1
第 33 条	—	医学、歯学学科設置してないため法令対象外。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息に利用するのに適当な空地も備えている。	2-5
第 35 条	○	運動場は大学敷地内に設置している。	2-5
第 36 条	○	第 36 条第 1 項～第 5 項までの校舎等施設は全て備えている。第 6 項（夜間学部）は適用外。	2-5
第 37 条	○	校地面積は、105,464.3 m ² 保有しており十分満たしている。	2-5

沖縄国際大学

		(大学設置基準必要面積：4,716 m ²)	
第 37 条の 2	○	校舎面積は、46,965.0 m ² 保有しており十分満たしている。 (大学設置基準必要面積：22,124.9 m ²)	2-5
第 38 条	○	第 38 条で備えるべき資料、人員等すべて備えている。	2-5
第 39 条	—	第 39 条の学部学科の設置はないため、法令対象外。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部学科の設置はないため、法令対象外。	2-5
第 40 条	○	パソコン、教室設置のプロジェクタ、実験機械、器具等十分備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	1 キャンパスのため、法令対象外。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、例外なく教育研究費を予算化している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	法人部門、教務部、学生部、図書館の事務組織を設置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導担当は、学生部が担当しており、適切に職員を配置するほか、厚生補導委員会をおいている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	学部、教務部、学生部、図書館において有機的に連携している。 また、部局館長会において各部局の審議状況を情報共有している。 また、キャリア支援課をおくほか、教務部、図書館、グローバル教育支援センター等、学内組織が連携し学生のキャリア形成支援に努めている。	2-3
第 42 条の 3	○	計画的に F D 研修、S D 研修を実施している。	4-3
第 43 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	2-5
第 57 条	—	外国に学部学科をもっていないため、法令対象外。	1-2
第 58 条	—	学部をおいているため、法令対象外。	2-5
第 60 条	—	新たに大学等、薬学課程を設置していないため、法令対象外。	2-5 3-2 4-2

沖縄国際大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 7 条で明示している。	3-1
第 10 条	○	学則第 7 条および学位規程第 3 条で明示している。	3-1
第 13 条	○	学則および学位規程で定めており、学則は改正があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	寄附行為第 5 条、第 6 条、第 8 条で明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 14 条、15 条、16 条、17 条、18 条で明記している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 21 条で明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、第 20 条で明記している。 役員は、配偶者又は三親等以内の親族は一人もいない。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 20 条で明記している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 19 条で明記している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 24 条、第 27 条、第 28 条に明記している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 25 条で明記している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 26 条で明記している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 24 条で明記している。	5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条で明記している。	5-1
第 46 条	○	寄附行為第 38 条で明記している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 39 条で明記している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 36 条で明記している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条に大学院の目的を明記している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条で明示している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 17 条で明示している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 17 条および大学院入学試験要項で明示している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 17 条および大学院入学試験要項で明示している。	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 17 条および大学院入学試験要項で明示している。	2-1
第 158 条	○	大学院学則第 3 条で明示し、自己点検・評価委員会規程や自己点検・評価報告書および事業報告で公表している。	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 17 条および大学院入学試験要項で明示している。	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 17 条および大学院入学試験要項で明示している。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院履修ガイド、事業報告書、大学院案内、本学ウェブサイトに教育研究上の目的を明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	公正かつ妥当で適切な体制で実施している。(学則第 18 条～20 条)	2-1
第 1 条の 4	○	教学関連委員会において、構成員として教員だけではなく、事務職員も参画することで教職協働を実現している。	2-2
第 2 条	○	修士課程をおいている。	1-2
第 2 条の 2	○	専ら夜間において教育を行う修士課程をおいている。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 2 条、第 4 条、第 14 条、14 条の 2 および長期履修規程で明示している。	1-2
第 4 条	—	博士課程はおいていないため法令対象外。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 4 条、第 5 条、第 6 条で明示している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 4 条で明示している。	1-2
第 7 条	○	学部基礎をおき適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	研究科を設置しているため、法令対象外。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 6 条で明示している。	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院学則第 6 条および大学院開設科目担当基準に関する規程で明示している。	3-2 4-2

沖縄国際大学

第 10 条	○	大学院学則第 5 条で明示している。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 32 条で明示している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 30 条、第 35 条および各研究科履修規程で明示している。	2-2 3-2
第 13 条	○	各研究科履修規程で明示している。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 36 条および各研究科履修規程で明示している。	3-2
第 14 条の 2	○	シラバス、大学院学則第 41 条の 2 で明示している。	3-1
第 14 条の 3	○	大学院学則第 33 条で明示している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 56 条で明示している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 42 条および各研究科履修規程で明示している。	3-1
第 17 条	—	博士課程を設置していないため、法令対象外。	3-1
第 19 条	○	大学院関連施設等を 13 号館 5F・6F に配置している。	2-5
第 20 条	○	パソコン、教室設置のプロジェクタ、実験機械、器具等十分備えている。	2-5
第 21 条	○	図書等系統的に備えている。	2-5
第 22 条	○	大学院関連教室等施設を 13 号館 5F・6F に配置しているが図書館等学部、大学院共同使用施設もある。	2-5
第 22 条の 2	—	1 キャンパスのため、法令対象外。	2-5
第 22 条の 3	○	毎年度、例外なく大学院関連予算を予算化している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科名及び専攻名は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	学部をおいているため、法令対象外。	1-1 1-2
第 24 条	—	学部をおいているため、法令対象外。	2-5
第 29 条	—	通信教育課程をおいていないため、法令対象外。	2-5
第 31 条	—	1 つの大学院のため、法令対象外。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程をとっていないため、法令対象外。	2-5
第 42 条	○	事務部署に大学院担当を配置している。	4-1 4-3
第 43 条	○	計画的に研修等を行っている。	4-3
第 45 条	—	外国に大学院を設置していないため、法令対象外。	1-2
第 46 条	—	新たに大学院設置していないため、法令対象外。	2-5、4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第44条および学位規程で明示している。	3-1
第4条	—	博士課程を設置していないため、法令対象外。	3-1
第5条	○	大学院学則第43条および各研究科学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項で明示している。	3-1
第12条	—	博士課程を設置していないため、法令対象外。	3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	「寄附行為」	
	寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	沖縄国際大学 2019	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	学則	
	沖縄国際大学大学院学則	

沖縄国際大学

【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 31 (2019) 年度沖縄国際大学入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	沖縄国際大学学生便覧 2018	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 (2018) 年度学校法人沖縄国際大学事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 (2017) 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	ACCESS MAP	
	交通アクセス	
	CUMBUS MAP	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人沖縄国際大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 30 年度沖縄国際大学理事会構成役員	
	平成 30 年度沖縄国際大学評議員会構成役員	
	平成 29 年度理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2018 (平成 30) 年度法学部履修ガイド	
	2018 (平成 30) 年度経済学部履修ガイド	
	2018 (平成 30) 年度産業情報学部履修ガイド	
	2018 (平成 30) 年度総合文化学部履修ガイド	
	2018 (平成 30) 年度講義概要（シラバス）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー一覧表	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	建学の精神、理念	
【資料 1-1-2】	学則第 1 条 大学院学則第 2 条	
【資料 1-1-3】	キャッチフレーズについて（平成 4 年度第 1 回（通算第 3 回） 広報委員会議事録）	
【資料 1-1-4】	学則別表「沖縄科目群」	
【資料 1-1-5】	沖縄経済環境経済研究所と宜野湾市との地域連携プロジェクト	
【資料 1-1-6】	沖縄国際大学と宜野湾市教育委員会との連携・協力に関する協定書	
【資料 1-1-7】	沖縄国際大学と沖縄税理士会との包括的連携に関する協定書	

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	第 3 次中長期経営計画書	
【資料 1-2-2】	学則第 1 条、大学院学則第 2 条	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入学者選抜試験委員会規程	
【資料 2-1-2】	大学院学則第 19 条	
【資料 2-1-3】	入試業務におけるミス防止のためのマニュアル	
【資料 2-1-4】	2018(平成 30)年度入試関連変更・確認事項	
【資料 2-1-5】	学生募集人員通減計画（平成 27 年度第 4 回理事会決議録）	
【資料 2-1-6】	2017(平成 29)年度第 2 回入学試験管理委員会議事録(大学入学希望者学力評価テスト対応等のための調査・検討ワーキンググループ設置)	
【資料 2-1-7】	2017(平成 29)年度第 13 回大学協議会議事録（文部科学省「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」に基づく沖縄国際大学入学者選抜方法素案	
【資料 2-1-8】	2018(平成 30)年度第 1 回 FD 委員会議事録(2021(平成 33)年度入学者選抜の実施にむけた各種ルーブリック案の作成)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	図書館司書及び学校図書館司書教諭資格課程運営委員会規程	
【資料 2-2-3】	教職課程委員会規程	
【資料 2-2-4】	博物館実習実施委員会規程	
【資料 2-2-5】	社会福祉士等養成課程委員会規程	
【資料 2-2-6】	日本語教育運営委員会規程	
【資料 2-2-7】	共通教育運営委員会規程	
【資料 2-2-8】	情報センター規程	
【資料 2-2-9】	図書委員会規程	
【資料 2-2-10】	グローバル教育支援センター規程	
【資料 2-2-11】	研究助成費審査委員会規程	
【資料 2-2-12】	研究活動の不正行為防止に関する規程	
【資料 2-2-13】	福祉・ボランティア支援室運営規程	
【資料 2-2-14】	学生相談室運営委員会規程	
【資料 2-2-15】	ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 2-2-16】	学則第 48 条、学則第 48 条第 4 号による除籍の取扱要領	
【資料 2-2-17】	大学院学則 14 条 2	
【資料 2-2-18】	教育支援者（TA・SA）制度に関する規程	
【資料 2-2-19】	FD 委員会規程、沖縄国際大学 FD 支援プログラムに関する規程	
【資料 2-2-20】	2016(平成 28)および 2017(平成 29)年度 FD 支援プログラム指定プロジェクト	
【資料 2-2-21】	訓戒解除状況	
【資料 2-2-22】	2017(平成 29)年度 TA・SA アンケート結果、教育支援者（TA・SA）実績報告書	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	共通教育機構規程	
【資料 2-3-2】	共通教育協議会規程	
【資料 2-3-3】	キャリア支援委員会規程	
【資料 2-3-4】	インターンシップ運営委員会規程	

【資料 2-3-5】	学則別表「キャリア教育科目群」	
【資料 2-3-6】	2017(平成 29)年度キャリア教育科目受講者一覧	
【資料 2-3-7】	インターンシップ実施状況(2017(平成 29)年度第 4 回インターンシップ運営委員会議事録)	
【資料 2-3-8】	キャリア入門ガイドブック	
【資料 2-3-9】	出張キャリアガイダンス実施状況	
【資料 2-3-10】	キャリアサポート助成金運用状況、資格取得関連対策講座実施状況	
【資料 2-3-11】	臨床心理士試験合格者一覧	
【資料 2-3-12】	Job Hunting Book (就職手帳)	
【資料 2-3-13】	2017 (平成 29) 年度就職関係行事実施状況	
【資料 2-3-14】	履歴書、エントリーシートの添削、模擬面接等指導状況一覧	

2-4. 学生サービス

【資料 2-4-1】	厚生補導委員会規程	
【資料 2-4-2】	学生相談室規程、 学生相談室運営委員会規程	
【資料 2-4-3】	奨学金規程	
【資料 2-4-4】	大学院学則 14 条 2	
【資料 2-4-5】	体育会会則 文化会会則	
【資料 2-4-6】	ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 2-4-7】	福祉・ボランティア支援室運営規程	
【資料 2-4-8】	第 3 次中長期経営計画書	
【資料 2-4-9】	学生会館(仮称)建設について(2017(平成 29)年度第 8 回学生会館(仮称)建設準備委員会議事録)	
【資料 2-4-10】	ティーアワー開催チラシ	
【資料 2-4-11】	沖縄国際大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る施策について(答申)	

2-5. 学修環境の整備

【資料 2-5-1】	学則別表「情報科目群」	
【資料 2-5-2】	時間割編成方針	
【資料 2-5-3】	教務委員会規程	
【資料 2-5-4】	共通教育運営委員会規程	
【資料 2-5-5】	情報セキュリティポリシー	

2-6. 学生の意見・要望への対応

【資料 2-6-1】	FD 委員会規程	
【資料 2-6-2】	専任教員担当時間規程	
【資料 2-6-3】	ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 2-6-4】	学生相談室運営委員会規程	
【資料 2-6-5】	厚生補導委員会規程	
【資料 2-6-6】	沖縄国際大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る施策について(答申)	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学則 29 条	
【資料 3-1-2】	学部履修規程第 16 条	
【資料 3-1-3】	大学院学則第 40 条 大学院学則第 41 条	

【資料 3-1-4】	学則第 6 条 学則第 7 条	
【資料 3-1-5】	大学院学則第 42 条	
【資料 3-1-6】	学部履修規程第 10 条	
【資料 3-1-7】	成績評定平均値（GPA）に関する規程、大学院成績評定平均値（GPA）に関する規程	
【資料 3-1-8】	各種奨学生選考基準	
【資料 3-1-9】	学部履修規程第 17 条	
【資料 3-1-10】	学則第 48 条、学則第 48 条第 4 号による除籍の取扱要領	
【資料 3-1-11】	学則第 6 条	
【資料 3-1-12】	学則第 22 条	
【資料 3-1-13】	学則第 6 条の 2	
【資料 3-1-14】	大学院学則第 41 条の 2	
【資料 3-1-15】	学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項	
【資料 3-1-16】	沖縄国際大学大学院における厳正な学位論文審査等にかかる行動指針	
【資料 3-1-17】	学位規程第 6 条	
【資料 3-1-18】	3 つのポリシー実質化の進捗状況報告書	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	履修ガイド（資格関係）	
【資料 3-2-2】	共通教育機構規程 共通教育運営委員会規程	
【資料 3-2-3】	FD 委員会規程	
【資料 3-2-4】	FD 支援プログラムに関する規程	
【資料 3-2-5】	FD 支援プログラム指定プロジェクト（平成 29 年度）・公募プロジェクト（平成 22 年度～平成 29 年度）	
【資料 3-2-6】	教育支援者（TA・SA）制度に関する規程	
【資料 3-2-7】	自己点検・評価委員会規程	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	平成 29 年度第 1 回(通算第 46 回) 自己点検・評価委員会議事録	
【資料 3-3-2】	自己点検・評価委員会規程	
【資料 3-3-3】	FD 委員会規程	
【資料 3-3-4】	平成 28 年度第 2 回(通算第 43 回) 自己点検・評価委員会議事録	
【資料 3-3-5】	3 つのポリシー実質化の進捗状況報告書	
【資料 3-3-6】	平成 29 年度第 3 回 FD 委員会議事録	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学則第 9 条	
【資料 4-1-2】	学則第 36 条～第 38 条	
【資料 4-1-3】	大学院学則第 8 条～第 12 条	
【資料 4-1-4】	学長裁定（6 号、8 号、9 号、10 号、11 号）	
【資料 4-1-5】	学則第 9 条の 2	
【資料 4-1-6】	副学長職務細則	
【資料 4-1-7】	事務組織規程	
【資料 4-1-8】	業務事務分掌規程	
【資料 4-1-9】	大学院地域文化研究科会規程第 2 条、大学院地域産業研究科会規程第 2 条、大学院法学研究科会規程第 2 条	

沖縄国際大学

【資料 4-1-10】	学則第 10 条、第 12 条	
【資料 4-1-11】	教職員定数規程	
【資料 4-1-12】	博物館実習実施委員会規程	
【資料 4-1-13】	図書館司書及び学校図書館司書教諭資格課程運営委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員の任用及び昇任に関する規程	
【資料 4-2-2】	共通科目担当を主とする教員等の任用に関する規程	
【資料 4-2-3】	教職員定数規程	
【資料 4-2-4】	沖縄国際大学大学院開設科目担当基準に関する規程	
【資料 4-2-5】	学則第 19 条の 2	
【資料 4-2-6】	大学院学則第 33 条	
【資料 4-2-7】	平成 30(2018)年度 FD 活動計画	
【資料 4-2-8】	沖縄国際大学 FD 支援プログラムに関する規程	
【資料 4-2-9】	平成 22(2010)～平成 29 年(2017)年度 FD 支援プログラム・公募プロジェクト及び指定プロジェクト	
【資料 4-2-10】	授業評価アンケート見直しの経緯（平成 24(2012)年度第 6 回 FD 委員会議事録）	
【資料 4-2-11】	シラバス見直しの経緯（平成 25(2013)年度第 4 回 FD 委員会議事録、平成 26(2014)年度第 10 回教務委員会議事録）	
【資料 4-2-12】	2017 年度（後期）授業についてのアンケート実施率	
【資料 4-2-13】	2018 年度シラバス作成率	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	第 3 次中長期経営計画	
【資料 4-3-2】	障害のある学生の修学支援についての研修会	
【資料 4-3-3】	平成 33 年度入学者選抜方法の見直しに関する説明会	
【資料 4-3-4】	平成 30 年度事務職員初任者研修について	
【資料 4-3-5】	平成 29 年度沖縄国際大学事務職員夏期総合研修会日程	
【資料 4-3-6】	平成 29 年度公的研究費コンプライアンス研修・研究倫理教育研修	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学外研究員規程	
【資料 4-4-2】	国内研究員リスト（昭和 49 年度～） 国外研究員リスト（昭和 50 年度～）	
【資料 4-4-3】	「2017 年度大学院教育研究の向上に関するアンケート調査」実施状況	
【資料 4-4-4】	沖縄国際大学における研究者等の行動規範	
【資料 4-4-5】	沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理規程	
【資料 4-4-6】	沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-7】	研究活動の不正行為防止に関する規程	
【資料 4-4-8】	沖縄国際大学における公的研究費の取り扱いに関する規程	
【資料 4-4-9】	沖縄国際大学公的研究費使用に関する学内説明会	
【資料 4-4-10】	公的研究費学内使用ガイドブック（平成 30 年度版）	
【資料 4-4-11】	研究助成費交付規程	
【資料 4-4-12】	研究成果敢行奨励費交付規程	
【資料 4-4-13】	学会発表助成費交付規程	
【資料 4-4-14】	シンポジウム・学会等助成規程	
【資料 4-4-15】	沖縄国際大学受託研究取扱規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	寄附行為	
【資料 5-1-2】	平成 29 年度理事会、評議員会の開催状況	
【資料 5-1-3】	事務組織規程	
【資料 5-1-4】	業務事務分掌規程	
【資料 5-1-5】	経理規程	
【資料 5-1-6】	第 3 次中長期経営計画	
【資料 5-1-7】	沖縄国際大学環境方針	
【資料 5-1-8】	沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-9】	ハラスメント相談運用規程	
【資料 5-1-10】	ハラスメント調停及び苦情申立手続規程	
【資料 5-1-11】	学校法人沖縄国際大学危機管理規程	
【資料 5-1-12】	防火・防災管理規程	
【資料 5-1-13】	防犯カメラ運用規程	
【資料 5-1-14】	衛生委員会規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	寄附行為	
【資料 5-2-2】	学長選挙規程	
【資料 5-2-3】	常務理事職務細則	
【資料 5-2-4】	全学教授会規程	
【資料 5-2-5】	教育研究に関する重要な事項で全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（理事長・学長裁定 11 号）	
【資料 5-2-6】	副学長及び部館長選任規程	
【資料 5-2-7】	学則第 9 条	
【資料 5-2-8】	副学長職務細則	
【資料 5-2-9】	学部長選挙規程	
【資料 5-2-10】	各学部教授会規則	
【資料 5-2-11】	教育研究に関する重要な事項で学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（理事長・学長裁定 6 号）	
【資料 5-2-12】	事務組織規程	
【資料 5-2-13】	理事会上程議案及び添付資料について（申し合わせ）	
【資料 5-2-14】	組織図	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	寄附行為	
【資料 5-3-2】	経理規程	
【資料 5-3-3】	事務組織規程	
【資料 5-3-4】	部局館長会規程	
【資料 5-3-5】	課長会規程	
【資料 5-3-6】	学則第 3 章	
【資料 5-3-7】	大学院学則第 3 章	
【資料 5-3-8】	副学長及び部館長選任規程	
【資料 5-3-9】	学則第 38 条	
【資料 5-3-10】	大学協議会規程	
【資料 5-3-11】	長期計画研究委員会規程	
【資料 5-3-12】	学校法人沖縄国際大学内部監査規程	

5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	第 3 次中長期経営計画書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	予算統制規程	
【資料 5-5-2】	経理規程第 53 条	
【資料 5-5-3】	経理規程細則	
【資料 5-5-4】	職務権限規程	
【資料 5-5-5】	調達規程	
【資料 5-5-6】	寄附行為	
【資料 5-5-7】	第 493 回理事会決議録（平成 30 年 5 月 23 日）	
【資料 5-5-8】	第 283 回評議員会決議録（平成 30 年 5 月 23 日）	
【資料 5-5-9】	平成 29 年度前期・後期内部監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	自己点検・評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	3 つのポリシー実質化の進捗状況報告書	
【資料 6-2-2】	沖縄国際大学社会貢献・地域連携通信	
【資料 6-2-3】	平成 28 年度自己点検・評価活動に係る調査依頼	
【資料 6-2-4】	大学入学希望者学力評価テスト対応等のための調査・検討 WG 構成メンバー等	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	学則第 2 条	
【資料 6-3-2】	沖縄国際大学社会貢献・地域連携通信	
【資料 6-3-3】	大学入学希望者学力評価テスト対応等のための調査・検討 WG 構成メンバー等	
【資料 6-3-4】	平成 30(2018)年度 FD 活動計画	

基準 A. 図書館の教育機能と地域貢献活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 教育機能の充実－学びの「場」としての図書館		
【資料 A-1-1】	沖縄国際大学図書館報でいご第 52 号	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。